

第一百九十三回国会  
院会

## 財務金融委員会議録 第四号

(四五)

平成二十九年二月二十一日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事

井上 信治君 田中 勇君

理事

藤丸 敏君 宮下 一郎君

理事

山田 賢司君 上田 大岡 敏孝君

理事

伴野 豊君 石崎 徹君 壬生君 勇君

理事

大野 敏太郎君 鈴木 三男君 憲治君 勇君

理事

鬼木 誠君 佐市君 竹本 直君 勇君

理事

神山 佐市君 淳君 博義君 勇君

理事

津島 笠川 鈴木 竹本 大見 正君 勇君

理事

工藤 竹本 二郎君 淳君 博義君 勇君

理事

鈴木 二郎君 勝俣 孝明君 勇君

理事

神山 佐市君 佐市君 勝俣 孝明君

理事

伴野 豊君 石崎 徹君 勝俣 孝明君

理事

大野 敏太郎君 鈴木 三男君 勝俣 孝明君

理事

鬼木 誠君 佐市君 竹本 直君 勝俣 孝明君

理事

神山 佐市君 淳君 博義君 勝俣 孝明君

理事

大野 敏太郎君 鈴木 三男君 勝俣 孝明君

理事

大野 敏太郎君 鈴木 三男君 勝俣 孝明君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	向井 治紀君	財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君
政府参考人 (内閣府地方創生推進事務局審議官)	青柳 一郎君	委員の異動 二月二十一日
政府参考人 (内閣官房内閣審議官)	鈴木 三男君	補欠選任
政府参考人 (総務省大臣官房審議官)	池田 憲治君	大野 敏太郎君
政府参考人 (財務省主計局次長)	可部 哲生君	鬼木 誠君
政府参考人 (財務省主税局長)	星野 次彦君	斎藤 洋明君
政府参考人 (財務省理財局長)	佐川 宣寿君	助田 兼一郎君
政府参考人 (国税庁次長)	飯塚 厚君	福田 達夫君
政府参考人 (文部科学省大臣官房文教施設企画部長)	山下 治君	大野 敏太郎君
政府参考人 (文部科学省高等教育局私学部長)	村田 善則君	佐市君 博義君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	神山 重義君	神山 佐市君 博義君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	田畠 裕明君	田畠 裕明君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	鴻山 二郎君	鴻山 二郎君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	八木 哲也君	八木 哲也君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	山田 美樹君	山田 美樹君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	今井 雅人君	今井 雅人君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	古川 重徳君	古川 重徳君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	前原 雅一君	前原 雅一君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	宮本 徹君	宮本 徹君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	丸山 初鹿	丸山 初鹿
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	伊藤 明博君	伊藤 明博君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	古本伸 一郎君	古本伸 一郎君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	神山 青柳陽	神山 青柳陽
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	洋介君	洋介君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	森 和彦君	森 和彦君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)	橋本 泰宏君	橋本 泰宏君
同日 辞任	神山 佐市君	大野 敏太郎君
同日 辞任	佐市君 博義君	佐市君 博義君
同日 辞任	田畠 裕明君	田畠 裕明君
同日 辞任	鴻山 二郎君	鴻山 二郎君
同日 辞任	八木 哲也君	八木 哲也君
同日 辞任	神山 洋介君	神山 洋介君
同日 辞任	佐市君 新君	佐市君 新君
同日 辞任	田畠 裕明君	田畠 裕明君
同日 辞任	鴻山 二郎君	鴻山 二郎君
同日 辞任	八木 哲也君	八木 哲也君
同日 辞任	神山 洋介君	神山 洋介君
同日 辞任	佐市君 新君	佐市君 新君
同日 辞任	田畠 裕明君	田畠 裕明君
同日 辞任	鴻山 二郎君	鴻山 二郎君
同日 辞任	八木 哲也君	八木 哲也君
同日 辞任	神山 洋介君	神山 洋介君
同日 辞任	佐市君 新君	佐市君 新君
同日 辞任	田畠 裕明君	田畠 裕明君
同日 辞任	鴻山 二郎君	鴻山 二郎君
同日 辞任	八木 哲也君	八木 哲也君
同日 辞任	神山 洋介君	神山 洋介君
補欠選任	大野 敏太郎君	大野 敏太郎君
補欠選任	佐市君 博義君	佐市君 博義君
補欠選任	田畠 裕明君	田畠 裕明君
補欠選任	鴻山 二郎君	鴻山 二郎君
補欠選任	八木 哲也君	八木 哲也君
補欠選任	神山 洋介君	神山 洋介君
補欠選任	佐市君 新君	佐市君 新君
補欠選任	田畠 裕明君	田畠 裕明君
補欠選任	鴻山 二郎君	鴻山 二郎君
補欠選任	八木 哲也君	八木 哲也君
補欠選任	神山 洋介君	神山 洋介君
本日の会議に付した案件	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	○御法川委員長 これより質疑に入ります。
政府参考人出頭要求に関する件	○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。	○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。勝俣孝明君。
参考人出頭要求に関する件	○勝俣委員 自由民主党の勝俣孝明でござります。	○勝俣委員 本日は、税制改正ということで、まず初めに、個人所得税に関して、配偶者控除及び配偶者特別控除見直しについて御質問をさせていただきたいと思います。
所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第六号)	○勝俣委員 本日は、税制改正ということで、まず初めに、個人所得税に関して、配偶者控除及び配偶者特別控除見直しについて御質問をさせていただきたいと思います。	昨今の雇用・所得環境を見ますと、労働需給は着実な改善を続けていまして、雇用者所得も緩や

○御法川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として、内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣府地方創生推進事務局審議官青柳一郎君、警察庁長官官房審議官鈴木三男君、総務省大臣官房審議官池田憲治君、財務省主計局長可部哲生君、主税局長星野次彦君、理財局長佐川宣寿君、国税庁次長飯塚厚君、文部科学省大臣官房文教施設企画部長山下治君、高等教育局私学部長村田善則君、厚生労働省大臣官房審議官橋本泰宏君、大臣官房審議官森和彥君、大臣官房審議官谷内繁君、大臣官房審議官早川治君、航空局次長平垣内久隆君の出席を求め、説明を聴取いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○御法川委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。勝俣孝明君。

○勝俣委員 本日は、税制改正ということで、まず初めに、個人所得税に関して、配偶者控除及び配偶者特別控除見直しについて御質問をさせていただきたいと思います。

○勝俣委員 本日は、税制改正ということで、まず初めに、個人所得税に関して、配偶者控除及び配偶者特別控除見直しについて御質問をさせていただきたいと思います。

かに増加している状況でございます。日銀の短観によりますと、雇用人員判断D-Iで見ました人手不足感も一段と強まっておりまして、先行きも、雇用者数は引き続き増加をし、労働需給は一段と引き締まつていくといふように見られております。

一般労働者の賃金については、企業収益の改善に加えて、予想物価上昇率の高まりが明確になるにつれて伸びを高めていくと予想されております。パートの時間当たり名目賃金も、労働需給の引き締まりの明確化や最低賃金の引き上げに伴って、着実に上昇していくことが予想をされております。

まさに、こうした雇用者所得増加の牽引役は雇用者数の増加、とりわけ女性雇用者の増加が挙げられるというふうに認識しております。女性の中でも、近年は共働き女性の増加が際立つており、年齢別に見ますと、特に二十五歳から三十四歳の層と四十五歳から五十四歳の層が際立つてゐるというところでございます。

さまたま複合的な要因があるというふうに思いますが、大きく二つに分けると、政府や企業が成長戦略の一環として進めてきた女性の労働参加促進策が奏功し、若年層を中心に働く意欲を持つ女性の労働参加が増加したという前向きな側面と、それから消費増税や年金支給額といった社会保障への不安などを背景に、老後、将来不安を強めた中高年女性たちが新たに労働市場に参入するといったある意味、後ろ向きな側面も双方が見られるかというふうに思っております。

まさに、私の地元、静岡県の沼津、伊豆半島でございますけれども、建設業はもちろんなんですが、それでも、観光産業が基幹産業でございますので、人手不足が大変顕著になつてゐる状況です。特に、観光産業はホテル、旅館が、近年本当に観光客が内外から大勢お越しいただいておりますので、大変な人手不足になつてゐるんすけれども、ホテル、旅館業というのは女性の短時間パート雇用が大変多いんですね。そういう中で、部屋

の余力はあるんですけれども、やはり人手不足のために宿泊をお断りしている、そういう状況でございます。

こうした中で、政府は育児・介護休業法を改正しまして、育児や介護を行う労働者が安心して働く環境整備もしておりますし、子ども・子育て支援法の改正によって、事業所内保育所の整備の支援等も行つてゐるわけでございますけれども、

今回の税制改正においては、女性活躍推進の取り組みの一環として、配偶者控除に係る年収要件が百三万円から百五十万円に引き上げられるということでございます。

そこで、見直し案について、一定の効果がある反面、課題も出てくるわけでございまして、例えば社会保険料の負担が生じる百三十万円の壁、これをどうしていくのか、それから企業の家族手当の支給基準のあり方をどうしていくのかといった課題をどのように解決していくのか、御所見をお伺いいたします。

○馬場大臣政務官 お答えします。

いわゆる百三十万円の壁の問題につきましては、人手不足が叫ばれる中で、働いたい人が働きやすい環境を整え、同時に、女性を初めとする短時間労働者の年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険の適用拡大を進めていくことが重要であると考えております。

昨年十月から、大企業で働く短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が始まって、既に二十万人を超える方に被用者保険が適用されております。さらに、昨年末に成立した年金改革法に基づいて、ことしの四月からは、労使の合意を前提に、中小企業等で働く短時間労働者にも適用拡大の道を開いたところであります。今後、適用拡大

等を見ながら、さらなる適用拡大について検討していきたいと存じます。

また、配偶者の収入制限がある企業の配偶者手当につきましては、就業調整の大きな要因の一つと考えております。先ほど御心配のお話があつた政説問会議におきまして、安倍総理からも企業の配偶者手当の見直しについて前向きな取り組みをお願いしたところであります。

厚生労働省としても、企業の実情も踏まえ、労使の真摯な話し合いが行われるよう、全国の労働局を通じて、労使団体等へ働きかけてまいりたいと存じます。

○勝俣委員 いずれにしましても、企業への働きかけというのは大変重要な要素になつてくると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思っています。

次に、積立NISAの創設について質問をさせていただきたいというふうに思います。

我が国は間接金融の文化であるといふことに象徴があるかなというふうに私は思つております。この貯蓄から投資への流れをつくるという意味で、現行のNISAというものができますというふうに認識をしております。

現状を見ますと、口座数が一千四十九万口座ということでございます。買付金額が約八・四兆円。この一千四十九万口座というのは、私は大変これは大きな数字なのかなというふうに認識をしているんですけども、一方で、口座の稼働率

の中で、今回の積立NISAの創設によつて、やはり貯蓄から投資への流れが本当にできるのかどうか、具体的な方策をお伺いしたいと思います。

○越智副大臣 議員御指摘のとおり、日本の家計金融資産の過半は現預金であります。これをバランスのとれたポートフォリオに移行させて、家計の安定的な資産形成を促していくということは重大的な課題でございます。

平成二十六年からNISAは始まつたわけでございますが、議員御指摘のとおり、今、一千万口座を超えたということで、着実に普及は進んでいます。ただし、委員御指摘のとおり、一度も買付けが行われてない口座が半分以上あるということです。

アンケートをとつてみると、なぜ使われないかという中で、まとまつた資金がないからという答えがかなり多いというのも事実であります。ただ、委員御指摘のとおり、一度も買付けが行われてない口座が半分以上あるということです。

こうした課題を踏まえて、積立NISAは、主に月々の収入から少額をこつこつと長期間積み立てて投資手法での資産形成を支援する制度として創設されたものであります。

金融庁としては、家計に向けた実践的な投資教育の取り組みなどとあわせまして、積立NISAの普及、浸透に努めて、貯蓄から資産形成への流れをさらにしつかりと後押ししていきたいというふうに思つております。

この積立NISAという商品は、時間的な分散投資を図るのにとても有用な制度だといふふうに思つております。

投資を図るのにとても有用な制度だといふふうに思つております。この積み立てというふうに思つております。

投資を図るのにとても有用な制度だといふふうに思つております。この積み立てというふうに思つております。

投資を図るのにとても有用な制度だといふふうに思つております。

○勝俣委員 まさにこの積み立てというふうに思つております。

ふうに思ひますので、ぜひ浸透させていただきた

いなというふうに思つております。

次に、研究開発税制の見直しについて御質問をさせていただきます。

現在、我が国の経済情勢は緩やかな回復基調にあるものの、さらなる国際競争力の強化や、企業の足腰を強めて収益力を高めていくということが、経済の好循環を活発にする原動力になるといふふうに考えております。

そこで、今後、未来への投資ということで、将来を見据えた種を着実につくっていくことが重要であるというふうに認識をしております。特に、I-O-T、ビッグデータ、人工智能、A-I等を活用した第四次産業革命による新たなビジネス開発をしっかりと後押ししていくことで、未来への投資を活発化させていかなければなりません。まさに十年先、二十年先に花を開くシーズ、種を今からしっかりととつくつていくことです。

研究開発はそのための投資であるというふうに考えております。今でも、この研究開発税制による減税によって、研究開発はある程度効果があつた私は認識しておりますけれども、今回の研究開発税制の見直しにおいて、現行制度と異なる点をお伺いしたいと思います。

○星野政府参考人　お答え申し上げます。  
先生御指摘のとおり、研究開発税制は、将来的経済成長の種、経済成長の礎となります企業の研究開発投資を後押しするための租税特別措置でございます。

二十九年度の税制改正におきましては、官民の研究開発投資を二〇二〇年までに対GDP比四%以上とする政策目標、また第四次産業革命による新たなビジネス開発を後押しする観点などを踏まえまして、必要な見直しを行うこととしておりまます。

具体的には、現行の総額型が企業の研究開発投資の一一定割合を単純に減税する仕組みとなつている構造を見直しまして、試験研究費の増減に応じて控除率を変動させる仕組みに改めることによりまして、企業の研究開発投資の増加を強く促す制

度となるよう見直すとともに、ビッグデータ等を活用した第四次産業革命型のサービス開発を本税制の対象に追加するといった見直しを行うことと

してあります。今回の改正を受けて、積極的に研究開発投資を増加させていただくことを期待しているところでござります。

○勝俣委員　ありがとうございます。  
これも企業関係の税制でござりますけれども、所得拡大促進税制について御質問をさせていただきたいたいと思います。

各業界、春闐がスタートしまして、今、新聞紙上等々をにぎわせておりますけれども、ペアに注目が集まっています。まさに、経済の好循環実現のための正念場であるというふうに考えております。

国内産業、地方経済の裾野を支える中小企業への波及がその鍵を握っているのかなどというふうに私は認識しております。中小企業を支える雇用者が増加することで、やはり個人消費の拡大にもつながるわけでございます。

そのための今回の所得拡大促進税制は、私は大変意味のある政策であるというふうに思います  
が、現行からの変更点と、やはり多くの中小企業が赤字企業である中で、その期待できる効果をお伺いいたします。

○麻生国務大臣　この所得拡大促進税制というのは、今勝俣先生がおっしゃるように、いわゆる賃金引き上げを後押しするための思い切った税制改革なんだと思っていてるんですが。

二十五年度に税制改正を創設して、その後拡充を行つてきましたが、その結果としては、少なくとも、賃金動向を見ますと、二十一世紀に入つてから最も高い賃金上昇を上げておりまして、それまで一・七ぐらいあつたものが、この税制を入れましてからは一・〇七、二・二〇、二・〇と三年連続二%を超えていたということになつておるが、数字としては言えると思っております。

二十九年度の今度の税制改正においては、企業

収益におきます拡大というものがいわゆる雇用の増加とか賃金の上昇にさらにつなげることによつて好循環をということで、今、賃上げのいわゆる刺激、最近の言葉ではインセンティブというものを強化するためにさらに見直しを行うこととして、今おつしゃつたように、大企業と中小企業と

分けました。  
大企業につきましては、前年度から二%以上、昨年が二%でしたから、二%以上の賃金引き上げを行う企業の支援を重視化するということで、税額控除の引き上げ率を一〇%から一二%ということを行うこととしておりますが、いわゆる余力の小さい中小零細企業につきましては、平均給与支給額がまず前年を上回ることにして、その上で現行制度の要件というものを維持して、さらに上乗せして二%以上の賃上げをやってくれるところには、大企業の場合は一〇から一二ですけれども、中小零細につきましては一〇を一二に引き上げる

こととにいたしておりますので。  
こうした改正を受けまして、いわゆる給料の実質というか可処分所得というものがふえました分だけ、それが消費に回つたりいろいろな形に波及効果が及んでいくというように期待をいたしております。

○勝俣委員　ありがとうございます。  
今回、ポイントは、やはり大企業と中小企業を分けてやるということが大変重要なというふうに思つておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

最後の質問になりますけれども、酒税の見直しについてでございます。

本改正案において、ビールの税率を段階的に引き下げていく一方で、いわゆる新ジャンル、第三のビールや発泡酒の税率を段階的に引き上げるということによつて、ビール系飲料に係る税率の一

本化を図るというふうにされております。  
数年前と比較して、私も家庭に出来るんですけど、新ジャンルのビール系飲料は味も大分よくなつてきているというふうに思いますし、糖質な

どを抑えた健康志向というのが売りになつてゐるわけでございます。そうすると、家庭におけるビールの存在が非常に薄くなつてゐるなどいうふうにも感じてゐるんです。

こうした中で、今回の税制改正は、消費者、いわゆる家計に与える影響等もしっかりと考慮して行う必要があるというふうに考えておりますけれども、御見解をお伺いいたします。

○星野政府参考人　お答え申し上げます。  
今回の酒税改革では、ビール系飲料に対する酒税の税率につきまして、御指摘のとおり、税率格差を一本化していくということで、三段階かけまして、平成三十八年十月に一本化をするというごとでございます。

この改革を通じまして、ビールの値段が下がるとともに、消費者にとって魅力のある商品の開発が進むことで、幅広い消費者にとって、安くておいしい、自分好みのビールを飲めるというメリットが生じるものと考えております。

ただ、他方、新ジャンル等につきましては税率が引き上がるごとから、これを飲まれる消費者の負担が急激にふえることとならないように、税率見直しは拙速にスタートをせずに、今から四年後の平成三十二年十月に着手をし、今から十年後の平成三十八年十月までにわたりて段階的に見直しを行うこととしているものでございます。

さらに、各段階の税率見直しにつきまして、消費者への影響等をよく確認しながら進めしていく観点から、今回の法律の中に、税率見直しの都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があれば所要の措置を講ずる旨を明記しております。この検討規定に沿つて適切に対応してまいりたいと考えております。

○勝俣委員　いずれにしましても、今、経済好循環の実現のための正念場でござりますので、スピード感のある政策実行をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

は、治験業務を受託できるのはある程度規模の大きい企業ですから、現行の制度ですと、事実上、一部をアウトソースすると、全てオープニング

○山田(美)委員 自由民主党、東京一区選出の山田美樹でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

限られた時間ですので、私は、社会保障の観点から、医療と医薬品に係る税制を中心に御質問を申し上げます。

トランプ政権の発足で日米の貿易収支が再び注目されていますが、物の輸出もさることながら、日本企業が持つ技術やノウハウなど知的財産権の収入、いわゆる知財収支が過去十年で何と五倍も伸びており、昨年は過去最高の二・四兆円の黒字に達したそうです。日本の技術貿易の稼ぎ頭が自動車と医薬品です。

医薬品研究開発には二十八年度補正予算でも五百五十億円を計上いたしましたが、どうやら、委託費を受ける際に担保の提供を求められたばかり、研究が失敗しても委託費の一部を返還するなどの制約がつくのを心配する声を伺っています。

特に大学や研究機関などアカデミアにとっては、仮に五億円の研究に失敗して五千万円返還するとなりますと、毎年五百万円ずつ十年間かけて返すというのは重過ぎる負担です。ハイリスクな研究にとって現実的に使いやすい制度となることが望まれます。

新薬開発の支援でもう一つの課題が、オープニング型ノベーション型の減税です。医薬品企業が行う共同研究や委託研究に係る費用は年間二千億円近くあります、そのうち、オープニングノベーション型減税の細かい要件をクリアできるのはたった十三億円にすぎないと聞いています。

今回の改正案で幾つか改善をいただいておりましたが、積み残しとなった課題が治験業務を外部の企業にアウトソーシングした場合の扱いであります。開発のスピードアップやコスト削減の要請から、外部に委託するケースはふえ続けて、今、六百億円を超える規模でございますが、この際、受託する企業が中小企業でなければオープニングノベーション型の減税を受けられません。現実に

きの企業でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

トランプ政権の発足で日米の貿易収支が再び注目されていますが、物の輸出もさることながら、日本企業が持つ技術やノウハウなど知的財産権の収入、いわゆる知財収支が過去十年で何と五倍も伸びており、昨年は過去最高の二・四兆円の黒字に達したそうです。日本の技術貿易の稼ぎ頭が自動車と医薬品です。

医薬品研究開発には二十八年度補正予算でも五百五十億円を計上いたしましたが、どうやら、委託費を受ける際に担保の提供を求められたばかり、研究が失敗しても委託費の一部を返還するなどの制約がつくのを心配する声を伺っています。

特に大学や研究機関などアカデミアにとっては、仮に五億円の研究に失敗して五千万円返還するとなりますと、毎年五百万円ずつ十年間かけて返すというのは重過ぎる負担です。ハイリスクな研究にとって現実的に使いやすい制度となることが望まれます。

新薬開発の支援でもう一つの課題が、オープニング型ノベーション型の減税です。医薬品企業が行う共同研究や委託研究に係る費用は年間二千億円近くあります、そのうち、オープニングノベーション型減税の細かい要件をクリアできるのはたった十三億円にすぎないと聞いています。

今回の改正案で幾つか改善をいただいておりましたが、積み残しとなった課題が治験業務を外部の企業にアウトソーシングした場合の扱いであります。開発のスピードアップやコスト削減の要請から、外部に委託するケースはふえ続けて、今、六百億円を超える規模でございますが、この際、受託する企業が中小企業でなければオープニングノベーション型の減税を受けられません。現実に

現場の状況を随時見ながら、制度の改善を続けていただければと思います。

この関連なんですが、医薬品の研究開発支援に当たって、減税、補助金と並んで非常に重要なのが薬価政策です。昨年の暮れに、薬価の毎年改定が大きな議論となりました。

私は、以前、経営コンサルティングで働いていましたときに、大変勉強させていただいたのが製薬企業のプロジェクトでした。関東全域の営業所を回りまして、MRやMSの方の車に乗せていた

だけで、診療所やクリニックを一軒一軒訪問しました。毎年改定と聞いて一番心配なのが、現場の方々の大変な負担、そして何よりも、新薬開発への投資インセンティブが下がって、日本の医薬品産業の国際競争力が著しく下がってしまうのではないかということです。

昨年十二月の薬価制度の抜本改革に向けた基本方針の中に、「新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度をゼロベースで抜本的に見直す」とあります。未承認薬や適応外薬で医療用の必要性が高いと判断されたものについては、国から企業において、採算を度外視して開発していくべき上げであつたり、対象範囲の拡大などを行つたところであります。

また、今般、税制改正においては、オープニング型ノベーション型の手続要件について、今御指摘があつたように、共同研究等の実態を踏まえて、対象費用の追加、契約変更の柔軟化や手続の簡素化などによって、使い勝手の向上を図ることとしておりますけれども、企業側の真摯な努力によつて三百三十件の要請のうち、もう八割以上が承認に至つてていると聞いております。ドラッグラグ解消を支えてきたこの制度、現行の制度をぜひ維持していただきたいと思っております。

このようにさまざまな政策手段、減税や補助金、薬価政策などある中で、どのように新薬開発を開拓していくお考えでしょうか。麻生大臣にお伺いします。

○麻生国務大臣 この新薬開発というものは、山田先生、極めて大きなもので、今、新薬を開発できている国というのはどこがありますかね。アメリカとスイスとイギリスと日本、ちょっとドイツはもうほとんど、ドイツはかなり落ち目になってしまっていますから、ドイツ、フランスはほとんどできません。だから、そういう意味じゃ、その四カ国ぐらいいなんだと思うんですね。

日本としては、今後、新薬開発というのは、いろいろ研究開発投資の促進をして、さらにやつていろいろ考え方を基本的に持っております。

まず、研究開発税制についてですが、研究開発全般については、企業がある程度リスクをとつて研究開発投資を行うということを後押しさせる制度といふのを基本的に措置しているんですが、今、いわゆる研究開発税制全体が約六千億ぐらいの中で、化学品も入っていますから医薬品だけではありませんけれども、化学品関係でいきますと、一千百億円ですから、約一八%ぐらいのものが広く使われております。相対的に広く使われている分野だと思っております。

その上で、まず予算面においては、平成二十九年度の予算で、革新的な新薬創出というものに対して、いわゆるAMEDというの、ジャパン・エージェンシー・フォー・メディカル・リサーチ・アンド・ディベロップメントでしたかね、あれは二年ぐらい前にできた、二十七年度からスタートしていると思いますが、あの日本医療研究開発機構というのを通じて、研究開発補助として二百四億円を手当しておりますが、これがしっかりと新薬創出につながっていくということを大いに期待をしているんですが。

薬価制度につきましては、今御質問があつておりましたけれども、薬価へ種々の加算などによって医薬品の有効性等を評価する仕組みがありますが、昨年の十二月の二十日でしたか、いわゆる四大臣で合意した、薬価制度の抜本的改革に向けた基本方針というのをやりまして、新薬創出等の加算の抜本的な見直しとあわせて、費用対効果評価を本格的に導入することで、真に有効な医薬品を適切に見きわめるという、イノベーションを評価することとされております。

これで、二年に一遍と言われたものを一年に四回か、いろいろな形でするんですが、全薬やれなんと言つたつて、そんなものはできるわけありませんから、かえつてコストが高くなりま

すので、そういったものではなくて、新たに新薬といった出されたものにに関してだけは、というような形でいろいろさせていただいている。今後、厚生労働省において具体的な検討が進んでいくんだと承知していますけれども、国民負担の軽減という部分と医療の質の向上という部分と、二点に向けて両方やらないかねところなので、これは厚生省とよくさらには話を詰めていきました。○山田(美)委員 ゼビ、そうした観点から議論を進めています。

続きまして、長年の議論でありますけれども、医療に係る消費税の課税のあり方についてお伺いします。

二十八年度の税制改正大綱では、二十九年度改正に際して、総合的に検討し、結論を得るとされておりましたが、その後、消費税一〇%、引き上げが延期され、二十九年度の大綱では、消費税率が一〇%に引き上げられるまでにと改められました。デッドラインが後ろ倒しになつたことで議論を進めようという機運が下がつてしまつことを心配しております。

医療現場の方々が一番恐れているのは、時間の余裕があるからといって、ぎりぎりまで問題がたなざらしになつてしまつて、直前にばたばた決まるというようなことです。

これまで、解決策として、ゼロ税率や軽減税率、所得税や法人税の特例などさまざまの案が挙がっておりますし、去年の三月には、医師会が、病院団体や歯科医師会、薬剤師会など関連団体の意見を取りまとめて、非課税のまま、診療報酬による上乗せ分を上回った場合に超過額を還付するという、医療界として一体化した案を提示しています。

一方で、国会における麻生大臣を初め政府側からの御答弁も非常に明確で、税収減の懸念や記帳などの事務負担、それから概算経費率の問題など、論点が明らかです。

さきょうは、この場で中身について議論するつもりで、こ

れまでは中医協の分科会や医師会の諮問委員会などの議論でしたけれども、これは税制の話です。

今後、厚生労働省において具体的な検討が進んでいくんだと承知していますけれども、国民負担の軽減という部分と医療の質の向上という部分

医療現場の方々は議論の成り行きが見えないことを大変心配しております。ぜひ、財務省が中心となって、公の場で議論できる場所が必要だと考りますが、どのように取り組んでいくのか、麻生大臣にお伺いします。

○麻生国務大臣 これはもう長年にわたる、消費税ができたときにさかのぼりますけれども、長年にわたり消費税の問題として、いわゆる損税が発生するという話、もう詳しく述べませんけれども、そこからどうにかせないかねという取り組みは、かなり医療関係団体から、多くから希望されて、寄せられておりますのは、私どもとしてもよく認識をいたしております。

この問題の解決に向けて、日本医師会等々の関係団体からさまざまの要望なり、検討がなされておりますし、また、所管しておられます厚生労働省においては、今、財務省といたしましても、検討会議を両方でさせていただいているところでありまして、この問題は、三、四年になりますか、与党の税制調査会において議論が行われてきたという経緯もありますので、昨年末に取りまとめられたとされた与党税制改正大綱においても、消費税率が一〇%に引き上げられるまでに、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう

に、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当でのあり方の検討とあわせて、総合的に検討して結論を得るとされております。

これは御存じのように、薬のときは税金がないんですけれども、高額な医療機械を買ったときは消費税を払うということになるので、その分はどうしてくれるんだという話なんですが、どういふうなことになる、いや、それよりもっとだ

といつて、これはいろいろ意見の分かれるところでもありますので、御議論に我々としても資するように、財務省としても対応いたしてまいりたいと考えております。

○山田(美)委員 ゼビ、財務省としてもしっかりと、できないことを明らかにしていただくことが不可欠であります。

医療現場

の成り行きが見えないことを大変心配しております。ぜひ、財務省が中心となって、公の場で議論できる場所が必要だと考りますが、どのように取り組んでいくのか、麻生大臣にお伺いします。

○麻生国務大臣 これはもう長年にわたる、消費税ができたときにさかのぼりますけれども、長年にわたり消費税の問題として、いわゆる損税が発生するという話、もう詳しく述べませんけれども、そこからどうにかせないかねという取り組みは、かなり医療関係団体から、多くから希望されて、寄せられておりますのは、私どもとしてもよく認識をいたしております。

この問題の解決に向けて、日本医師会等々の関係団体からさまざまの要望なり、検討がなされておりますし、また、所管しておられます厚生労働省においては、今、財務省といたしましても、検討会議を両方でさせていただいているところでありまして、この問題は、三、四年になりますか、与党の税制調査会において議論が行われてきたという経緯もありますので、昨年末に取りまとめられたとされた与党税制改正大綱においても、消費税率が一〇%に引き上げられるまでに、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう

に、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当でのあり方の検討とあわせて、総合的に検討して結論を得るとされております。

これは御存じのように、薬のときは税金がないんですけれども、高額な医療機械を買ったときは消費税を払うということになるので、その分はどうしてくれるんだという話なんですが、どういふうなことになる、いや、それよりもっとだ

といつて、これはいろいろ意見の分かれるところでもありますので、御議論に我々としても資するように、財務省としても対応いたしてまいりたいと考えております。

○山田(美)委員 ゼビ、財務省としてもしっかりと、できないことを明らかにしていただくことが不可欠であります。

医療現場の成り行きが見えないことを大変心配しております。ぜひ、財務省が中心となって、公の場で議論できる場所が必要だと考りますが、どのように取り組んでいくのか、麻生大臣にお伺いします。

○麻生国務大臣 これはもう長年にわたる、消費税ができたときにさかのぼりますけれども、長年にわたり消費税の問題として、いわゆる損税が発生するという話、もう詳しく述べませんけれども、そこからどうにかせないかねという取り組みは、かなり医療関係団体から、多くから希望されて、寄せられておりますのは、私どもとしてもよく認識をいたしております。

この問題の解決に向けて、日本医師会等々の関係団体からさまざまの要望なり、検討がなされておりますし、また、所管しておられます厚生労働省においては、今、財務省といたしましても、検討会議を両方でさせていただいているところでありまして、この問題は、三、四年になりますか、与党の税制調査会において議論が行われてきたという経緯もありますので、昨年末に取りまとめられたとされた与党税制改正大綱においても、消費税率が一〇%に引き上げられるまでに、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう

に、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当でのあり方の検討とあわせて、総合的に検討して結論を得るとされております。

これは御存じのように、薬のときは税金がないんですけれども、高額な医療機械を買ったときは消費税を払うということになるので、その分はどうてくれるんだという話なんですが、どういふうなことになる、いや、それよりもっとだ

たらはずです。ことしは、次期診療報酬改定の

議論も始まりますけれども、今回の税制改正で中小企業の賃上げをこれだけしっかり支援していることとの関係で、医療関係者の報酬の向上についてどのように取り組んでいくお考えでしようか。

○木原副大臣 医療関係者の報酬の向上に関する

ことは、前提として、委員がお話しましたように、まず日本の公的医療保険制度においては、医療機関の報酬というのは税金や保険料が原資となつておりますので、これを負担する国民の負担を考えるという必要がございますので、他の民間企業で働く方々の給料と全く同じように考える

ことはできないというのをもう今御理解いただいて

いることだと思います。

さらには、医療関係者の報酬とそれ以外の労働者の給与水準というのをやはり丁寧に見ていく必要があります。企業で働く方々の給料と全く同じように考える

ことはできないというのをもう今御理解いただいて

いることだと思います。

その上で、各医療機関が、例えば、地域の医療ニーズを的確に把握してこれに応じた医療を提供するであるとか、また、御努力はいたしておりますが、コスト面でもさらにさまざまな効率化の取り組みを行うといった、そういう経営努力を行っていくことも重要であり、これによって収益が上がれば賃上げに充てることも考えられるわけ

でございます。

なお、今般の税制改正において見直しを行いました所得拡大促進税制についても、特に中小企業への賃上げの支援を重点的に行うなど、めり張り

をつける見直しを行っておりますが、医療機関も

要件を満たすことによって適用が可能であります

ので、まずはその御活用も考えていただきたいな

と思っております。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

ぜひ、地域の特性や経営改善の觀点など、さまざまの觀点から医療の関係者の報酬向上をお願いいたします。

最後に、一つ短い質問をさせていただきます。

納稅実務全般にわたる話ですけれども、個人事業者とマイナンバーについてお伺いします。

昨年からマイナンバーの本格運用がスタートして、法人番号を持たない個人事業者はマイナンバーによって税務申告をするようになりました。ところが、個人事業者の中には、マイナンバーの提出に抵抗感があるという方が非常に多く、そういう方のお話を伺います。

個人所有の不動産を賃貸している給与所得者の方はもちろんですし、弁護士やフリーランス業など、一度きりの取引の相手に番号を教えるということに違和感があるようです。作家や芸能人など、プライバシー保護の問題もあります。一月の三十一日までに税務署に提出された支払い調書の中には、番号記載のないもののが多数あつたという話も伺っております。

そんな中で、一部には、登録制で個人事業者番号を導入してはどうかといった御意見も聞かれますけれども、今のこうした現状を踏まえて、対応をどのようにお考えでしょうか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

個人事業主に対してマイナンバーとは異なる番号を付与することについては、マイナンバー法の検討時においては、マイナンバー制度を活用することとなる社会保障や税の分野での具体的な行政ニーズがなかったことや、登記をしている個人事業者が極めて少數であることから、現状において、個人事業者の実態を把握し、責任を持って交渉できる機関もないこと、また、個人を特定するためのマイナンバーを定める法律の中で、個人に複数の番号を与えることは困難であったことから、マイナンバー制度上の対応は見送られたものと承知しております。

他方、今後、法人番号は利用制限がございませんので、利活用が広がり、定着していく中で、法人番号を利用できない個人事業主の経済活動への影響の有無につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

個人事業主に対する番号につきましては、政府としては、中長期的に検討していく必要のある課題と認識しております。今後の法人番号の利用状況も踏まえ、具体的なニーズの洗い出しを行って、付番、通知、公表の執行の観点から、とともに、實現方法を検討していく必要があるものと考えております。

○山田(美)委員 ゼビ、今後もしっかりと検討を続けていただければと思います。ありがとうございます。

○上田委員 公明党の上田勇でございます。

先日、本会議でも質問させていただきましたけれども、引き続き、所得税法等の改正案につきまして御質問させていただきます。時間に限りもあります。

○御法川委員長 次に、上田勇君。

○上田委員 公明党の上田勇でございます。

まず最初に、今後の配偶者控除等の見直しの方向性についてお伺いをしたいというふうに思いますが、これまで、今後の配偶者控除等の見直しの方向性についてお伺いをしたいというふうに思いました。

○上田委員 お答えください。

○向井政府参考人 お答えいたします。

個人事業主に対してマイナンバーとは異なる番号を付与することについては、マイナンバー法の検討時に必要ではないかとの意見もありました。が、マイナンバー制度を活用することとなる社会保障や税の分野での具体的な行政ニーズがなかったことや、登記をしている個人事業者が極めて少數であることから、現状において、個人事業者の実態を把握し、責任を持って交渉できる機関もないこと、また、個人を特定するためのマイナンバーを定める法律の中で、個人に複数の番号を与えることは困難であったことから、マイナンバー制度上の対応は見送られたものと承知しております。

他方、今後、法人番号は利用制限がございませんので、利活用が広がり、定着していく中で、法人番号を利用できない個人事業主の経済活動への影響の有無につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

に欠けますし、ほかの扶養控除のあり方についてもかかわってくることがあります。また、第二には、夫婦控除の制度になると、夫婦ともに一定の所得以上がある、そろると高所得世帯といふことになりますけれども、そこまで負担の軽減が及ぶ、そういうさまざまな問題があるのでないかという判断をいたしました。その前提、すなわち今述べたような問題がない方法で、今後、配偶者控除の方法も含めて、人的控除のあり方にについて検討していくということにしております。

こうした所得税改革の方向性について、まず御見解を伺いたいというふうに思います。

○麻生国務大臣 配偶者控除の見直しについては、これは今上田先生いろいろおっしゃいましたように、与党においてさまざまに議論をかなり長い間にわたっていろいろいただいたところであります。

その議論の結果、今般、就労調整、いわゆる百三万の壁とかいろいろありますので、就労調整をめぐるいわゆる突撃の課題にまず対応するため

に、配偶者の収入制限百三万円を引き上げるとの見直しを行うことについておられます。まずは、今般の配偶者控除の見直しを着実に実施するということが重要だと考えておりますので、現時点で配偶者控除についてさらに見直しを行うといふふうなことを考えておられるわけではありません。

他方、昨年末の与党の税制改正大綱において、

現在の基礎控除などの控除を採用しております。所得控除方式は、いわゆる高所得者ほど負担の軽減額が大きいということになりますので、収入にかかるわざ税負担の軽減額というものが一定となりますいわゆるゼロ税率方式もしくは税額控除方式を導入するが、または、所得控除方式を維持しつつ、その上で高所得者については税負担の軽減額を逓減させるとか消滅させるとかいう仕組みを導入するとか、外国でもやり方は随分いろいろ違いますので、控除方式のあり方について検討を進める旨決められております。

こうした与党の議論というのを踏まえながら、

いわゆる控除全体の見直しというものについて議論をしていく中で丁寧な検討を進めていく必要があるうかと思っておりますので、諸外国のものもある程度参考にさせていただきながら検討させていただきたくないと考えております。

○上田委員 ありがとうございます。

これまで、この第一次レポートで示された五つのパターンがあつたので、余りにも選択肢の幅が広過ぎた面があつたんじゃないかと思います。考え方も全然違うものが並べられていて、今回、いろいろな議論を通じて少し考え方を整理し、考え方の案を絞つていただきました。その意味で、これから論点もより明確になっていくというふうに思いますし、改革の議論が進むのではないかということを期待しております。

政府税調でも引き続き多分議論を深めることになるんだというふうに思いますし、また与党税調においても議論をしていきたいというふうに考えております。

政府税調でも引き続き多分議論を深めることに

なるんだというふうに思いますし、また与党税調においても議論をしていきたいというふうに考えております。

次に、サービス産業の生産性向上の税制上の支援についてお伺いしたいというふうに思います。

この法案にあります税制改正においては、サ

ービス産業の生産性向上を重視していると承知して

います。

第一には、研究開発税制では、サービス開発のための試験研究費を対象に追加した。

第二には、中小企業投資促進税制では、器具、

備品や建物の附属施設を対象に追加している。

これは、サービス産業も活用しやすくなるといふふうに思います。

そして、第三には、国税ではありませんけれども、償却資産に係る固定資産税の減税措置の対象

に工具、器具、備品等も追加をしている。これ

も、サービス産業に使い勝手がよくなるのではないかというふうに考えております。

サービス産業は、我が国のGDPそれから雇用の七割を占めています。また、サービス産業の生産性は、主要先進国に比べてかなり低いといふ

うにもよく言われています。その原因の一つがＩＴ活用のおくれとの意見も多い。また、サービス産業はどうしても小規模の事業者も多いという傾向があります。こうしたサービス産業の生産性向上というのは、日本経済全体の成長力を高めていく上で非常に重要な鍵を握っているのではないかというふうに認識をしています。

ITなどへの投資を拡大することがサービス産業の生産性向上に役立つものであって、今回、こうした税制措置がそれを後押しするのではないかというふうに考えておりますけれども、サービス産業を重視して支援する意義、そしてまた、これによって期待される効果をどのようにお考えか伺いたいというふうに思います。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今般の税制改正におきましては、まさに先生御指摘のとおり、サービス産業の生産性向上、これが今後の日本経済の成長にとって非常に重要だという観点から、アベノミクスを一層加速していくという観点の中で、一つは、研究開発税制について、ビッグデータ等を活用した第四次産業革命型、このサービス開発を本税制の対象に追加したということが一点。

また、中小企業投資促進税制につきましては、

生産性の高い先進的な設備、生産ライン等の改善に資する設備に係る上乗せ措置につきまして、これまで対象外でありました器具、備品、建物附属設備を対象設備に追加いたしました。

また、固定資産税につきましては、課税標準の特例措置につきまして、地域、業種を限定した上で、その対象に器具、備品、建物附属設備等を追加するといったことを行っておりまして、まさにサービス産業にとって利用しやすく、生産性向上に資する見直しを複数行うことといたしております。

これらの措置は、企業が付加価値の高い財・サービスを生み出すことを促すとともに、我が国のGDPの約七割を占め、地域経済を支えているサービス産業の生産性向上を図っていくこと

うに資すると考えておりまして、日本経済にとって極めて重要な政策課題であるという認識から、今回の措置をとるものでございます。

今回行われます措置を、中小企業等を中心としたサービス産業が利用することによりまして、より高い生産性の向上に効果が出ることを期待しているところでございます。

○上田委員 ありがとうございます。

もちろん、従来のような物づくり、製造業の生産性を高めるということも重要であります。一方で、産業がサービス化している中で、これからやはりサービス産業のそういう生産性向上を図つていくことが、日本経済全体の成長力につながつていいものだというふうに考えておりますので、今回の措置は、まだ必ずしも全てのニーズに合わない部分、満たしていない部分もあるかというふうに思いますので、引き続きそうした観点からの検討をしていただきたいというふうに思つております。

次に、酒税改正についてお伺いしたいといふうに思います。先般、ビール系飲料についてはお伺いしましたので、きょうはちょっとワインへの影響についてお伺いしたいというふうに思いますが、今後ともそれはしっかりと聞いてまいりたいと思っております。

他方、国内の、特に小規模ワイナリーにつきましては、一定の影響が生じ得るということは間違いないなく考え方でありますので、昨年末の与党税制改正大綱においても、小規模ワイナリーに対する措置を検討するとの方針が示されました。方針を踏まえて、財務省といたしましても、今後必要な検討を行つてしまいりたいと思つております。

○上田委員 よろしくお願ひいたしたいと思いま

す。

清酒の減税は、これは国酒と言われているものでありますので、その振興あるいは日本食の普及にも結びつくものでありますので、歓迎したいとふうに思います。

一方、ワインの多くは輸入をされております。清酒は減税でありますけれども、ワインは増税になるということになります。

清酒の減税は、これは国酒と言われているものでありますので、その振興あるいは日本食の普及努力をしています。これは、地方の観光振興や地域活性化にも貢献しておりますので、そうした努力が税制改正によって支障が生じることがないよう、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、若干これは細かい話でありますけれども、海外からの旅行者が購入する物品の消費税免税制度について、一部事業者から意見を伺いましたので、それについて確認をしたいというふうに思

うに資すると考えておりまして、日本経済にとって極めて重要な政策課題であるという認識から、

今回の措置をとるものでございます。

今回行われます措置を、中小企業等を中心としたサービス産業が利用することによりまして、より高い生産性の向上に効果が出ることを期待しているところでございます。

○木原副大臣 上田委員におかれましては、ワインの税率について御心配をいただいているものと

思います。

今回の改革では、醸造酒類に対する酒税の税率につきまして、現行では、一キロリットル当たり清酒は十二万円、ワインは八万円であるものを、段階的に税率格差を解消して、平成三十五年十月に十万円に一本化するといったものでござります。

クレームという問い合わせがございましたけれども、酒税は、国産か輸入かを問わず、同様に課税されるものでありますから、今回ワインに対する税率を引き上げることについて、御指摘のようない部分、満たしていない部分もあるかというふうに思いますので、引き続きそうした観点からの検討をしていただきたいというふうに思つております。

○上田委員 ありがとうございます。

お尋ねの別のカウンターにおきます消費税相当額の払い戻し手続についてでございますが、現行制度上、現金で行うといった義務づけはなされていないところでございます。

○上田委員 ありがとうございます。

制度としてそういうことを条件としているので

はないことがよくわかりました。

やはり、特に百貨店などでは、実際に売場の

経営体と百貨店全体の経営体が異なるということがあるので、今の仕組みではなかなか、その辺が

思いますが、その辺、まとめてお伺いした

いというふうに思います。

百貨店等では、各売り場で品物を一旦消費税含みの値段で売つて、免税手続を行うカウンターで一括して消費税相当額を、多くの場合は現金で払い戻しているというふうに承知をしております。

そうなると、多額の現金を用意しておかなければならぬ、しかも、消費税は端数が出ますので、それに対応すると一円玉などの少額貨幣を多量に準備をしなければならない、事務が非常に煩雑になつているというような意見も聞いております。現金で払い戻すのではなくて、クレジットカードに還付するような形にすれば、カウンターで現金を扱う必要がなくなり、事務は非常に簡素化になるということです。

一部事業者に誤解もあるので確認するんですけど、現行の制度として現金で払い戻すこと、それが条件になつていては、それを求めているものではないというふうに承知をしておりますけれども、その辺の御見解を伺いたいというふうに思います。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

輸出品販売場制度におきますいわゆる免税店での一般的な手続に関してでございますけれども、各店舗において免税販売手続を行い免税価格で販売する場合のほか、各店舗の売り場では税込み価格で販売いたしますが、その後、別のかウントで手續を行い消費税相当額の払い戻しを行ふことで、結果として免税価格での販売を行う場合がございます。

○上田委員 ありがとうございます。

お尋ねの別のカウンターにおきます消費税相当額の払い戻し手続についてでございますが、現行制度上、現金で行うといった義務づけはなされていないところでございます。

○上田委員 ありがとうございます。

制度としてそういうことを条件としているので

はないことがよくわかりました。

やはり、特に百貨店などでは、実際に売場の

経営体と百貨店全体の経営体が異なるということがあるので、今の仕組みではなかなか、その辺が

カード会社の方の処理で制約があるというふうに伺っております。そういう意味では、小売事業者やカード会社の方で工夫をすれば必ずしも現金で払い戻す必要ではなくなる、そういったことから工夫の余地があるということだろうというふうに受けとめました。

最後に、個人事業主報酬制度について伺いしたいと、いうふうに思います。

個人事業主が法人化して、経営者が給与を受け取るという形、これは、事業形態としては非常に似ているんですけども、税制上は異なる扱いになつております。税負担にも不均衡があつて、そういう事業者特に個人事業者の事業主の団体からは、そういう不均衡を是正してほしいという要望がこれまで出されておりまして、その一つの方法として、事業主報酬制度、これは個人事業主でも事業主の報酬の一部を控除できるような制度を考えられないのかというような御提案がござります。

もちろん、個人事業、これは個人所得になりますので、それと法人とは異なるというのはそのとおりだというふうに思いますけれども、その一方で、こういった主張に対しても理解できる点もあるので、今後こういったことも検討していく必要があるというふうに考えますけれども、お考えを伺えればというふうに思います。

○星野政府参考人　お答え申上げます。

事業主報酬制度の御提案、今委員から御指摘いたしましたように、個人事業主と法人の間の税負担のバランスをどのように考えていくか検討していく、そういう問題であると認識をしております。

この点につきましては、与党でおまとめいただきました平成二十九年度税制改正大綱の検討事項の中におきまして、「小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ」また、「今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控

除」のあり方を全体として見直すことを含め、所 得税・法人税を通じて総合的に検討する」とされています。

こうした与党での検討も踏まえながら、引き続 き、個人所得課税の改革において、この問題につ きましても検討してまいりたいと考えております。

○上田委員　ありがとうございました。引き続き 検討すべき課題も数多くあるというふうに考えております。

もうこれで時間となりましたので質問を終わら せていただきますが、今回、かなり大きな、いろ いろな面での改正も行われますけれども、積み残 いきたいというふうに思つておりますので、どう かこれからもよろしくお願いいたします。

○御法川委員長　次に、古川元久君。

○古川(元)委員　おはようございます。民進党的 古川元久です。

きょうは、税制改正について御質問したいと思 います。

毎年、税制改正大綱が決まるとき、概要の紙を役 所の方でつくって、もらひますけれども、こと し、ぱつと私、去年もらひたときより、何か字が えらい大きいなど。大臣がちょっと、見えなく なつたから大きくしたのかなと思つたら、そうい うわけじゃなくて、もともと今回は中身が薄い、 かすかだから、どうも字が大きくなつていてる ですね。多分、大臣もわかつていらっしゃると思 います。

本当は今回は、昨年の夏ぐらいの話ですが、所 得税の抜本改革に踏み出すという話が、しかし、 あけてみると、中身がないどころか、抜本改革 と逆方向に進んでいます。さつきちょっとビールの 話も出ました、ビールはこれは間接税ですから、 所得税のところでいきますと、唯一、今回の目玉 と言つていいのが、この委員会でもこの間議論さ

れております配偶者控除の拡充の話ですけれど も、これも、昨年の夏ぐらいまでの議論からいつ たら、全く真逆の方向に行つてあるんじやないか などというふうに思つております。その点を少し、 まず最初にお伺いしたいと思うんです。

今回、これはとにかく就業調整問題を解消する ためなんだというふうに言つておるんですが、本 当にこれ、ここで何回も、先ほどもちょっと出て いましたけれども、もともと百三万円の税の壁と いうのはないわけですよね。ないと言つておるの に、それでこういうことをやつて、この就業調整 問題の解消に本当につながるんですか。どういう ふうにつながるんですか、大臣。

○麻生国務大臣　法律的に百三万円の壁がないと いうのは、詳しい方はみんな知つておるんですけど れども、現実問題として、今、例えば、十一月後 半から十二月ぐらいになると、大体ゴルフ場の キャディーが激減する。これははつきりしていま すのは、自分でやつてありますからよくわかりま す、ほんと減りますから。それから、スーパー 等々、コンビニ等々に勤めている従業員も減る。 というのは、これはスーパーもやつてあります ので、よく同じように問題が起きますので、毎年そ れは話題になる話なので。

労働時間を減らすいわゆる就業調整を行つてい るという現状はもう間違ひなくありますのは、人 繰りが大変だという話をよく聞くので、最低賃金 の引き上げに伴つてこうした問題がさらに強まる 可能性が出てくる、私どもはそう思つております。

このような就業調整をめぐつて、これは何とい つても喫緊の課題なものですから、配偶者の控 除等について、配偶者の収入制限というものを百 三万円から百五十万円に引き上げるというような ことをさせていただいたんですねが、この見直しに よつて、少なくとも、働きたいけれども、就業調整 というのを意識せず、意識ですよ、意識せずに 働くことができる環境づくりに寄与する、そ う思つております。

○古川(元)委員　就業調整があるのは事実です。 それこそ、うちの事務所で働いてくれているパ ートの女性も年末になると、ちょっと来るのをやめ ると言われる。でも、これは税じやないんです よ。

これは大臣もわかつていらっしゃると思います けれども、本当にちゃんと就業調整の理由が、わ かっていないからじゃなくて、この微妙なところ というのはみんなよくわかっていますよ。それは 雇う側も、雇われる側も。むしろこれは、この中 にも書かれていますけれども、やはり社会保険料 の百三十万とか、特に去年十月からは大手のところは百六万円に下がつた。やはりこの壁の方が非 常に大きいんじゃないかなと思うんですね、現実的 に言えます。

また、さらに、百三万円というのは、配偶者の 控除、普通は旦那さん、旦那さんの方が控除を受 けられるかどうかという視点から見たら、この配偶 者控除は問題があるんですけれども、働いてい る配偶者自身が所得税の納税をするかどうか。実 は、これは、給与所得控除と基礎控除で百三万円 を超えれば、自分自身も所得税を払わなきやいけ ないわけですよね。そうなつてくると、これは源泉 徴収とか、いろいろ雇う方も厄介になつてく る。

だから、もし税のところで壁があるとしたら、 やはり働いている人自身の課税最低限がこの百三 万で来るという、こちらの方がむしろ壁となつて いるというふうに考えられるんじやないか。だか ら、今回拡充する配偶者控除が、心理的なものだ と言うんですけれども、そこまで何もわからなくな って、ただこの百三万、百三万というので、自分で 勝手にやめるんじやなくて、うちのパートさんを 見ても、ぎりぎり見てちゃんとやりますよ、そこ は社会保険料とか考えて。だから、そいついた意味で、そもそも配偶者自 身もやはり納税者になるという、この刃も、もし そういう心理的な壁と言つんだったら、壁になつ ていると言えるんじやないですか。どうですか。

<p>○麻生国務大臣 御存じのよう、これは例の給与所得控除の六十五万円というのにプラスの基礎的税額控除が三十八万か、それで百三万ですかね、そういうことになっているんだと思うんですが、いわゆる御指摘のありました給与収入の百三万円を超えると、配偶者自身に所得税が発生するというのが就業調整になつている原因になつているのではないかということなんだと思います。</p> <p>確かに、配偶者自身に所得税が発生するということを意識する、そういう方がおられるであろうことも、これはわからなくなっているのですが、こうした課税最低限の水準というのは、配偶者であっても、単身者を含めた納税者本人であっても同様に適用されるものなのであって、手取りの収入の逆転現象を引き起こしていいものじゃないです。</p> <p>ということを踏まえれば、簡単に言えば、就業調整問題を解消する観点から課税最低限の見直しを行うというのが必要じゃないかと考えているんです。</p> <p>いわゆる課税最低限の水準というのを、どのようないかに対する対応として、どの程度に税負担を求めるべきかといった観点からは、これは検討すべき事項が多々あることは確かだと、私もそう思いました。</p> <p>○古川(元)委員 そもそもこの配偶者控除自身が、大臣も、そして政府の方も心理的な壁だと言つてゐるんだつたら、であれば、それはほかの人も普通に、単身者はみんなそうだと言いますけれども、自分自身が課税されるかされないかといふのも、これもやはり十分心理的な壁だと言つてゐるんだつたら、どうですか。自分自身にとつても、やはりそれは心理的な壁でしよう、課税されるかされないかということは。</p> <p>○麻生国務大臣 それはあり得ると思います。</p> <p>○古川(元)委員 だから、大臣、心理的な壁と言つたら、この配偶者控除を拡充するだけで壁がなくなるわけじゃないと思うんですね、もしいう言い方で拡充するんだつたら。そういう</p>
<p>た意味でも、私は、このことをやることに一体何の意味があるのかと。</p> <p>むしろ、今後の所得税改革、これは今回拡充しましたけれども、どうするんですか、近い将来。もうこれはこのままにするんですか。あるいは、この配偶者控除というものの 자체は、去年の夏は、これを廢止してというぐらい言つていたわけですよ。そういう抜本的な見直しを近い将来やるつもりなのか、それはやらないのか、どっちですか。</p> <p>○麻生国務大臣 今御指摘のありました配偶者控除そのものの見直しについては、今回実施することにいたしました配偶者の収入制限の引き上げのほかには、配偶者控除そのものの廃止とか、いわゆる夫婦控除を導入するとかといったさまざまなお案が議論をされたことは事実です。</p> <p>先ほど上田先生が質問になつてました、与党での議論の結果、配偶者控除というのを廃止するということについては、配偶者控除というものの全体はいわゆる扶養控除と一緒にもので、一定の収入以下の配偶者がいる方の税負担能力に配慮する仕組みになつていますので、そういった意味では、外国を見ましても、配偶者の存在というものを考えた上でいろいろな仕組みが設けられております。アメリカの場合には、夫婦の単位課税とか二分二乗方式とか、いろいろな表現がありますけれども、そういったものを踏まえると、廃止しても何らの配慮を行わないということには問題があるんじゃないかというように思つております。</p> <p>また、いわゆる夫婦控除につきましても、高所得の夫婦世帯にまで配慮を行えば、多額の財源を必要とすることになりますし、また、国民の理解がそんなに深まつていないと、かつては、余りにもあり過ぎだと思つますけれども、しかし、それにも、やはり低下してきてるんじゃないか。かつては、これだけグローバルに格差の拡大といふ問題が大きな問題になつていて、所得税の再分配機能がかつて比べると、かつては、余りにもあり過ぎだと思つますけれども、しかし、それでも、やはり低下してきてるんじゃないか。かつては、これだけグローバルに格差の拡大といふ問題が大きな問題になつていて、所得税の再分配機能を強化していくこと、これが、確かに行つもりであろう所得税改革においては、大きな目的の一つにならなければいけないと</p>
<p>申しあげたおり、そのとおりです。</p> <p>○古川(元)委員 そうなると、就業調整の問題、税制という観点から、働き方に中立的な税制という意味で本当にいいかどうか。もちろんさまざまある問題はありますよ、廃止すれば。だから、私たちも、先日出した対案の中では、配偶者控除は廃止するけれども、扶養控除も廃止して、新たに世帯控除を税額控除という形で設けるよう提案しています。</p> <p>やはり所得税制の抜本改革をするといふんだつたら、そういう配偶者控除のあり方そのものに、去年の夏、ちょっとと議論を政府の方でもされたようですけれども、やはり踏み込まないといけないと思うんですけど、踏み込まないで、本当に所得税の抜本改革がこれからやれるのかな、私は大いに疑問を感じているということを申し上げたいと思います。</p> <p>次に、個人所得税改革、これからやろうとしていることについて少しお伺いしたいと思います。今、日本の所得税、一つの大きな問題は、所得再分配機能がかつて比べると、かつては、余りにもあり過ぎだと思つますけれども、しかし、それでも、やはり低下してきてるんじゃないか。かつては、これだけグローバルに格差の拡大といふ問題が大きな問題になつていて、所得税の再分配機能を強化していくこと、これが、確かに行つもりであろう所得税改革においては、大きな目的の一つにならなければいけないと</p>
<p>申しあげた中で、平成二十九年度の与党税制改正申しあげたおりです。私が今申し上げたとおり、そのとおりです。</p> <p>○古川(元)委員 そうなると、就業調整の問題、税制という観点から、働き方に中立的な税制といふ意味で本当にいいかどうか。もちろんさまざまある問題はありますよ、廃止すれば。だから、私たちも、先日出した対案の中では、配偶者控除は廃止するけれども、扶養控除も廃止して、新たに世帯控除を税額控除という形で設けるよう提案しています。</p> <p>やはり所得税制の抜本改革をするといふんだつたら、そういう配偶者控除のあり方そのものに、去年の夏、ちょっとと議論を政府の方でもされたようですけれども、やはり踏み込まないといけないと思うんですけど、踏み込まないで、本当に所得税の抜本改革がこれからやれるのかな、私は大いに疑問を感じているということを申し上げたいと思います。</p> <p>次に、個人所得税改革、これからやろうとしていることについて少しお伺いしたいと思います。今、日本の所得税、一つの大きな問題は、所得再分配機能がかつて比べると、かつては、余りにもあり過ぎだと思つますけれども、しかし、それでも、やはり低下してきてるんじゃないか。かつては、これだけグローバルに格差の拡大といふ問題が大きな問題になつていて、所得税の再分配機能を強化していくこと、これが、確かに行つもりであろう所得税改革においては、大きな目的の一つにならなければいけないと</p>

ように最高税率、それこそ八〇%を超えるようなとか、やはりそういうものは現実的ではない。ですから、税率を上げるという形よりも、やはりこの控除の仕方を所得控除から税額控除に変えることによって、これは減税額は所得にかかわらず一定になりますから、高所得の人たちにとっては負担増となるわけでありまして、これを、所得控除を税額控除に変えるだけで、かなり所得の再分配機能は回復されるんだと思うんですね。

そういった意味では、さまざまな案が、所得制限をかけるとか、そういう考え方もあるようですね。

けれども、我々は、やはりここは一律に税額控除

という形で控除というものは設けていく。特に、これまでの所得控除というのは、基本的に、これは別に所得にかかわらず、みんな公平に、一律に受けたわけですよ。これを抜本的に見直すときに、高所得の人だけが控除なしですよというのではなく、やはりこれは納税をする立場の人たちに対するものかと。

もちろん、私は、格差の是正というものはしていかない、そのためには、負担能力のある人たち、担税力の高い人にはその担税力に応じた負担をしてもらう形にすべきだと思います

が、だからといって、そういう控除を所得が高いからというだけで一切なくしてしまうというような方向というのは、これは所得の高い人も含めてみんな国民なんですから、みんなで助け合ってい

くという意味では、それこそ税額控除のような形で、額は同じだけでも、低所得の人も高所得の人もみんな一律にその分の控除はありますよとい

う方が、そういう高所得の人たちが負担増を受け入れるに当たつても受け入れやすいんだと思うんですね。

私は、税というのは、余り北風政策では、やはり隠そうとか外に出でていこうとか、そういう租税回避や脱税的な行為をむしろ助長してしまふと。

麻生大臣のようなお金持ちの方が、喜んで税金を払おう、日本で税金を払いたい、もつともつと払わせてくれと思うような税の方があらはいいんだ

と思います。

ですから、私は、税制というのは、そういった意味では、ぎりぎり北風のように金持ちから取れ

みないな、そういうもののじゃなくて、負担能力の

ある人がこの社会のために、では出しましょ

うになる。そいつた意味では、私は、これから見直そうとする控除のあり方としては、税額控除

にしていくことが最も好ましいと思います

が、大臣のお考えはいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 今、税額控除の話ですけれども、これは、昨年末の与党の税制改正の大綱の中において、現在、基礎控除の人的控除というものが採用しております所得控除方式は、高所得者ほどいわゆる税負担の軽減額が大きい、おつしやる

おりなので、いわゆる収入にかかわらず税負担

の軽減額が一定となるゼロ税率方式とか、今言わ

れた税額控除方式の導入、もう一点は、所得控除

方式はそのまま維持しつつも、少なくとも、高所

得者については税負担の軽減額を過減させるとか

消失させるとか、仕組みはいろいろあるんだと思

いますが、そういうものを、諸外国の例も参考

にしながら、控除方式のあり方について検討する

という旨が示されております。

そいつた意味では、今後、今言わたよ

うと考えておりますので、基本的に、今からいろ

いろ議論も踏まえつつ、いわゆる控除全体の見直しを

行うという議論の中で、今言われましたように、

北風、南風、物すごくいい表現だと思いますけれども、喜んで払いたくなる人というのは、よほど

人間ができるいないとそんな人はおらぬと思って

いるんですが、丁寧に話を進めていく必要がある

ことだと思います。

○古川(元)委員 お答え申し上げます。

伝統的には、所得税の控除は、御案内のとお

り、所得控除になつております。これ自体は、所

得の中から課税されるにふさわしい所得をえり出

すという考え方の中では、担税力の減殺の部分につ

いて控除するということで所得控除の考え方があ

られておりますので、そいつた考え方との整合

性の上で、最終的に出てくるその税額を控除する

ということをどう考えるのかといったその整理の

問題が根本的にはあるかと思いますけれども、

控除のあり方として一つの考え方であるとい

うことは理解をしております。

り、大臣のような、そういうお金持ちの人たち

が、この税制であればきちんとひとつしか納

めよう、負担しようと思うような社会に私はして

いきたいと思っていますし、税制もそういうあり

方であるべきじゃないかなと思います。

そいつた意味では、私は、税額控除という形

を私たちも提案をしています、ぜひそういう方

が、何がこの所得控除を税額控除に変える場合の

問題点というのがありますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

税額控除方式に変えていく場合の問題点など

御質問でございます。

これは、具体的な制度設計をどうしていくかと

いうことによつても変わり得ると思ひますけれども、個人所得税改革につきましては、税収中立を

基本的な考え方として進めていくと考えており

ます。仮にそうした場合に、具体的な税額控除の

金額をどの程度の水準に設定をするのかといった

こととか、また、個々の納税者に生ずることとな

る負担の増減をどのように考えるかといったさまざま

な課題があるものと考えております。

○古川(元)委員 それは、税制改正をすれば、当然、負担増になる人、減になる人とかいろいろあるわけで、それ以外に制度的に何か問題があると

いうことは、では、今の主税局長の答弁を開く

と、特ないことですね。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

伝統的には、所得税の控除は、御案内のとお

り、所得控除になつております。これ自体は、所

得の中から課税されるにふさわしい所得をえり出

すという考え方の中では、担税力の減殺の部分につ

いて控除するということで所得控除の考え方があ

られておりますので、そいつた考え方との整合

性の上で、最終的に出てくるその税額を控除する

ということをどう考えるのかといつたその整理の

問題が根本的にはあるかと思いますけれども、

控除のあり方として一つの考え方であるとい

うことは理解をしております。

もちろん、こういう税務システム連絡協議会、

そういうことも含めて鋭意検討していくことだと思います。

○古川(元)委員 この問題は、憲法二十五条の最低生活の保障みたいなところともかかわるという形で、最低生活部分の所得は結果的に、ある意味で確保されるということであれば、私は、そういう話もありますけれども、最低生活に係る所得には課税しないという考え方と、税額控除という形を私たちも提案をしています、ぜひそういう方向に改革を進めていただきたいと思つています。

次に、国税関係帳簿書類の保存についてちょっとお伺いしたいと思います。

昨年の十二月二十日に、国税庁の方から税務システム連絡協議会宛てに、国税関係帳簿書類の電子保存に関する周知の依頼についてちょっとお伺いしたいと思います。

これは、平成二十八年度税制改正によつて、電子帳法のスキヤナーア保存に関する要件が緩和され

て、電子保存が開始される。今、クラウド会計を

始めとして、簡易に会計処理や税務申告が行える

会計ソフトが増加し、普及している。ただ、その

中には電子帳法の要件を満たさない会計ソフトが

あって、これが普及して、それを利用者が誤解し

て、電子帳法に定める税務署長の承認を受けること

を行わずに、電子データで保存を行う、そういう

場合には、これは誤解に基づくものであつても、

青色申告とかそういうわざ特典を受けられなく

なる、不利益が生じる。こういう誤解が生じるこ

とがないように、電子帳法の要件を満たしていない

会計ソフトにはその旨を表示し、そして、ちゃん

と紙での保存が必要な旨の注意喚起をしてくれ、

そういう周知の依頼文が出ているんです。

ベンダーとかそういうところに言うのは大事だと思ふんですけれども、ちょっと中には、そもそも電帳法に未対応のクラウドの会計ソフト、こういうものを一部経産省が推薦しているじゃないか、そんなような話も小耳に挿みました。これは、経産省とか金融庁等に、ちゃんと電帳法の承認要件を満たした会計ソフトにするようにならうものを国税庁の方から関係省庁に対しても要請すべきではないかなと思いますが、いかがですか。

○麻生国務大臣　これは、結構、ちょっととした誤解というか、ソフトによって違うというのは明らかに不慮の間違いというか、意図的な間違いじゃなくて、そのソフトを使つたことによつて、不良品とは言いませんけれども、そういうのになりかねぬと思いますので、これは税法上の保存義務があります帳簿というものについて、電子帳簿保存法、通称電帳法に定めておりますので、訂正、加除履歴の確保等々の一定の要件を満たしていない会計ソフトというものが今やあるじゃないかというお話をされど、その要件を満たしていない会計ソフトといふことは誤解しないようにさせておかないと、他方で、その要件を満たしていなければ、電子データの保存が可能ということになつております。

○古川(元)委員　ぜひよろしくお願ひします。  
これは今、電子データの話なんですけれども、帳簿に訂正、加除履歴をきちんと残すということの必要性は、これは別に電帳法に基づかない帳簿であつても必要じゃないかと思うんですね。これは前にも大臣にちよつと御質問させていただけですけれども、これは規則の改正でできるわけですから、今の法人税法の施行規則五十三条の帳簿の記帳要件に、訂正、加除履歴の確保、こういうものをやはりこの機会にちゃんと追加していくべきじゃないか。もう中小でも、電子データで、今使つてゐるわけですよ。これは、その部分、ちゃんと加除履歴を残すようなソフトをここでも使うんだ、そういうことをすれば、私は先ほどの問題みたいなものは起きてこないと思います。

○古川(元)委員　新たな負担といふうにおっしゃるんですけども、中小企業でもこういうソフトを活用しているようなところはもう六割を超えているとも言われているんですね。ですから、こういうちゃんと訂正、加除履歴が確保される、ちゃんと残るソフトを使えば、別に新たな何か事務負担がふえるわけでもありません。最近、国際取引というものが裾野が広がつていて、大企業とか、海外で子会社を有する法人だけじゃなくて、個人なんかにも広がつていて、中小企業はもちろん、個人まで広がつていてあります。そういうところが、昨年話題になりましたパナマ文書、これに対応するものとして、BEPISの行動とか、今回の法案でも対応がりますけれども、とられてゐるわけであります。

○星野政府参考人　お答え申し上げます。  
御指摘になつておられます、まず、電子帳簿保

りません。

○古川(元)委員　私も、国税庁が直接やるという

存法に基づく電子記帳の作成、保存に当たりましては、訂正、加除履歴の確保を要件の一つとして求めておりますけれども、この要件は、電磁的に

するに適時性も含めまして、どのように考へるかということであるかと思います。

ことじやなくて、そういうものを所管している、あるいは銀行なんかも、中小企業に對してもこ

ういうものを使えとか、例えれば金融庁とか何から銀行とかに対しても、例えれば金融庁とか何から銀行とかに対しても、例えれば金融庁とか何から銀行とかに対しても、

ういうものを使えとか、例えれば金融庁とか何から銀行とかに対しても、例えれば金融庁とか何から銀行とかに対しても、

ういう状況を考えますと、国税庁は国際取引に対しても、かなり体制を強化していくかなきやいけないんじやないかなというふうに思つてゐるんだけれども、今ちょっと調べてみますと、こういう

り、またあと国際税務専門官というのがいるようなんですが、全国に十二の国税局及び五百二十四の税務署が存在する中で、この国際税務専門官は三百五十九人しかいないんですね。地方に行つたらそういう人とかいないだろうと、地方の方にお金持ちというのは結構いまいうと、地方の方にお金持ちは結構いまいうとして、そういうところもやはり調査をする対象に必要だと思うんですけれども、税務署の数の六割ぐらいしかまだこの国際税務専門官がないという状況で、この中で本当に、さまざま今まで問題になつております不公平な租税回避措置、こういうものに対応できるのか、やはり今の執行体制ではなく十分なのではないかといふふうに思ふんですが、いかがですか。

○飯塚政府参考人 お答えをいたします。  
先生御指摘の、いわゆるパナマ文書でございますとかBEPSプロジェクトの進展などを契機といたしまして、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きくなつてきています。そこで、この中で本当に、さまざま今まで問題になつております不公平な租税回避措置、こういうものに対応できるのか、やはり今の執行体制ではなく十分なのではないかといふふうに思ふんですが、いかがですか。

○古川(元)委員 認識だけじゃなくて、しっかりと行体制を強化していただきたいと思います。

また、国際取引だけじゃなくて、国税をめぐるさまざまな対応をしなきゃいけないという状況

は、仕事はふえているにもかかわらず定員は毎年減らされて、まあ、二十九年度はやつと一人の増

実調査率にもあらわれておりますし、平成元年には法人大八・五%だった実調査率が平成二十六年には三・一%。個人だと、平成元年には二・三%だった実調査率が平成二十六年には一・一%、半分以下に落ちているんですね。これだけ実調査率が落ちてしまつて、そういう状況について国税局としてどのように考えていらっしゃるんですか。

○古川(元)委員 しっかりと人員を確保していくべきだと思います。

最後に、昨年、酒類に関する過度な価格競争の防止等を目的とした酒税法等の一部改正法

が、これは委員長提案案で全会一致で成立して、こ

とし六月一日に施行されることになつております

が、国税局において、この法施行に向けた準備の取り組み、特に、新たな公正な取引の基準策定、

この進捗状況及びその内容はどのようなものになつてあるか教えていただけますか。

○古川(元)委員 ぜひ、しっかりとその基準をつ

くついていただきたいと思いますが、この基準ができるまで、これまでそうなんですか、どちらも、やはりなかなか守られていない。ですから、どう実効性を担保するかということが大事だと思うんです

けれども、この法実効性の担保のためにどのような取り組みをするつもりか、見解を教えていただけますか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

酒税法等の一部改正法でござりますけれども、

調査割合でございますが、それぞれ一・一%と三・一%となつてございまして、御指摘のよう

に、平成元年と比べて半分以下の実調査率となつているところでござります。

この実調査率の低下の要因でござりますけれども、税務行政を取り巻く環境がさまざま変化をしてきておることが関係しておると思います。例え

ば、申告件数の増加等による業務量の大幅な増

加、あるいは経済活動の国際化やICT化による

調査事務の複雑化、あるいは平成二十五年の改正

国税通則法に伴います税務調査手続の法定化、こ

ういったような要因が関係しているというふうに考えております。

こうした状況にござりますので、国税庁といま

るところでござります。

この基準策定の状況でござりますけれども、

法定手続として、まず、国税審議会を昨年十一月二十一日に開催して、有識者による議論を行つて

おります。また、その後、十二月二十七日から二

としの二月三日までの間、パブリックコメントを実施し、現在、その結果の取りまとめを行つてい

るところでござります。

また、改正法の趣旨や考え方等につきまして

は、各國税局、税務署の担当者に対する部内研修

制度を活用しながら実効性のある運用を行つてまいりたいと考えております。

また、改正法の趣旨や考え方等につきまして

は、各國税局、税務署の担当者に対する部内研修

制度を活用しながら実効性のある運用を行つてまいりたいと考えております。

この基準案の内容についてのお尋ねもございま

したが、まず議員立法の趣旨を踏まえた目的を明

備を順次図つておるところです。

今後とも、こうした取り組みをさらに進めていくことにより、必要な人員を確保し、国税庁の執行体制の充実を図つていくことが大変重要であると認識をしてございます。

○古川(元)委員 認識だけじゃなくて、しっかりと体制を強化していただきたいと思います。

また、国際取引だけじゃなくて、国税をめぐるさまざまな対応をしなきゃいけないという状況は、仕事はふえているにもかかわらず定員は毎年減らされて、まあ、二十九年度はやつと一人の増実調査率にもあらわれておりますし、平成元年には法人大八・五%だった実調査率が平成二十六年には三・一%。個人だと、平成元年には二・三%だった実調査率が平成二十六年には一・一%、半分以下に落ちているんですね。これだけ実調査率が落ちてしまつて、そういう状況について国税局としてどのように考えていらっしゃるんですか。

○古川(元)委員 しっかりと人員を確保していくべきだと思います。

最後に、昨年、酒類に関する過度な価格競争の防止等を目的とした酒税法等の一部改正法が、これは委員長提案案で全会一致で成立して、ことし六月一日に施行されることになつておりますが、国税局において、この法施行に向けた準備の取り組み、特に、新たな公正な取引の基準策定、この進捗状況及びその内容はどのようなものになつてあるか教えていただけますか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

酒税法等の一部改正法でござりますけれども、昨年六月三日に議員立会によって成立して公布されまして、公布後一年以内に施行することとされまして、公布後一年以内に施行することとされおりまして、この法律におきましては、財務大臣の委任を受けて、国税庁長官が公正な取引基準を告示として定めるとともに、この基準を遵守しない酒類業者に対しましては、指示、公表、命令、免許取り消しといったことができるごとにされております。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正法によりまして、先ほど申し上げましたように、酒類業者に対して指示、公表、命令、免許取り消しができるようになりましたが、このほか、質問検査権の拡充ですとか、公正取引委員会との双方向の報告制度が設けられるなど、公正な取引環境の整備に向けた体制が強化されたところでございます。国税庁としては、こうしたこのほか、質問検査権の拡充ですとか、公正取引委員会との双方向の報告制度が設けられるなど、公正な取引環境の整備に向けた体制が強化されたところでございます。

また、改正法の趣旨や考え方等につきましては、各國税局、税務署の担当者に対する部内研修制度を活用しながら実効性のある運用を行つてまいりたいと考えております。

この基準案策定の状況でござりますけれども、法定手続として、まず、国税審議会を昨年十一月二十一日に開催して、有識者による議論を行つております。また、その後、十二月二十七日から二としの二月三日までの間、パブリックコメントを実施し、現在、その結果の取りまとめを行つてまいりたいと考えております。

また、改正法の趣旨や考え方等につきましては、各國税局、税務署の担当者に対する部内研修制度を活用しながら実効性のある運用を行つてまいりたいと考えております。

○古川(元)委員 仏づくつて魂入れずにならない  
ように、しつかり我々もチエックしていきたいと  
思いますが、府の方でもしつかりやつていただき  
たいと思います。

最後に、義務化された酒類販売管理研修制度に  
ついてお伺いしたいと思うんですけれども、その  
講師を務める人のレベルというのは現在まちまち  
だというふうに伺っているんですが、義務化され  
た研修となる以上、今後、講師資格の真正性の確  
保などきちんとした措置をとる必要があると思って  
ますが、その点についてはどのように考えてい  
らっしゃいますか。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

酒類販売管理研修についてでございますけれど  
も、法令遵守の状況や申請団体の公益性、研修実  
施能力といった法令上の要件を満たすものとして  
国税庁長官が指定した研修実施団体が実施すると  
いうこととされていところでござります。国税  
庁では、指定した研修実施団体に対しまして、研  
修用のモデルテキストでございますとかDVDを作成して  
提供するなど、適切な研修を実施するた  
めの支援を行っているところでございます。

今般の研修義務化を踏まえまして、研修講師の  
質の向上を図ることはこれまで以上に重要な課題  
であると認識をしておりまして、今後は研修実  
施団体に対しまして、研修講師向けの講習会です  
とか、関係法令に関する改正事項の周知といった  
ことをしつかり行うよう指導させていただきたい  
と考えております。

○古川(元)委員 義務化された以上、講師の質の  
確保をしつかりやつていただきたいと思います。  
時間が来ましたので、質問を終わります。どう  
もありがとうございました。

○御法川委員長 次に、今井雅人君。  
○今井委員 民進党の今井雅人でございます。  
今予算委員会の方で大変議論になつております  
が、豈中市の国有財産を森友学園に売却した件で  
あります。マスコミで今取り上げられておりま  
すけれども、管轄が近畿財務局ということでおざ  
ります。

いままでので、きょうは財務金融委員会の方でこの  
話をいろいろと伺つていこうと思います。

私も予算委員会のメンバーですつと聞いており  
ますが、もう不可解なことだらけでありまして、  
きょうは我が党で現地の方に調査チームを送つ  
て、関係者にピアリングと、それから現地確認と

いうことで行かせていただいておりますけれど  
も、またそれを受けて各委員会で質疑を行いたい  
と思いますが、きょうはわかつている範囲の中で  
私の方からお伺いをしたいというふうに思いま  
す。

まず、経緯もちょっとよく御存じない方がい  
らっしゃるかもしませんので、簡単に私の方か  
ら、手元に資料をお渡ししていますので、それを  
もとにお話をしたいと思うんですけど、もと  
もと、平成二十五年の四月に大阪航空局がこの土  
地を売りたいということで近畿財務局に対して売  
却を依頼したというのがスタートなんですが、そ  
の売却の依頼を受けて、その年の九月に森友学園  
が近畿財務局に取得の要望書を出したというこ  
ろがスタートであります。

ここに小学校を建てるということで、これは認  
可をおろすのは大阪府でありますから、大阪府の  
私立学校審議会といふところでこれが協議をされ  
ていただきました。そして、翌年の平成二十六年の十  
二月の審議会では、内容が余りに曖昧過ぎるとい  
うことで答申が保留になりました。二十六年の十  
二月です。そして、翌年の二十七年の一月に突  
然、これは異例らしいですけれども、臨時会が開  
かれまして、そこで、条件を付した上で、許可適  
当許可じやありません、認可適当ですね、認可

整つたら認可をしましょ」ということで、認可適  
当ということが始まつたわけです。

そのことも受けまして、今度は國の方ですけれ  
ども、その翌月の二月の二十日に、国有財産近畿  
地方審議会、百二十三回目のところですけれど  
も、そこで議論がされて、そして、個々にいろい

ろな議論があつたそうです、反対意見もいろいろ  
あつたそうですけれども、一応、条件を付して、  
認可適当ということに大阪府が判断をしたので、  
まあいいんじゃないだろうかということで、そ

定期借地契約です。そういうのを結んだときに、既に土壤汚染とか  
れども、これを結んだときに、既に土壤汚染とか  
廃材とかが少しあるということがわかつてしま  
て、それを森友学園の方が自分たちで除去します  
ということで除去しまして、平成二十八年四月六  
日、その金額が一億三千百万円、これだけかかり  
ましたということで、国がその分を森友学園に  
払つてやつたということ。ここまではよかつたん  
です、ここまで。

問題はここからであります。問題はここから  
で、平成二十八年の三月の十一日に、工事をして  
いる間に、もつと掘つていつたら、新しいところ  
に地下埋設物があるということがわかつて、森友  
学園が近畿財務局に連絡をしました。

それで、三月十一日、二十八年でございます  
が、森友学園、この時点で、まさに森友学園は、  
借地契約中に学校の建設工事をやつて、最

中でございます。その中に、森友学園から、今委

員がおつしやつた、最初の埋設物とは別に、新た  
に深いところから埋設物が見つかりましたとい  
う報告を三月十一日に受けたところでございます。

十四日の前ですけれども、見つかりましたと。し  
たがつて、これをどうしてほしいかと。近畿財務  
局あるいは大阪航空局に対して、開校予定時期も  
ほぼ一年後でございますので、そういう切迫した

状況の中で、対応を検討してほしいというような  
お話をございました。それを受けて、今おつしや  
いましたように、三月十四日に、財務局や航空局  
で現場の確認を実施しているところでございま

す。

そして、その十日後に、これは後で伺います  
が、非常に不可思議なんですが、それまで定期借  
地契約、買い受け特約をつけてはいましたけれど  
も、借りると言つていたのが、突然、森友学園は  
この土地を買いたいと言つています。それまで  
は、買ひ戻し特約を付した定期借地契約、これは  
事務方の最初の説明のときは、審議会をやつてい  
るときですね、事務方の方で、八年間ぐらい借り  
たら買いたいという意向だそうですねといふことを  
説明しています。つまり、十年間のうちの八年間

いといふところに新たな埋設物がたくさん出てき  
ちゃいけない、まさに学校建設を遅滞なく進めた  
いというところでございまして、そういう意味  
では、みずからこの埋設物を撤去して建設工事を  
進める方が非常に速やかにできるのではないかと  
いう学校側の判断があつたと承知しております。

我々としては、もちろん、今委員おつしやつて  
います。その後、見積もりをしましようと  
いうことで国が見積もりをして、八億一千九百万  
ぐらいですねといふことを大阪航空局が見積もり  
をしています。買うという判断をしたのは、実は  
この見積もり金額が出る前ですね。ここが非常に  
不思議なんですけれども。

それを見て、その後、見積もりをしましようと  
いうことで国が見積もりをして、八億一千九百万  
ぐらいですねといふことを大阪航空局が見積もり  
をしています。買うという判断をしたのは、実は  
この見積もり金額が出る前ですね。ここが非常に

ぞうとお伺いをしたいと思うんですけれども、その  
講師を務める人のレベルというのは現在まちまち  
だというふうに伺っているんですねが、義務化され  
た研修となる以上、今後、講師資格の真正性の確  
保などきちんとした措置をとる必要があると思って  
ますが、その点についてはどのように考えてい  
らっしゃいますか。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。  
酒類販売管理研修についてでございますけれど  
も、法令遵守の状況や申請団体の公益性、研修実  
施能力といった法令上の要件を満たすものとして  
国税庁長官が指定した研修実施団体が実施すると  
いうこととされていところでござります。国税  
庁では、指定した研修実施団体に対しまして、研  
修用のモデルテキストでございますとかDVDを作成して  
提供するなど、適切な研修を実施するた  
めの支援を行っているところでございます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今、日にもちを追つての事実関係は、委員のおつ  
しゃつたとおりでございます。

それで、三月十一日、二十八年でございます  
が、森友学園、この時点で、まさに森友学園は、  
借地契約中に学校の建設工事をやつて、最

中でございます。その中に、森友学園から、今委

員がおつしやつた、最初の埋設物とは別に、新た  
に深いところから埋設物が見つかりましたとい  
う報告を三月十一日に受けたところでございます。

十四日の前ですけれども、見つかりましたと。し  
たがつて、これをどうしてほしいかと。近畿財務  
局あるいは大阪航空局に対して、開校予定時期も  
ほぼ一年後でございますので、そういう切迫した

状況の中で、対応を検討してほしいというような  
お話をございました。それを受けて、今おつしや  
いましたように、三月十四日に、財務局や航空局  
で現場の確認を実施しているところでございま

す。

そういう意味では、まさに一年後に開校しなく  
ちゃいけない、まさに学校建設を遅滞なく進めた  
いというところに新たな埋設物がたくさん出てき  
ます。

そういう意味では、まさに一年後に開校しなく  
ちゃいけない、まさに学校建設を遅滞なく進めた  
いといふところに新たな埋設物がたくさん出てき  
ます。そこでも、その翌月の二月の二十日に、国有財産近畿  
地方審議会、百二十三回目のところですけれど  
も、そこで議論がされて、そして、個々にいろい

いましたように、もう一つの方法としては、借地契約中に、国として、その新たに見つかった埋設物を撤去して、それで売却するということもあり得たと思いますが、先方は一年後に開校ということでございまして、これを我々国として撤去しますと、これは入札にかけねばいけません。それが相当時間もかかりますし、仮にいろいろなものが見つかって、まさに上の建設工事の認可に変更が出来るような可能性もございますので、その場合にはさらに時間もかかります。

いろいろな意味で、国がやりますと、国が所有したまま工事をしますと時間がかかりますので、そういう意味では、速やかにみずから土地を取得して撤去して工事を進めたい、こういう御意向だつたと承知しております。

○今井委員 ちょっと今不思議なことをおっしゃいましたけれども、国がやって何か新しいものが発見されると認可に変更が出るからやらないかったと今おっしゃいましたね。その答弁はおかしくないですか。国がやつたら認可できなくなるかもしないですか。国がやつたら認可できなくなるかもしないからやらないと今おっしゃったんですよ。それはおかしいです。

○佐川政府参考人 今申しましたのは、まず、国が工事をするときに、入札の手続で時間がかかるということは当然ございます。

それから、一点目に申し上げたのは、仮にと申し上げたんですけども、仮に国がそれをずっと掘つていった場合に、貸付契約の中で、仮に何か大きなものが見つかって、それで、その地下埋設物の撤去に伴つて、上の土地の利用計画というのが当然ござりますので、その変更が仮に起こるようなこともある可能性もあるということでございまして、別に特段のことではございませんけれども、いざれにしても、そういう可能性も含めて、入札手続も含めて相当時間がかかるというようなことございます。

○今井委員 御自分で言つておられることがわかるかどうかわかりませんが、もっと掘つていったからいろいろなものが出てきて認可できなくなるか

もしませんから、そのところはもうさわらなによくにしましようと今おっしゃつているんです。そういうことで、今おっしゃつているのは。そういう意味じゃないですか。そんなことでございまして、これをお々国として撤去しますので、この貸付契約の中に、そもそも今結んでおります貸付契約の中に、仮に地下埋設物の撤去に伴いまして土地利用の計画の変更等が必要となるれば、国の承認手続で時間がかかる、そういう契約になつておる、こういうことでございます。

○今井委員 それは順序がちょっと逆だと僕は思いますよ。

だつて、この学校はまだ認可もおりていません。それで、もっと掘つたらいろいろなものが出てきて変更しなきやいけないんだつたら、開校を延ばせばいいじゃないですか。開校しなきやいけないからそういうところはさわらないでおこうという考え方は、逆じゃないですか。

○佐川政府参考人 開校は開校で学校法人側が急いでいるという話ではございませんけれども、今委員の御指摘でありますれば、今私が説明申し上げましたのは、貸付契約の中でそういうことになつてているということでござります。

○今井委員 いや、貸付契約ではなくて、もっと新しいものを掘つたら変更になるかもしれないといおっしゃつたじゃないですか。それはちょっと答弁が苦しいですけれども、もう一回話されますか。どうぞどうぞ。

○佐川政府参考人 恐縮ですが、同じ答弁になりますが、ゆつくりやらせていただきます。

貸付契約の中で、仮に地下埋設物の撤去に伴い土地の利用計画の変更等が必要となれば、国の承認手続等で時間がかかる可能性がある、こういうことでございます。

○今井委員 ですから、別に、それは変更になつたら開校をおくらせればいいだけの話なので、そ

れに合わせなきやいけないことではないと思ひますよ。

それで、ちょっとこれは単純な質問でけれども、今は、見積もりをして、向こうの見積もりを見つけて、まさに上の建設工事の認可に変更が出来るような可能性もございますので、その場合にはさらに時間もかかります。

○佐川政府参考人 今申し上げましたように、学校建設を今している真っ最中でございまして、この学校を遅滞なく建設するということございまして、この貸付契約の中に、そもそも今結んでおります貸付契約の中に、仮に地下埋設物の撤去に伴いまして土地利用の計画の変更等が必要となるので、それは、既に明らか額を決めていますね。例えば、前の、既に明らかになつてたものは、土壤改良して、実際かつたお金を返還していますね、こういうやり方はできなかつたんですね。

○佐川政府参考人 最初の話は有益費でお払いいた話でござりますけれども、それは、最初に貸付契約を結ぶ段階でそこにあることがもう存在してあります。

だつて、この学校はまだ認可もおりていません。それで、もっと掘つたらいろいろなものが見つかつたということでござります。

○佐川政府参考人 開校は開校で学校法人側が急いでいるという話ではございませんけれども、今委員の御指摘でありますれば、今私が説明申し上げましたのは、貸付契約の中でそういうことになつているということでござります。

○佐川政府参考人 前にも御答弁申し上げましたが、それは個別に法人との間で貸付契約と売買予約契約を同時に結んでおりますので、そういう契約の中でも話合いをして、もちろん、先ほど申しましたように、国が撤去をしてそれで売り渡すということも可能だと思ひますが、そういう意味では、先ほど申し上げましたように、一年後に迫つてはいるという中での判断でござります。

○今井委員 ちょっと質問の意図が間違つています。

学校側が工事をして、その分、実費、かかった分をお返しするということは実務的にはできなかつたんでしようかということです。

○佐川政府参考人 一般的には、国が埋設物を撤去して更地として売却する、あるいは、地下埋設物の撤去費用を見積もり、更地価格からその撤去

費用を差し引いて売却するというのが一般的でございます。

○今井委員 では、一般的じゃない方法もあるわけですね。そういうこともできるということですか。できるかできないか、教えてください。理論的にできるかできないか。

○佐川政府参考人 理論的に両者の契約の間でできる可能性はあると思いますが、そのときの時点では、先ほど申し上げたその二点の中での選択を選択をしたというところでござります。

○今井委員 できる可能性はあるということを今までありましたので、それがわかつた上で有益費を支払うという貸付契約でございました。

今回は、先ほど御説明したように、途中、建設工事の真っ最中、一年後に開校が迫る中で見つかったということでござりますので、こういう判断になつたということでござります。

○今井委員 そういうことは実務的に可能か不可能じゃないからそういうところはさわらないでおこうという考え方は、逆じゃないですか。

○佐川政府参考人 開校は開校で学校法人側が急いでいるという話ではございませんけれども、今委員の御指摘でありますれば、今私が説明申し上げましたのは、貸付契約の中でそういうことになつているということでござります。

○佐川政府参考人 前にも御答弁申し上げましたが、それは個別に法人との間で貸付契約と売買予約契約を同時に結んでおりますので、そういう契約の中でも話合いをして、もちろん、先ほど申しましたように、国が撤去をしてそれで売り渡すということも可能だと思ひますが、そういう意味では、先ほど申し上げましたように、一年後に迫つてはいるという中での判断でござります。

○今井委員 ちょっと質問の意図が間違つています。

学校側が工事をして、その分、実費、かかった分をお返しするということは実務的にはできなかつたんでしようかということです。

○佐川政府参考人 一般的には、国が埋設物を撤去して更地として売却する、あるいは、地下埋設物の撤去費用を見積もり、更地価格からその撤去

特約を今行使して私は買いますと、今までと全く違う判断をしておられるんです。突然変えられた

んです、このわざか十日間の間に。

しかも、この撤去の費用が幾らかかるかもこの時点では全くわかりません。それなのに、なぜここで買うというふうに突然おつしやったのかが私はとても理解できませんね。だから、お伺いしているんです。なぜこうなつたんでしょうか。

○佐川政府参考人 委員おつしやいましたように、十年間の定期借地契約といふことで、当初、八年程度をめどにというようなお話をだつたと思います。

その上で、先ほどから何遍も申し上げていますが、一番大きな要素は、とにかく開校を間に合わせたいというのが一番大きな要素であつたと思います。

それから、そもそも定期借地契約にしたのに、もちろん資金面でのいろいろ事情もあつたと思われますけれども、この時点で、買いたいといううとにこれだけの埋設物があつた場合には、一つ、その撤去費用を控除した上の土地を買い取るという御判断も先方にはあつたかと思います。ただ、いずれにしても、先ほど先生がおつしやいましたけれども、私どもとしては、その撤去費用について、一切先方にお伝えするようなことはしてございません。

○今井委員 では、ちょっとと次にお伺いしますけれども、これは、もともとは二十七年二月十日の国有財産近畿地方審議会で了承しています。これだけの新しい、言つてみれば九億円が一億円になつてしまふぐらいの時価が下がるわけですね、これほどの大きな事案なのに、この以降、国有財産近畿地方審議会でこのことは議論していないんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答えします。

今先生がおつしやいました二十七年二月の十日の百二十三回国有財産近畿地方審議会でございますが、ここにおける審議は、この土地をこの法人の時点で売却もしておりますけれども、申上げましたように、売却そのものについての了解も得ているところでございますので、その審議会では報告してございません。

○今井委員 水かけ論になりますからもうこの話はこれまでやめますけれども、これだけ金額が変わつたのに審議会にも報告もしない、もう諂ひなくていいというのはわかりますよ、時価でどうぞを認められているからということは、そこまで

で、そこで了解を得ておるわけでございまして、その後、

売却価格については時価で売るということで、そこも了解を得ておるわけでござりますので、そういう意味では、時価で売るということにつきましてその場で了解を得ておりますので、改めてそこの審議の必要はないというふうに考えておりま

す。

○今井委員 しかし、九億円で売れるものが一億円でしか売れないという状況になつて、それを審議会で報告もしないなんということはあり得るんですか。

○佐川政府参考人 時価で売却をするということではござりますので、不動産鑑定評価額から国土交通省が見積もつた撤去費用を差し引いた金額が適正な時価でござりますので、その金額で売却をしましたといふことございます。

○今井委員 いや、ちょっと皆さん、聞いていて不思議だと思わない方が不思議だと思うんですねけれども、九億円のものが一億円になつちゃつたことを何も報告しない、そんなことが本当にあります。

○今井委員 大分後になつてから言います、今は言いたくありません、そういうことをおつしやつてはやはり報告するべきですよ。当然だと思いま

すね。

○佐川政府参考人 私の答弁で、学校の経営が不安定などということは一言も言つておりません。

○今井委員 法令で認められているのはわかつてお伺いしたいんですけど、最初の買取り特約つきの定期借地権のところで、最終的には国有財産売買予約契約書というのをつくっています

ね。これは、要是買取り特約を行使した場合にどういう手続をするかということが書いてあります。そこを読みますと、売買契約書の中では、森友学園が、要するに買った場合は、売買代金を本契約と同時に払わなきゃいけないと書いてあります。

つまり、一括全額払えというのがもともとの売買契約書の内容です。ところが、最後、これを一括で買いますという契約をしたときの条件ががらっと変わっていまして、分割払いになつています。

それは、何年間だったかな、ちょっとと金額は正確には忘れましたけれども、分割で払うというふうに突然契約が変わつています。

それまで何年後かに買って一括で払うという契約だったのが、すぐ買うけれども分割にしてくだ

さいという契約に変わつっているんですね。こんな変更は、これは許されるんですか。

○佐川政府参考人 今委員がおつしやいましたのは平成二十七年五月のいわゆる買い受け特約つき

はわかりますが、しかし、これだけの価格の変化があつたのに審議会に報告もしないというの

これはちょっと問題があると思いますよ。いかがです、何か答弁はありますか。

○佐川政府参考人 個別の土地の随契の売却について、それぞれ各財務局の地方審議会で報告をしているというふうに承知しておりますけれども、本件についても、売却しておりますので、どこかのタイミングで報告されることはあろうかと思いま

すけれども、現時点ではしていないということです。

○今井委員 まさに売買契約する四日前に審議会が行わ

れていますが、私が承知しておる、ここでも何も

お伺いしたいんですけど、最初の買取り特約

おつしやつてはやはり報告するべきですよ。当然だと思いま

すね。

○佐川政府参考人 先方の申し出があつて、先方の事業計画を確認して、きちんと分割で払つていただけるということを確認した上で認めたということです。

○今井委員 ちょっといろいろおつしやつてはけれども、御自分で認めていらっしゃいますから。

○佐川政府参考人 一括で払うのは困難だという向こうからの申し出があつた。それだけ資金的に余裕がないところであるということを判断して分割で払つたということですね。

○今井委員 ちよつといろいろおつしやつてはけれども、御自分で認めていらっしゃいますから。

一括で払うのは困難だという向こうからの申し出があつた。それだけ資金的に余裕がないところであるということを判断して分割で払つたということですね。

○佐川政府参考人 法令上の規則に従つて、そ

○今井委員 それもちょっと問題だと私は思つてあります。

それと、きょうは文科省さんもいらっしゃつていただいていますか。まず、事実確認ですけれども、この四月にこの学校は開校予定ですが、今認可はおりていますか、おりていませんか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

大阪府に確認をいたしましたところ、本年三月に、開校に向けた準備状況につきまして最終的な確認を行つた後に、大阪府知事による認可についての判断が行われることになるというふうに伺つてあるところでございます。

○今井委員 ということは、まだ条件を全部満たしているかを確認していないということですか。条件を満たさなければ四月までに認可がおりないという可能性もあるということですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。付された認可適当の答申が出され、その条件につきまして確認を逐次その後の私学審議会でして申し上げました、三月に最終的な確認を得た上で認可の判断をする、そういうことで伺つております。

○今井委員 僕の質問にもっとイエス、ノーで答えてください。

今、条件を付して認可適当という状態です。ですから、条件を一つ一つチェックしていらっしゃるというのは、そのとおりだと思います。ですから、チェックを一つ一つしていくと、条件が整わなければ認可はできないということですね。

○村田政府参考人 これは、最終的に認可権を持つ大阪府が判断をされることでございますけれども、そういった条件を確認の上での認可の可否について判断をされる、そういうことで伺つております。

○今井委員 それでは、国の場合はどうですか。例えば私立大学とかを認可するときに、もし条件をつけてやつていた場合は、条件を全部満たさなければ認可できないですね、文科省さんは。ど

うですか。

○村田政府参考人 これは、大学の場合にはまだ小中学校の場合とは違うわけでございます。文科大臣が直接認可をする、そして文部科学省の基準に基づいて認可をするという定めになつておりますので、小学校、中学校、私立の場合とは違うわけ

でございますけれども、大学の場合につきましては、そういう直接認可にかかるような条件についての判断が行なわれることになるというふうに伺つてあるところでございます。

○今井委員 お答え申し上げます。つまり、今おっしゃつておられる条件を満たさなければ認可をおろすことはできませんが、確認したいんですけど、これは見積もりで八億円ということで、積算のものも見ましましては、満たされたることを確認した上で認可をするという形になつてございます。

○今井委員 裏返して答えていただくのをちょっとやめてほしいんですけども。

○今井委員 お答え申し上げます。これまで、条件を満たさなければ認可をおろすことはできませんが、確認をすることです。

○村田政府参考人 これは大阪府の判断でございまして、確認されなければ認可されない、確認されれば認められることです。

○今井委員 それで、きのう、大阪府の方に確認したところ、大阪府ではしばしばこういうことがあります。あるとこども、考え方の整理としては、当然、これから認可をするということですので、条件、必要な要件を具備しているかどうか、そういうことが確認されなければ認可されない、確認されれば認められる、そういうことで考えております。

○今井委員 お答え申し上げます。おられましたけれども、きのうもちょっとビアリングをやりましたのが、現実にほかにそういうところはありますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。おかれども、きのうもちょっとビアリングをやりましたのが、現実にほかにそういうところはありますか。

○今井委員 お答え申し上げます。おかれども、きのうもちょっとビアリングをやりましたのが、現実にほかにそういうところはありますか。

○今井委員 はい、その点はわかりました。

ただ、やはり、この時点でまだ認可もおりていませんし、先ほどありましたように、一括でお金が払えなくて分割でしか払えないぐらいの財務体質であるという学校だということは確認をさせていただきました。

そして、きょうは国交省さん、いらっしゃつてますか。確認したいんですけど、これは見積もりで八億円ということで、積算のものも見ましたけれども、そもそももう少し狭い範囲だけを除去するということは検討できなかつたんですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

す。本件の見積もりは、あくまで土地の価値を評価する、財務省さんは時価を算定するとおっしゃつていますけれども、その価値を評価する上において、小学校用地であることを勘案したということを申し上げて次第でございます。

○今井委員 いや、もう既に答弁は残っていますから、学校をつくるのに瑕疵がないように見積もりをしたということですから、それは、裏を返せば、その工事をしていなければ瑕疵があるということだと思います。

○今井委員 いや、もう既に答弁は残っていますから、学校をつくるのに瑕疵がないように見積もりをしたということですから、それは、裏を返せば、その工事をしていなければ瑕疵があるということだと思います。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

す。本件の見積もりは、あくまで土地の価値を評価する、財務省さんは時価を算定するとおっしゃつていますけれども、その価値を評価する上において、小学校用地であることを勘案したということを申し上げて次第でございます。

○今井委員 いや、もう既に答弁は残っていますから、学校をつくるのに瑕疵がないように見積もりをしたということですから、それは、裏を返せば、その工事をしていなければ瑕疵があるということだと思います。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

す。本件の見積もりは、あくまで土地の価値を評価する、財務省さんは時価を算定するとおっしゃつていますけれども、その価値を評価する上において、小学校用地であることを勘案したということを申し上げて次第でございます。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

積算基準等に基づいて、学校を前提として瑕疵のないものとするために必要となると考えられる地

下埋設物の撤去、処分費用の見積もりを行つてございます。

○今井委員 学校をつくるのに瑕疵がないような積算をしたということは、この工事をしていなければ学校をつくるのに瑕疵があるということですね。そうですね。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

す。本件の見積もりは、あくまで土地の価値を評価する、財務省さんは時価を算定するとおっしゃつていますけれども、その価値を評価する上において、小学校用地であることを勘案したということを申し上げて次第でございます。

○今井委員 いや、もう既に答弁は残っていますから、学校をつくるのに瑕疵がないように見積もりをしたということですから、それは、裏を返せば、その工事をしていなければ瑕疵があるということだと思います。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

す。本件の見積もりは、あくまで土地の価値を評価する、財務省さんは時価を算定するとおっしゃつていますけれども、その価値を評価する上において、小学校用地であることを勘案したということを申し上げて次第でございます。

○今井委員 いや、もう既に答弁は残っていますから、学校をつくるのに瑕疵がないように見積もりをしたということですから、それは、裏を返せば、その工事をしていなければ瑕疵があるということだと思います。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

す。本件の見積もりは、あくまで土地の価値を評価する、財務省さんは時価を算定するとおっしゃつていますけれども、その価値を評価する上において、小学校用地であることを勘案したということを申し上げて次第でございます。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

せん。

○今井委員 きのうの予算委員会で、我が党の邊坂委員が財務省さんに、八億円の工事、本当にしたかどうか確認しましたかということをお伺いしましたけれども、確認はしていませんとおつしやつていました。これをちょっとと確認したいんです。それでよろしいですか。

○佐川政府参考人 きのう御答弁申し上げましたのは、きちんと時価で適正な価格で売却しておりまして、近畿財務局としましては、地下埋設物につきまして、売却後、相手方において適切に撤去したというふうに聞いておるところでございました。

○今井委員 皆さん、もう一度確認したいんですけれども、もともとの不動産鑑定評価額は九億三千二百五百万円でした。これに実際の工事費が八億一千九百万円かかるということで、それを差引きて時価というふうにおっしゃっていますけれども、これは、この工事が行われるから、その分を差し引くということで時価といふように評価しているということだと思つんですね。

我々の取材では、まだ確認しなきやいけませんけれども、このごみを撤去する工事、どうやら行われていない可能性が高いんです。やられていないうまでも、このごみを撤去する工事、どうやら行なっているんです。私は、ここで今断定はできません。情報をいただいているだけですから、まだ私も確認していませんので断定はできません。

そして、メディアに対して、この当事者の方も、一億円ぐらいしかかけていないかなどいうふうに取材で応じられたそうです。私が聞いているのは、施工している側から聞いていますけれども、これは大問題じゃないですか、もし本当に事実だったら。

○佐川政府参考人 お答えします。

今の二点でござりますけれども、まずは、先ほど申しましたように、地下埋設物につきましては、売却後、法人において適切に撤去したという

ふうに近畿財務局として確認してございます。

それからもう一点、一億円の話でござりますが、メディアとおっしゃいましたが、この間もここで答弁させていただきましたが、あの記事については、学校法人側から、事実誤認だと明確に指摘して記事の訂正を求めていたというふうに聞いています。

○佐川政府参考人 適切に処理しているという適切にといたる言葉の定義は何でしょうか。

○今井委員 先ほど国交省の方が、あの見積もりは学校をつくるのに瑕疵のない見積もりをしたというふうにおっしゃっています。今、財務省の方も、学校を建てるために適切に処理をしたということでありますね。

これは同じ意味ですよね。適切に処理をしたということは、皆さんのが見積もりをした工事が行われて全部取られたということが適切に処理されたということです。

○佐川政府参考人 売却後に学校法人において適切に撤去したと聞いてございますが、見積価格と同額かどうかということについてまでは把握してございません。

○今井委員 これは本来、九億円以上のお金が、これは空港特会に入るんですけどね、特会、国の収入として入るはずだった案件だと思います。それが、一億円。実はこれは、その前の先に払つてある部分と差し引きすると、有益費と差し引きす

ると、きのう明らかになりましたけれども、二百万円しか国に入つてきていませんが、その金額が幾らだか、正確にはこれから議論すればいいですけれども、大きづかに言えば、九億以上入つてくるはずだったお金がずっと減つてしまつたわけです、一億なのか二百万なのかわかりませんが。

それなのに、それは皆さんのが見積もつたものもとに時価をつくつてあるわけでしょう。でもちゃんと適切に行われているかどうかをチェックする必要はあると思いますよ。それは、その必

け取りつけられているということじゃないんですか。國の税収を、収入を減らしていることになりますか。

○佐川政府参考人 時価で売却するということは、不動産鑑定価格から撤去費用を差し引いて売却して契約が成立することです。

○今井委員 それはちょっとひどい答弁ですね。だって、時価の算定をしたのに当たっては、皆さんのが、これぐらいの工事が必要だからその分は差し引きましょうというので計算したんでしました。最初に有益費で払った金額との間で二百万というようなお話をありました。最初に見積もつたこの有益費の話、これは実際に森友で実施された除去費について後ほど国が払ったということで、まさに先方が肩がわりした、その支払ったものを国が精算したということです。正式な売却価格は不動産鑑定価格から除却費を消去したものでござりますので、その最初の一億三千五百の有益費の話と売却価格について、全く内容が異なるものでございますので、その売却価格に直接有益費を加減算するような議論というのは余り適切ではないというふうに思います。

○今井委員 いやいや、勘定科目はともかく、お金の出入りはあるわけですから、お金に色はありますので、それは、ネットとして、それだけしか入つてないということは事実です。

それよりも私は問題だと思うのは、国が見積もつてこれぐらいの工事しなきや学校をつくれませんので、それを、ネットとして、それだけしか入つてないということは事実です。

○今井委員 多少の上振れや下振れぐらいならないんです。そうじゃなくて、ほとんどそれが行われてないなかつたら問題でしようと申し上げているんですね。

そういう場合は問題ではないですか。それでもしようがないですか。

○佐川政府参考人 何遍も申しますが、学校法人において適切に埋設物を撤去したというふうに聞いてござります。

○今井委員 国の収入が減るかもしれないということに対しても財務省の意識の希薄さがあらわれてしまつたなどということです。私はあきれました。

先ほど申しましたけれども、もう時間が来ましたからやめますが、私が聞いている話も事実に基づいて話しているわけではありませんので、そ

要はないとおっしゃるんですか。

○佐川政府参考人 時価で売却するということは、不動産鑑定価格から撤去費用を差し引いて売却して契約が成立することです。

○今井委員 それはちょっとひどい答弁ですね。だって、時価の算定をしたのに当たっては、皆さんのが、これぐらいの工事が必要だからその分は差し引きましょうというので計算したんでしました。最初に有益費で払った金額との間で二百萬というようなお話をありました。最初に見積もつたこの有益費の話、これは実際に森友で実施された除去費について後ほど国が払ったということで、まさに先方が肩がわりした、その支払ったものを国が精算したということです。正式な売却価格は不動産鑑定価格から除却費を消去したものでござりますので、その最初の一億三千五百の有益費の話と売却価格について、全く内容が異なるものでございますので、その売却価格にて全部取られたということが適切に処理されたと

いうことです。

○佐川政府参考人 今申し上げましたように、小学校ができるということもありまして、きちんと、先ほど国交省が答弁しましたように、瑕疵のないようについてで撤去費用を見積もりまして、不動産鑑定価格から引いて売却したということです。

○今井委員 一度も申し上げませんでしたが、その工事が行われていなかつたら、本当はもつたこの有益費の話、これは実際に森友で実施された除去費について後ほど国が払ったというこ

とでございまして、その後、売却先においてその撤去費用についてどういう処理をしたかということについては、もちろん、正確に見積もつた費用そのものにならずに、多少上振れたり下振れたりとございまして、その後、売却先においてその撤去費用についてどういう処理をしたかと

そのものにならずに、多少上振れたり下振れたりとございまして、その後、売却先においてその撤去費用についてどういう処理をしたかと申しますが、その工事をやつていなかつたら、財務省さんはだまされていることになるんじゃないですか。だから、それをちゃんとチックする責務があるんじゃないですかと申し上げているんです。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

だまされているとかそういう話ではございませんで、不動産鑑定評価額から国土交通省が見積もつた適正な撤去費を引いた時価を算出したといふことでございます。

○今井委員 いやいや、皆さんのが見積もつたものもとに時価をつくつてあるわけでしょう。でもちゃんと適切に行われているかどうかをチェックする必要はあると思いますよ。それは、その必



ておりますので、パートで働く女性にとりましては、就業調整を意識せずに働くことができる仕組みの構築に寄与するのではないかということを申し上げております。

○重徳委員 いろいろな議論の中で見解の相違もあると思うんですが、今大臣の答弁の中で、パートの八割以上の方々にとっては事実上中立的だと言えるのではないか、こういう御見解だというふうに一応受けとめましたけれども、ただ、それがけでは足りないんじゃないかな、こういう意見も当然強いわけですので、これからさらに踏み込んだ議論をさせていただきたいというふうに思つております。

ちなみに、社会保険料についても、百三十万の壁とか百六万の壁というのもあります。先ほど大臣は民間企業の家族手当について言及されました

が、当然、社会保険の方も大きな壁として立ちはだかっています。これについては厚生労働省の所管だということになるのかもしれません、しかし、ここは、今回、税制を一つの切り口として民間企業にも働きかける以上、やはりぜひ財務省、厚労省の壁も越えて、厚労省とともに社会保険に関する壁も乗り越えていただきたいと思うですが、大臣、その辺の御決意を述べていただければと思います。

○麻生国務大臣 これは所管が違いますので、それを財務省に越権行為でやれと言つておられるんですか。正直言つて、これは財務省の所管じゃありませんから、厚生労働省の保険の話になります。

○重徳委員 これは所管が違いますので、ちよつと今の話を、おっしゃっている意味がよくわからな

いので、そもそもびりっと越えてやり切れという意味の定義がよくわからないんですねけれども。

○重徳委員 縦割りの壁というのは、私も役所にいたときから、常に、どこかの役所に所属している、お互いに越えていかなくちゃいけないとい

う壁でございましたので、今、財務大臣にも厚生労働省との壁を乗り越えていただきたい、こうい

う趣旨で申し上げた次第です。これはもう答弁求

めません。

さて次に、今回の法案、ちょっと各論に入つて

いきますけれども、特に中小企業対策として、愛知県は全国の中では、大企業もあるということも

ありますけれども、比較的経済がうまく順調に回

りつつあるなんということも言わますが、それ

でもなお、やはり中小企業の皆さんには相当な悩み

を抱え、なかなか浮上することのできない、そういう苦悩の中で日々の經營をされているという声

をよく聞いております。

ただ、これは制度として、今までよりは拡充されただということですから、それ自体はもちろんい

いことなんですね。そこで、本日の現場において聞こえてくるのは、この計画の認定をする

ということ、あるいは、いろいろ聞けば、先進的なものでなきやいけないとか、生産性を高めるん

だとか、付加価値を高めるんだとか、こういうい

ろいろな、これも心理面も含めたハードルがあるわけなんですね。この計画認定を受けるために

は、こうした税制上の優遇というものは、私は

もつともっとハードルを下げていいんじゃない

か、このように思います。

ただでさえ、高齢化が進んで後継ぎがなかなか見込めない、こういう企業も特に中小はあるわけ

ですから、この計画の認定などの要件とかあるい

ながる設備投資を目的としたものであることから、一定の要件を満たすものに適用を限定してい

るところがありますが、委員の御指摘もありま

して、それをやはり使っていただくための周知を徹底するなど、しっかりと取り組んでまいる所存

でございます。

なお、本税制については、生産性の向上等につ

いて、改めてお話を伺う機会を設けております。

○重徳委員 今まで、サービス産業以外の、從来

の立場から質問させていただきます。いかがで

しょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

社会保険料につきましては事業主負担を求めて

おりますけれども、これは、年金や医療の給付を

保障して、働く方々が安心して就労できる基盤を

整備することが働く方々を雇用することに伴う事

業主の責任であるという観点、また、働く方々の

健康の保持及び労働生産性の増進が図られること

が事業主の利益にも資するという観点から、事業

主に求められているものでございます。

こうした考え方のものと、就労実態の管理等を踏

まえまして、一定規模の個人事業者を除く事業者

支援する税制というものを設けさせていただい

ておるところであります。私が評価いたしました

ところでは、中小企業の問題の一つと

して最近よく聞こえますのは、やはり社会保

険料が随分重荷だということなんですね。

本当に小さな、三人とか五人でやつて、そ

れでも一応法人としてやつて、こういうところ

が法人としてやつて、社会保険料は当然

事業主側の負担もあるわけでありまして、そ

ういった負担に耐えられないということで法人を解

散して、そして個人事業者へと、個人成りとい

うんですかね、個人成りをするような事業者も少な

くない状況であります。

こういう状況の中で、結局、法人か個人か、どっちをとるかによって事業主負担があるなしと

いう、大きくこれは違いが出てくるわけであります。

それで、その他のもちろんメリット、デメリットも

あるわけなんですね。けれども、背に腹はかえられな

いということで、やむを得ない選択として個人成りをする、こういう事業者も出てきております。

ぜひ、社会保険のあり方も、法人だったらどん

なにちつちやくても健保、厚生年金じゃないとだ

めなんだ、こういう画面的な取り扱いじやなく

て、この辺は選択できるような、そういう仕組み

とか、何か、こういった苦しんでいる事業者にも

とり得る選択というものを示していくべきではないか、うかがうかと思ひますけれども、いかがお考えで

しょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

社会保険料につきましては事業主負担を求めて

おりますけれども、これは、年金や医療の給付を

保障して、働く方々が安心して就労できる基盤を

整備することが働く方々を雇用することに伴う事

業主の責任であるという観点、また、働く方々の

健康の保持及び労働生産性の増進が図られること

が事業主の利益にも資するという観点から、事業

主に求められているものでございます。

こうした考え方のものと、就労実態の管理等を踏

まえまして、一定規模の個人事業者を除く事業者

に対しまして、広く健康保険と厚生年金保険を適用することとしております。

今議員御提案ありましたけれども、小規模の法人につきまして、事業主の負担軽減の観点から、任意に国保、国民年金に切りかえられるようすべきではないかという御提案でしたけれども、これにつきましては、先ほど述べました社会保険制度のあり方の根本にかかる問題であること、また、事業主に雇われる方の加入する保険を事業主の都合で健康保険や厚生年金から国保、国民年金に変更させることとなりまして、不利益を生ずるおそれがあることから、厚生労働省といたしましては望ましくないというふうに考えております。

○重徳委員 制度のたてつけはそのとおりであることは、それはもちろん重々承知の上でありますし、個人成りを選択する事業主さんも、それは法人の方が、例えば従業員だつて、社員も集めやすいし、それから事業承継の対策といいましょうかね、そういう制度だつてあるわけでありますし、株式会社何々というのと個人事業主、看板がそもそも違いますから、社会的な信用力なんかも大きく違うわけであります、それでもなお、そういう個人成りを選ぶ、選ばざるを得ない、こういう実情があるわけでありますから、建前と言つたらいけないですけれども、事業者としての責任とか社員に対する健康、おっしゃるとおりだと思います、しかし、それでも本当に背に腹はかえられない、このままで立ち行かない、こういう思ひが現場はあるんだということを認識していただきたいんですが、真逆の聞き方をします。

こういう個人成りをするという事業者は、どういう事情、どういう理由でそれを選んでいるんだというふうにお考えでしょうか。ちょっと審議官の言葉で語つていただけませんでしょうか。

○谷内政府参考人 お答えいたします。

今議員御指摘になりました、小さな法人の方がささまざま事情を勘案して個人成りになられる例があるという御指摘がありましたけれども、個々の

会社にöttてはいろいろな事情があると思いますので、自分自身は事業經營をした経験が余りございませんので、こういった事情にあるからというところは、この場で申し上げることはなかなか難しいと思います。

例えは、社会保険の場合でも、小さな事業所の場合は協会けんぽに加入することになる会社が多いと思いますけれども、そういった協会けんぽにつきましては、財政基盤が脆弱でありますから給付に国庫補助を行つておりますので、そういったところも活用していただければ、どうふうに思つております。

○重徳委員 正直な感覚で今述べていただきたいと思いますが、ぜひ、国の所管省庁としても、よりろな制度の可能性を検討していただきたいと思うわけでございます。

次に、法人の役員の給与についてなんですけれども、これは法人税法で定めがあります。法人税法三十四条の役員給与の規定があるんですが、給与の額というのは一旦決めると、その年は一年間

せんが、このあたり、政令、法令に定めることが自由に、もっとと自由度を持つた、つまり、この辺の規制をなくすという考えがないでしょうか。若干、細かい質問のように聞こえるかもしませんが、このあたり、政令、法令に定めることが自由に、もっとと自由度を持つた、つまり、この辺の規制をなくすという考えがないでしようか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる法人税法三二十四条に規定しております。

○重徳委員 正直な感覚で今述べていただきたいと思いますが、ぜひ、国の所管省庁としても、よりろな制度の可能性を検討していただきたいと思うわけでございます。

先生御案内のとおり、役員報酬につきましては、恣意的な税負担の調整のために利用される懸念もあるということで、法人税法三十四条で、一定の基準を満たさない役員報酬について、損金不算入ということをきちんと明定しているところでございます。

定期同額給与につきましては、毎月といった、定期に同額を支給する役員報酬の損金算入を可能としているものでございますけれども、政令に委任することで、例えば毎年所定の時期に行う改定ですか、役員の職制上の地位の変更に伴う臨時改定ですか、また、御指摘がございましたとおり、経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりされた定期給与の額の改定、つまり、経営が著しく悪化した場合には、この定期給与の額を改定しても損金算入できる、こういう仕組みになつてているということなんですが、これ

じゃないか、こういう声があるわけです。

つまり、経営の状況に応じて役員の給与は変動する、下げざるを得ないときは特にそうですね、下げざるを得ないんだ、これはもう当然のことでありまして、そういう理由をきちんと明らかにしない限り損金算入ができない、これはちょっとおかしい仕組みになつていること自体どうか、こ

ういう声があります。

若干、細かい質問のように聞こえるかもしませんが、このあたり、政令、法令に定めることが自由に、もっとと自由度を持つた、つまり、この辺の規制をなくすという考え方がないでしようか。

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に先立ちまして、ホーキン・カストロ米国下院議員外日米国議員会議米国議員団御一行が当委員会の傍聴にお見えになつております。御紹介を申し上げます。

○御法川委員長 質疑を続行いたします。重徳和彦君。

○重徳委員 午前中に引き続きまして、質疑に立てていただきます。民進党の重徳和彦です。

ちょうどアメリカの議員団の皆さんのが来られておりますので、先日、財務長官に任命を承認されたばかりのムニヨーシン財務長官と麻生財務大臣、ちょうど就任早々の十六日に電話会談をされたと伺つております。

電話会談の内容について、どんな内容だったのか、教えていただければと思います。

○麻生国務大臣 私どもが訪米をいたしたときには、まだ上院の承認を得ておられませんでしたのか、教えていただければと思います。

○重徳委員 午前中に引き続きまして、質疑に立てていただきます。民進党の重徳和彦です。

ちょうどアメリカの議員団の皆さんのが来られておりますので、先日、財務長官に任命を承認されたばかりのムニヨーシン財務長官と麻生財務大臣、ちょうど就任早々の十六日に電話会談をされたと伺つております。

電話会談の内容について、どんな内容だったのか、教えていただければと思います。

○麻生国務大臣 私どもが訪米をいたしたときには、まだ上院の承認を得ておられませんでしたのか、教えていただければと思います。

○重徳委員 これから、強固な関係を築きながら、日米の経済、財政について、信頼関係をもとろな話をという話をした、そういうふうにいります。

す。 今度、四月にも行われるという見通しであります。今までとしたところまでとしたいと思います。

○重徳委員 午前中の時間が来ましたので、ここまでとしました。

ありがとうございました。

麻生大臣がどのような御認識でトランプ政権と向き合つていくのか、何点かお伺いしたいと思いまます。

まず、トランプ大統領、何といつても、レーガン政権以来三十年ぶりとまで言われる大型税制改革案を、早ければ月内にも発表するという日程感だと思いますが、これから発表すると言われております。

特に、我が国としてしっかりと見きわめなきやいけないのが、いわゆる法人税の国境調整とか、いろいろな言われ方をしますが、アメリカから輸出で利益を得た企業に対しては課税を免除して、海外からアメリカに仕入れた製品とか部品についても費用の控除を認めないと、これは議会の方がむしろ提案する話でありますので、二〇%課税するとか、いろいろなことが言われております。

そして、報道によれば、多くの米国内の製造業の企業は賛意を、賛成の意思を表明していると言われおりまし、当然ながら、小売業を初めとした輸入に大きく頼っている業界は否定的、反対の意見を持つておられます。

日本として、国境税といいましょうか法人税の国境調整について、現時点で麻生大臣としてどのように御見解を持っておられるか、お願ひします。

○麻生国務大臣 トランプ大統領が会见等で、ボーダータックス、いわゆる国境税というもの導入に言及しておられますことやら、また、下院の共和党で、いわゆる法人税の改革等々について、国境調整措置の導入というものを提案されておられるということは承知をしておりますが、これはまだ、御存じのように、発足したばかりの大統領で、やつと財務長官が決まって、その下の次官も局長も全く決まっていない今の状況では、その具体的な内容が全然わかりませんので、私どもの方としてはコメントしようがないというところだと思っております。

いたずらにしても、今後、どういった方向でやられるのかをよく見きわめた上で、どの道、ス

ティーブン・ミューシンという方が今度新しく

財務長官になつておられますので、そちらと交渉

をする事になるんだと思っておりますし、また、ペ恩ス副大統領との間の日米経済対話をス

タートさせることになりましたので、そちらのところで話をするなり、いろいろなところで話をさせていただく。具体的な話は今からだと思っております。

○重徳委員 それから、これもまだトランプ政権のまとまつた方針というのがきちんと体系的に示されていない中ではあります、やはり、トランプ大統領からはドル高に対する懸念が選挙中から一貫して示されているように受けとめられます。

しかしながら、一方で、大型減税をするとか、財政出動を思い切ってやるんだという政策に対しても、これは当然ドルを高くする方向になるわけですし、先般のF.R.B.のイエレン議長からも利上げをしていくような示唆があつたわけで、現状、確かに、トランプ大統領の円が安過ぎるという言葉としての見解はたびたび示されておりますけれども、今時点での政策を見ると、円が上がる要素がむしろ少ないんじゃないかもと見受けられるんですが、しかしながら、トランプ大統領は一貫して円をもつと上げよというようなことをおっしゃっている。

こういういわゆる田高圧力について、現時点でもうか。

○麻生国務大臣 イエレンF.R.B.の議長の話を聞いて、いろいろな見解を聞いて、現時点でもうか。

いっていえば、ことし、何べークスという感じでもなかつたんですけども、とにかく三回ぐらいは利上げをしたいというような感じのニュアンスの話を聞いておられます。金利を上げるということは、基本的にはドルが高くなるということを意味しますので、我々から見れば、F.R.B.の言つておられる話とドルを安くする話は明らかに乖離をしております。

先ほど申し上げましたように、まだトランプ新政権とF.R.B.との間でどういう話が煮詰まつていい

るのかよくわかりませんので、まだしばらく時間がかかるんだと思つておりますので、それを見きわめた上でないと何も申し上げられないんだと思ひます。

金利を上げないと、アメリカの場合は土地の値段がかなり上がつてきておりますので、そういう意味では、地方、連邦銀行ではなくて各地方のところからいきますと、もう十分に上がつていてので金利は上げるという説が多いというのはよく知っていますけれども、国全体として見た場合は、ドルが高くなるということは、アジアから通

貨が、キャピタルフロイトが起きるということを意味しますので、それはなかなか簡単に話はいかないので、そこはよくよく調整をした上でしなきやいかぬというのが別の意味から出てくるんだと思いますので、なかなか、まだそこらのところの統一見解が出されているという段階ではない、そういうぐあいに理解しております。

○重徳委員 ありがとうございます。きょうは日銀の黒田総裁にもお越しいただいておりますので、今金融政策についてお尋ねいたします。

今、麻生大臣おつしやつたように、イエレン議長がことし三回程度利上げをするのではないかとの観測があります。ただ、その時期がいつになるかというのいろいろな見立てがあつて、早ければ三月だという見立てもあれば、いや六月だと。

しかし、きのうかきょうの報道によりますと、六月という見立てをしていた金融機関も、六月を前倒して五月になるんぢやないかとか、比較的早い段階での利上げが予想されるというようなことが米国内外においても見立てがあるわけあります。

アメリカで利上げということになりますと、一般的には、日本においても利上げ圧力というものがも出でこようかと思います。そういう中で、これ

ります。

したがいまして、確かに国際的に金利水準は若干上がってきておりますけれども、あくまでも私どもの金融政策は日本の金融政策でありますので、先ほど申し上げた、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するためには適切なイールドカーブを促すということでやつておりますので、海外の金利が上がつたからといって、日本の長短金利操作目標を上げていくことは時期尚早であるというふうに考えております。

り、何というか、ハードルが上がるといいましょ

うか、これまで以上に国債を大量購入しなきやい

けないとか、先般の指し値オペのようなさらなる新しい武器を発動せざるを得ないとか、いろいろ

つい状況になつてくることも予想されるんです  
が、今後、日銀の金融緩和という政策を、どのように今の状況の中で乗り切つていくかというか、この政策を乗り切つていこうとお考えなのか、御見解をお尋ねいたします。

○黒田参考人 御案内のとおり、日本銀行の金融政策は、あくまでも二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するということで行つております。そして、為替相場は目的となつております。また、各国の金融政策につきましては、御案内のとおり、G7あるいはG20で何度も確認されておりますけれども、物価安定という国内目的のために適切に運営すべきであり、運営されているという認識、これは広く共有されていると思います。

日本銀行は、この長短金利操作つき量的・質的金融緩和というもとで、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、この二%の物価安定の目標に向けたモメンタムを維持するために、最も適切なイールドカーブを形成させようということで行つているわけであります。現状では、御案内のとおり、二%の物価安定の目標まではなお距離がありますが、これをできるだけ早期に実現するためには、現在の金融市場調節方針のもとで強力な金融緩和を推進していくことが適当であると考えております。

したがいまして、確かに国際的に金利水準は若干上がってきておりますけれども、あくまでも私どもの金融政策は日本の金融政策でありますので、先ほど申し上げた、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するためには適切なイールドカーブを促すということでやつておりますので、海外の金利が上がつたからといって、日本の長短

金利操作目標を上げていくことは時期尚早であるというふうに考えております。

○重徳委員 従来どおり、ぶれずにやつていくと、いう決意表明のような御答弁だったと思います。

どんな状況でも今の一貫した姿勢を変えない、政策を変えないということでございますが、マイナス金利を一年前から導入してから、まさに一年たつわけなんですけれども、最近ちょっと気に入る報道も登場してきておりまして、特に地方の金融機関、マイナス金利になつたものの、そのお金をどこにやつていいか、なかなか見当たらない中で、最近は、相続税対策ということで、更地だつた土地に個人の方がアパートを建てて、そしてそれを賃貸として貸す、こういうところに資金需要が出ていると。

マイナス金利ですから、当然金利も安いし、それから更地よりも建物を建てた方が相続税が安くなる、評価が下がるという意味ですね。それから、借金をこさえておくこと自体が相続税対策になるとか、それから建設業界にすればもちろん仕事になる、そして金融機関は資金を貸す先ができるということで、その限りにおいては需要と供給がマッチしているように見えるんですが、しかしながら、当然ながら、日本の人口減少局面にあって、よっぽど局所的な大都市部以外は、アパートをつくつてもすぐ、アパートというのかマンションといふのか、つくつとも空室がちになつて、家賃も下がつて、結局その融資も焦げつくんじやないか、こういうこともあるわけです。

何か、弾みがつくとまらないというのが割と、これをバブルとは申し上げませんが、そういう傾向がある中で、ここについては、そういった資金の流れについて懸念する声も上がり始めているんです、日銀としてどのように捉えておられますでしょうか。

○黒田参考人 最近の金融機関の貸し出し態度は引き続き積極的でありまして、銀行貸出残高は前年比二%台の半ばで推移しております。こういった銀行貸し出しの伸びはいろいろな分野に及んでおりまして、不動産だけではなく幅広い産業について、また、設備投資向けの資金も、それから

運転資金も含めて、さまざまなかつて増加しておりまして、特に中小企業への貸し出しもかなり増加しているというのが現状であります。

御指摘の、地域金融機関を中心に貸し家業向け貸し出しが伸びていることは事実でございます。

こうした動きにつきましては、一方で、郊外から市街地への人口移動などがありまして、貸し家需要が増加しているという面と、御指摘のような資産運用あるいは節税ニーズといった供給側の動機がありまして、両方相まって、貸し家の着工が増加しているということが背景にあるというふうに思ひます。

現時点では、郊外の物件など一部に空室率の上昇などが見られますけれども、マクロ的に見た貸し家の需給バランス、あるいは金融機関のリスク管理などの点で大きな問題が生じているとは見ておりません。

当然のことながら、長期にわたりますので、金融機関に対しても、実行段階における物件ごとの収支見通しの検証のみならず、実行後ににおける物件の状況変化の早期把握などの点で適切なリスク管理を促しておりますし、今後とも促してまいりたい

いというふうに思つております。

○重徳委員 これで終わりますけれども、アパートも十年過ぎるともう古いアパートになつてしまいますが、いろいろな心配の声も上がつてくると思います。やはり、もうけになると思うと一遍にその方向に動くという傾向は当然ありますので、これは、私自身も含めて、この動向をしつかり見守りながら、警鐘を鳴らすべきときは警鐘を鳴らしていきたいと思っております。

また、引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○御法川委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民進党の古本伸一郎でございます。税法について、政府にお尋ねしてまいりたいと思ひます。

委員長、ところで、下院議員閣下御一行はいつ

までいらっしゃるんですか。まだ当分、いらっしゃるんですか、傍聴は。

○御法川委員長 何時までとは私は聞いておりません。

○古本委員 そうですか。ちょっと、若干、気を使いまして。

大臣、私は、政治の師匠は藤井裕久元財務大臣でいらっしゃるんですけども、かつて藤井先生が大臣のときに、ガイドナー長官が訪日されて、夜、紀尾井のあそこで懇談をするということがあつたとき、当時、副大臣の野田さんと私たちが、朝、政務三役会議で、大臣室で藤井先生が、何だ、君は来ないのか勉強になるから来いと言つて、急遽呼んでいただいたんです。

外交ですから、マルチになるように配席もやり直して、ルース大使もいらっしゃつて、私たち

ジュニア、私の対面も三、三になるように。

そのとき、藤井先生が、とにかく広島の賀茂鶴

をすごい勢いでガイドナー長官におつぎしたら、藤井先生が飲み勝ちまして、ガイドナー長官が最後、コップに手をやつたんです。私は、西洋の方

がああいう社交の場でもう飲みたくないというの

は初めて見ました。飲み勝つたと。

あのときに、私は、自国の通貨を守るために当時の民主党政権が七年ぶりに為替介入をしたことにはまことにもつて正解だつたと思つていますけれども、大臣の印象があればお聞かせください。

○麻生国務大臣 二〇〇八年にリーマン・ブレイズという会社がバンククラプシー、倒産をいたしましたときに、世界じゅうから、いわゆるキャッシュという現金がマーケットからなくなつた。したがつて、あちらこちらで騒ぎになつたときに、日本はIMFにいわゆる十兆円の金、約一千億ドルでしたけれども、当時一千億ドルを融資して、結果としていわゆるクレジットランチと言われるような金融破綻というのを避けた。

しかし、そのときに条件をつけて、金は貸すけれども条件があると。通貨安競争はしない、関税引き上げ交渉はしない、そしてブロック経済はやらない、その三つを条件にして、G7はあのとき合意しました。総理大臣をしていたので、これが条件と言つて、みんなで言つて、みんな約束しました。

しかし、現実はどうしたかといえば、アメリカとイギリスはほぼ先頭を切つて通貨の大量発行に踏み切つた。結果として、通貨安です。日本は、そのときはほとんどそれに対応せず、一緒に対応していつたら、一九三〇年代のあれの二の舞になりますから、我々はじっと耐えて、その二〇〇九

年以後もずっと頑張っていた、日本銀行も頑張つたということが、長い歴史で、それが非常に大きな意味を持つたんだと思いますが。

結果として、日本の通貨は極めて高い七十円という話にまでなりましたので、リーマン・ブレイズのころは百二十円でしたから、それはちょっと正直な話、日本としても通貨といふものをもう少し早目に、円安にするのではなくて、我々は今、通貨といふものに関しては、間違いないなく、いわゆるデフレというものから脱却せんがために円を緩めるという方式をとつて、今は結果として円安、どこまで円安かといふのは藤井先生と同じところですけれども、百二十円でスタートしているんですから、まだうちは円高、きょう百十三円何十銭でしょうから、今、通貨が安いか高いかと言われる、それはアメリカは安いと言ふかもしらぬが、我々に言わせたら、リーマン・ブレイズのところにまだいついてないじやないかといふのも理屈なので、これはやはりマークットが判断するというのにやつておかないとなかなか難しいんですが、今おっしゃるように、最近はボラティリティーとかいろいろな表現がありますけれども、乱高下するというのは、これは経済のためによろしくないので、上がるにしても下がるにしても、なるべく安定したものが望ましいという方向でいきますと、今のところ、百十円から百十円のところで、一応、このところ安定しているというところに来ているところは間違いないとは思います。

これから先どうなつてくるかは、ちょっとこれ

は我々はよりよく監視しておかなければなりません。

○古本委員 そのリーマンのときには百二十円と

いう、具体的な水準を決して大臣は示唆をされたわけじゃありませんので、この瞬間も、マーケット参加者はごらんになっているでしょうから、聞

きよによれば、大臣は百二十円までは円安ではないといふように理解をされているようには感

じかかりましたけれども、これをごらんになつて

いる人に、決してそういうことを補足しておきたいと思いますが、念のため。非常に心強く感じました。

自國の通貨を守り、その付加価値を生み出して申上げれば、物づくりであり、そこに働く人々の労働による付加価値の生み出しがありますので、毅然と申しますが、我が國のことによって得られる自由主義経済というのは何があつても搖るぎのない世界の基本原則だ、このように思うわけであります。

○古本委員 ありがとうございます。

退席されたのでもう気を使わなくていいかななど

○古本委員 ありがとうございます。

私は、大統領よりそつちの方に興味があつたので

ずっと見ていましたんですけど、ずっとノートをひつからずやつてこられたというのは、銀行が

しっかりと正直な話、日本としても通貨といふものを

もう少し早目に、円安にするのではなくて、

我々は今、通貨といふものに関しては、間違

いないなく、いわゆるデフレといふものから脱却せん

がために円を緩めるという方式をとつて、今は結

果として円安、どこまで円安かといふのは藤井先

生と同じところですけれども、百二十円でスター

トしているんですから、まだうちは円高、きょう

百十三円何十銭でしょうから、今、通貨が安いか

高いかと言われる、それはアメリカは安いと言

うかもしらぬが、我々に言わせたら、リーマン・

ブレイズのところにまだいついてないじやない

かといふのも理屈なので、これはやはりマーク

ットが判断するというのにやつておかないとなかな

か難しいんですが、今おっしゃるように、最近は

ボラティリティーとかいろいろな表現があります

けれども、乱高下するというのは、これは経済の

ためによろしくないので、上がるにしても下がる

にしても、なるべく安定したものが望ましいとい

う方向でいきますと、今のところ、百十円から百

十円のところで、一応、このところ安定してい

るというところに来ているところは間違いないと

は思います。

○古本委員 そのリーマンのときには百二十円と

いう、具体的な水準を決して大臣は示唆をされた

わけじゃありませんので、この瞬間も、マーケッ

ト参加者はごらんになっているでしょうから、聞

きよによれば、大臣は百二十円までは円安では

ないといふように理解をされているようには感

じかかりましたけれども、これをごらんになつて

いる人に、決してそういうことを補足しておきたい

と思いますが、念のため。非常に心

強く感じました。

自國の通貨を守り、その付加価値を生み出して

申上げれば、物づくりであり、そこに働く

人々の労働による付加価値の生み出しがありますので、毅然と申しますが、我が國

のことによって得られる自由主義経済というのは

何があつても搖るぎのない世界の基本原則だ、こ

のようと思つております。

閣下とそういう経済対話の枠組みができたとい

うことは高く評価したいと思いますので、毅然

と、かつ論理的、かつ世界の常識の中で大臣には

向き合つていただきたいというふうに思つますけ

れども、再度、何か趣味が一つぐらい副大統領と

合いそうですか。決意をあわせてお願ひしたいと

思ひます。

○麻生国務大臣 私は、インディアナというとこ

ろの州知事をやつている人だそうですけれども、

昔のインディ五〇〇という車のレースの試合に、

昔、学生のころ見に行つたことがある以来、あん

な田舎に行つたことはないんだと思つていますけ

れども、カンザス、オハイオ、インディアナとか

イリノイ、あの辺の五大湖の周辺のところという

のは余り日本の閑覧が行つたことはないそうなの

で、この間会つたときには、立ち話でしたけれど

も、大統領たちはゴルフをしに行くんだ、俺たち

は今から仕事をさせられるんだ、やつていらな

いからゴルフをしようやと言つて、ゴルフをする

かと言つたら、すると言つから、インディアナに

では、続きまして、委員長のお許しをいただい

て資料を配付してございます。資料をちょっとご

らんいただきたいと思うんです。

○古本委員 ありがとうございます。

私は、今は今からもう六年前、平成二十四年

十一月十三日の三党覚書であります。社保・税一

体改革の三党覚書とは別に、特例公債について覚

書をしたものでござります。サインが入つてゐる

原本は、それぞれの自民党、公明党、そして私

の政調の金庫に保管してあるんでしようけれど

も、当時の自民党幹事長は石破さん、政調会長は

甘利さん、公明党は井上さん、政調会長は石井さ

ん、石井大臣であったわけであります。私ども

は、奥石さん、そして細野さんがそれぞれ幹事

長、政調会長でした。

これを結ぶに至つた背景は何だったかといえ

ば、その年の一月、二月、通常の特例公債法を閣

議決定し国会にお諮りしたところ、当時の野党の

皆様に御理解いただけず、ずっと半年間、ほつ

らかしといいますか通らなかつたわけであります。

実は、この翌日の十四日付で議員提案いたしました。自公民、民自公三党提案で、この三党合意に基づく特例公債法の修正提案をいたしました。

十一月十四日は何があつたかといえば、実は、安倍総裁と野田当時総理との党首討論によつて、明くる十六日には解散しようじゃないかという約束をした、あの党首討論のまさに前日、十三日に解散するという、劇的な、激動の三日間、四日間だつたんです。

その十四日の日に議員修正提案を出した提案者です、私は、向こう四年間、特例公債法がずっと自動発行できる。あえて言います、自動ではないんですけれども、その年の予算総則の範囲内で発行できるということあります。毎年、時の与党に対し、時の野党が国会戦術あるいは抵抗戦術、肉弾戦、あらゆるものを駆使してこの発行をとめてやるというようなことはもうやめようじやないかという画期的な提案ではなかろうかと思つたんですけれども、當時、提出者として答弁にも立つてありますから鮮明に覚えてますけれども、条件は一つあつたんです。二つ三つあつたんですけど、大きな条件は、やはり歳出を抑えていく、これをせすして野方國な特例公債発行を認めてはならないということをやつていたわけございま

す。あれども、条件は、やはり歳出を抑えていく、これがいつまであるかといふと、実は、二〇一二年選挙、二〇一四年選挙で御当選されている諸先生方には、この経緯を御存じないわけあります。なぜこの話を振り返るかといふと、実は、二〇一四年選挙をして、きょう、歳入委員会たる当財務金融委員会で申し上げているわけでございます。

改めて、きょう、主税局長はか来ていただいておりますけれども、国の歳入の根幹は何ですか。主税局長。

○星野政府参考人 国の各般の歳出を賄うための根幹は、税、税収だと考えております。主税局長。 ○古本委員 では、きょうは主計からも来ていました

だいていますけれども、歳入の根幹は税であるとするとならば、特例公債というのは何ですか。

○可部政府参考人 お答えいたします。  
財政法四条では、国の歳出は租税等をもつて賄うべきという原則を述べた上で、建設公債以外の公債の発行については認めていないところでござります。

そうした中で、現行の特例公債法におきましては、前回の四年間の枠組みを引き継ぎまして、プライマリー・バランス黒字化目標に向けた財政健全化に取り組んでいくことを踏まえて、安定的な財政運営を確保する観点から、御指摘の特例公債の発行を五年間行うこととしております。

○古本委員 お配りをしております資料の二ページ目に、これは財務省のホームページでございますけれども、今、主計局、可部次長にお答えいた

だいた趣旨、要旨がここに書いてござりますね。つまり、国の歳出は財政法四条でありますけれども、原則は租税で賄うこと書いてあるんですけど、原則は租税で賄うこと許されない外的に建設国債という概念が許されています。そのまた例外に、建設国債で賄えない場合に、その賄えない分について特例公債となつております。

建設国債は今年度で幾ら計上されていますか。あわせて、特例公債は幾らですか。

○可部政府参考人 二十九年度予算案におきましては、建設公債の発行額は六兆九百七十億円、特例公債の発行額は二十八兆二千七百一十八億円でござります。

○古本委員 つまり、今お答えいただいたように、主客転倒といいますか、主従が転倒しておりまして、かつて、自由民主党の大平先生が、まさに、特例公債を出すときは、痛恨のきわみである、国民に申しわけないと書いて法律を提出された。議論された国会答弁も残っております、臨時、異例のことであるとまで言われておりますけれども、今や建設公債の方が小さくて、特例公債の方があつた方が大きい状況で毎年の予算を編成しているわけでございます。

改めて、きょう、主税局長はか来ていただいておりますけれども、国の歳入の根幹は何ですか。主税局長。

○星野政府参考人 消費税は、約二・七兆円といふことになります。

○古本委員 つまり、今お答えいたいたよ

うふうに思ふんですけれども、仮にこれを租税で賄うとしたら、税収は、ざつくり、単純でいければ二十八兆円、消費税、今一ポイントで幾らの税収がありますか。主税局長。

○星野政府参考人 消費税収一%当たりの税収は、約二・七兆円といふことになります。

○古本委員 つまり、今お答えいたいたよ

うふうに思ふんですけれども、仮にこれを租税で賄うとしたら、税収は、ざつくり、単純でいければ二十八兆円、消費税、今一ポイントで幾らの税収がありますか。主税局長。

つまり、この二十八兆円になんなんとする特例公債分については本来租税で賄うべきであるといふふうに思ふんですけれども、仮にこれを租税で賄うとしたら、税収は、ざつくり、単純でいければ二十八兆円、消費税、今一ポイントで幾らの税収がありますか。主税局長。

つまり、この二十八兆円になんなんとする特例公債分については本来租税で賄うべきであるといふふうに思ふんですけれども、仮にこれを租税で賄うとしたら、税収は、ざつくり、単純でいければ二十八兆円、消費税、今一ポイントで幾らの税収がありますか。主税局長。

つまり、租税の話をやる当委員会で、実は個々の各論の租税特別措置、あるいはマル配控除、もう山と議論したいんですけど、根本に、我が国における基幹三税というのは何なんだという話をまずしなきゃならない。だって財政法四条には、身の丈に合った財政を組みなさいと書いてあります。身の丈に合った財政とは、租税歳入の範囲内で歳出を決めなさいと書いてあるんですから。

なぜならば、今年度予算で、公債費は、元本、利払いとそれぞれ幾ら使うんですか。

○可部政府参考人 お答えいたします。  
二十九年度予算案における国債費は二十三兆五千二百八十五億円となつておりますが、このうち償還費十四兆三千六百八十億円、利払い費九兆一千三百二十九億円となつております。

○古本委員 ありがとうございます。  
つまり、元本と利払い合わせたら、もう二十数兆円、二十四兆ですか。だから、もうざつくり言えば消費税一〇ポイント分が借金の返済に回つているんです。これを世の中では自転車操業といいます。もうやめた方がいいと思います。

それで、例えばインフラなら、ことしやりたいのを来年に回そうかというのもあり得るかもしれません、子供たちの教育費、あるいは義務教育の予算、あるいはF35の戦闘機調達費用、こんなものは先送れませんよ。何があつても、むしろませんが、子供たちの教育費、あるいは義務教育の予算、あるいはF35の戦闘機調達費用、こんなものは先送れませんよ。何があつても、むしろませんが、子供たちの教育費、あるいは義務教育の予算、あるいはF35の戦闘機調達費用、こんなものは先送れませんよ。何があつても、むしろませんが、子供たちの教育費、あるいは義務教育の予算、あるいはF35の戦闘機調達費用、こんなものは先送れませんよ。何があつても、むしろ

ますよ。何か一夜にして下がつた話はまた今度やりますけれども。

つまり、租税の話をやる当委員会で、実は個々の各論の租税特別措置、あるいはマル配控除、もう山と議論したいんですけど、根本に、我が国における基幹三税というのは何なんだという話をまずしなきゃならない。だって財政法四条には、身の丈に合った財政を組みなさいと書いてあります。身の丈に合った財政とは、租税歳入の範囲内で歳出を決めなさいと書いてあるんですから。

基幹三税というのは何ですか。主税局長。

○星野政府参考人 所得税、法人税、消費税でござります。

○古本委員 では、統いてお尋ねしますけれども、所得、法人、消費というのは、税収はどのくらいですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。  
二十九年度予算で申し上げますと、所得税が十

七・九兆円、法人税十二・三兆円、消費税十七・

一兆円が国税における収入でございます。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○古本委員 この所得、法人、消費で見たら、先ほど大臣のお話にあつた、どうぞ。

○星野政府参考人 済みません。法人税は、十二・四兆円でございます。申しわけございません。

○古本委員

さつきの大臣の話で、さらに加えると、法人税のいたずらな引き下げ競争はもうやめようじゃないかという話を一方で言う國もありました。日本は今後どうしていくかというのはあるまでも、法人税は十二兆ですよ。所得が十七兆。先ほど同僚の古川委員からもありましたけれども、正直、お金持ちに負担してもらえばいいといったって、お金持ちの定義もこれは難しいです。

○星野政府参考人 はい。結構でございます。

○古本委員 財務省の皆さんも、本当に自虐的だ

などと思います。

例えば、大臣、後ろにいらっしゃる秘書官の給料は幾らぐらいですか。有名詞はあらんですよ。多分課長級ぐらいでいらっしゃるとお見受けすると、それは一千万は超えてますよ。一般的に企業でいけば、みんな超えてますよ。でも、この一千万を超えている人というのは何%ですか。

○星野政府参考人 およそ五%ぐらいだと思います。

○古本委員 細かな数字は、いきなり聞いて申しわけないですけれども、こんなの常識ですよ、五%ですよ。たった五%の人に担税力を求めるのか。やはり、年収四百万の人も、五百万の人も、六百万の人も、もつと言えば、これはボリュームであります。この皆様もあまねく負担していたんだことにより、社会保障も、教育も、F35も、みんな支えるということでなければ、一千万の人

だけ負担してもらつて何とかなるうという話では

これはないと思いますね。

そこで、基幹三税の中で、年金を受け取つてお

られるシニアも、子育て中の世帯も、そして小学

生の皆さんも、みんながひとしく負担する税とい

うのはたつた一つだけありますよ。極めて公平な

税です。どうぞ。

○星野政府参考人 消費税ぐらいだと思います。

○古本委員 そうです。消費税だと思いますよ。

だつて、課税逃れをしようとして所得を過少申

告しようと、節税と称してさまざまな経費を計上

しようとして、あの手この手で国税当局も頑張つてい

ただきますけれども、これは限りがあるとすれ

ば、消費税は極めて公平な税でありますね。

○麻生国務大臣 基幹三税の中だったら、伸び

率、日本のGDPの七〇%が消費によつております

ので、消費税が一番大きいと思います。

○古本委員 全く同感だと思います。

やはり所得税は、年収四百万の人が五百万にな

り、六百万になり、きょうよりあがよくなると

頑張つて、皆さん所得をふやしていませんね。そし

て、やつと俺も課長になつたかという人は一千万

を超える人もいるかも知れない。その人が高所得者だといつて負担してもらおうというのは世知辛い。秘書官は苦笑いされていますけれども、御自身のことですよ、本当に。こういう、マル配控除

を、引き倒したように見えて、実は百五十万まで

拡充し、これは減税ですから、その分の財源は年

収一千二百万の人が負担すればいいんだというの

は、ピンポイント過ぎて、これはもう税としてい

かがなものかなということを申し上げるわけでございます。

○星野政府参考人 ぜひ、消費税を上げていく上で、あと一年半あ

るわけでありますけれども、課題が幾つかあります。これも、同じく三党合意、抜本改革法の中

ました。医療の損税の話もありました、それから住宅もありますね、あるいは車体課税の問題もあります。

さまざま課題を解決していく必要があるわけ

ですけれども、その中の一つに低所得者対策とい

うのがございました。これは、軽減税率を入れる

ということです。もう既に与党合意で、二党で、自公でお決まりになり、大綱が出され、立法化されて

いることありますので、既定路線なんだろうと

思いますが、きょうは国税局にも来ていた

だけです。それで、もう既に与党合意で、二党で、自

公でお決まりになり、大綱が出され、立法化されて

相談に応するとともに、専用ガイドを設けて、電話相談に集中的に対応する体制を整備するなどの取り組みを行つておられます。

また、体制でございますが、こうした事務への

対応のために、まず平成二十八年度に、執行体制の整備として百三十二人、定員措置等がなされております。また、国税局本庁に消費税軽減税率制度対応室を新たに設置する等の体制整備を行つておられます。

引き続き、先生御指摘のように、軽減税率制度やインボイス制度に関する事業者の方の理解や準備が円滑に進むよう、これらの制度が円滑に執行されることが重要と考えておりますので、執行

ボイスを入れると言つてることにはやむを得ないかなと思いますが、執行の現場として、これはいかなかつて、このインボイスを入れると、伝票をつけているのが実態だとしたら、このインボイスというのは大変負荷がかかる。これは何とか税理士の皆さんにもやつていただきんでしようけれども、インボイスは反対している人もおられますね。

これまで、私は絶対に消費税は予定どおり、予定じやないんですよ、予定が先送られ、もう一度先送られて、三度目の正直で三十一年の十月には一〇ボイントになると信じている一人ですけれども、国税局も信じている一人であれば、これはインボイスに向けて、やはり体制もしっかりと、要員も含め、ぜひ準備を遺漏なきよう当たつていただきたいなというふうに思います。軽減には反対されけれども、もう法律で書かれたものについては甘んじて受けるしかないのです。体制をしつかりやつてほしいということござります。

幾つか、その課題の中で、きょうは国交省にも来ていただいていますので、他委員会から来ていてくださいますから、最後にそれを触れたいなど

と思いますが、資料の三ページ目、四ページ目。

まず、三ページ目をごらんいただきたいんです

が、先日の税法の本会議で、各会派の諸先生方の演説を拝聴するに、なるほどな、大変皆さんい

ところをついておられるなと思って、これは与野

党とも伺つていただけが車の車体課税のくだ

りなんです。これは、非常に我が国の根幹である、GDPを支えている物づくり、わけても自動車産業への影響が大きいという趣旨で、車体課税についてはできる限り軽減してほしいという趣旨のことを御発言されていたかに承つたんですけれども、実はそんなものじゃないんです、この問題は。

実は、ここに答えがあるんですね。今、自家用車の世帯当たり普及台数ということで、都道府県別のデータをここに配付しているんですけれども、登録業務は国交省運輸局がやつておられますので、国交省、今一番普及している県はどこで何台ですか。一番普及していない、保有されていないところは何県で何台ですか。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○早川政府参考人　お答え申し上げます。

一般財団法人自動車検査登録情報協会の資料によります平成二十八年三月末現在の都道府県別自家用乗用車の世帯当たり普及台数を見た場合に、普及台数が一番多いのは福井県で一・七四九台でございます。世帯当たり普及台数が一番低いのは東京都で〇・四五〇台となつております。

○古本委員　つまり、都会は地下鉄が通つていませんしタクシーもたくさん走つてるので、交通弱者と呼ばれる人の移動手段は非常に恵まれていません。地方に行けば、車がないと移動ができないんです。生活の糧なんですね。なくてはならないもの。

めくついていただいた四ページに、今度は都道府県別の年間収入ですね。世帯収入ですので、これをざらんいただくと、若干、私が申し上げたいこととちよつとずれるように聞こえるかもしませんが、福井県、石川県、富山県の日本海側のこの三県は同居率が高いというの非常に有名ですね。選出の先生方はよく御案内。福井県は世帯収入が六百二十万とぬきんでているのをちょっと割り引いてざらんいただくと、一般的に、例えば中四国、九州、世帯収入が大体四百万円台です、年間、まさに四百万円台で暮らしておられる。委員

長の御地元もそうですね、四百万円台です。

片や、普及の少ない東京を見れば、世帯収入が六百万円を超えてます。年間で百万の格差があるわけなんですね。

これは、主税局長、例えば国税分でいうところの自動車重量税、あるいは地方税もあわせてお答えできるのであれば、自動車税、排気量で決まります。星野政府参考人　変わりません。

○古本委員　非常に重要なポイントなんですよ。四国や九州や東北に行つたら税率を少し軽減してくれる、つまり地方加減があるかといったら、ないんです。一トン一万二千六百円という定価は定価ですから。今、若干下げていただいていますけれども。ということは、この世帯収入から見たら可処分所得、つまり担税力が弱い世帯に限つて保有が多いのが自動車関係税なんですね。

だから、産業のさまざまな応援の観点から言つて、いただくというのは、一つの日本の経済産業政策として極めて炯眼ではあるんですけども、家計として暮らしといふ観点からいえば、車体課税を軽減しなきやならないというの家計支援なんですね。

実は御党、自民党の諸先輩方というのは、もう何十年も前に消費税を入れた平成元年、あるいは平成九年の税率を三ポイントから五ポイントに上げたときには、非常に炯眼であつたと思いますよ。消費税を上げた分家計負担が上がるだろうと、ある意味でのレベニューニュートラル、税収中立だった。

私どもが消費税を上げたときは、車体減税を思つていていたしましたけれども、所得税はもはや減税はできないだろうという中から、何とか家計をざらんいただくと、若干、私が申し上げたいこととちよつとずれるように聞こえるかもしませんが、福井県、石川県、富山県の日本海側のこの三県は同居率が高いというの非常に有名ですね。選出の先生方はよく御案内。福井県は世帯収入が六百二十万とぬきんでているのをちょっと割り引いてざらんいただくと、一般的に、例えば中四国、九州、世帯収入が大体四百万円台ですよ。大体、東京と比べたら百万から二百万、年間収入が違うのに。

だから、これはぜひ、車体課税の問題の本質がそこにあるんだということを申し上げておきたいと思いますので、何か感想があれば、大臣。よし、下げるといふのであれば、今ここで約束していただければありがたいんですけども。

○麻生国務大臣　愛知県と違つて、ほかのところへ行くと、もっと田舎へ行くといふと思いますけれども、軽自動車ですよ。これまた税率が違うんですね。だから、そのところもちょっと、もう少し正確に出てくるんだということだけは思いますが、それとも、今言つておられることは間違つてありますよ、間違つなく。

ついでにこれも言わせてください。

東京というところは、これだけ、ヒンターラントに三千万ぐらいいるわけですよね、地方に、千葉、埼玉、神奈川を足しますと三千万少々になりますけれども。ということは、この世帯収入から見たら可処分所得、つまり担税力が弱い世帯に限つて保有が多いのが自動車関係税なんですね。だから、産業のさまざまな応援の観点から言つて、いただくというのは、一つの日本の経済産業政策として極めて炯眼ではあるんですけども、家計として暮らしといふ観点からいえば、車体課税を軽減しなきやならないというの家計支援なんですね。

東京というところは、これだけ、ヒンターラントに三千万ぐらいいるわけですよね、地方に、千葉、埼玉、神奈川を足しますと三千万少々になりますけれども。ということは、この世帯収入から見たら可処分所得、つまり担税力が弱い世帯に限つて保有が多いのが自動車関係税なんですね。だから、産業のさまざまな応援の観点から言つて、いただくというのは、一つの日本の経済産業政策として極めて炯眼ではあるんですけども、家計として暮らしといふ観点からいえば、車体課税を軽減しなきやならないというの家計支援なんですね。

実は御党、自民党の諸先輩方というのは、もう何十年も前に消費税を入れた平成元年、あるいは平成九年の税率を三ポイントから五ポイントに上げたときには、非常に炯眼であつたと思いますよ。消費税を上げた分家計負担が上がるだろうと、ある意味でのレベニューニュートラル、税収中立だった。

私どもが消費税を上げたときは、車体減税を思つていていたしましたけれども、所得税はもはや減税はできないだろうという中から、何とか家計をざらんいただくと、若干、私が申し上げたいこととちよつとずれるように聞こえるかもしませんが、福井県、石川県、富山県の日本海側のこの三県は同居率が高いというの非常に有名ですね。選出の先生方はよく御案内。福井県は世帯収入が六百二十万とぬきんでているのをちょっと割り引いてざらんいただくと、一般的に、例えば中四国、九州、世帯収入が大体四百万円台ですよ。大体、東京と比べたら百万から二百万、年間収入が違うのに。

最後に、特例公債の話ですけれども、三十二年に、今回の延長した自動成立法案、あえてそういう言いますけれども、期限が到来しますけれども、財政当局としてはこれをさらに延長する予定はあるんですか。

○司部政府参考人　お答えいたします。

現行の特例公債法は、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化目標に向けて財政健全化に取り組んでいくことを踏まえて、安定的な財政運営を確保する観点から、二〇二〇年度、すなわち平成三十二年度までの特例公債の発行を認めたものでございます。

現時点では、三十二年度以降の特例公債法については何ら決まっておりません。

○古本委員　まさに、三十二年が到来したときに、三たび延長するかどうかの議論に直面するんですね。そのときに、この歳入委員会たる当財務金融委員会の真価が問われると思います。

一回目の延期をする議員立法を出した、私は張本人です。本当にあれは正しかったのかと、今は呻吟しておりますので、ぜひ当委員会で、租税が基本ですよ、その租税を何としてでも安定的に確保した上で、その補助的なものにすぎない特例公債であるということをまた議論させていただきたいたいなと思います。

さきようはありますか。

以上です。

○御法川委員長　次に、初鹿明博君。

○初鹿委員　民進党の初鹿明博です。

さきようは、こちらの財務金融委員会で質問をする機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず最初に、さきようは配偶者控除について質問をさせていただきます。

私も、国会議員になりまして、最初二〇〇九年、民主党政権のときでしたので、そのときから、やはり働き方に中立な税制であるべきだ、制度によって働き方が変わるようなものであつてはならないと考えております。ぜひ、当委員会で今後とも議論を深めたいなどいふうに思います。

控除は廃止をする必要があるという主張をずっと続けてまいりました。

そういう点では、与党の中で配偶者控除の見直しの議論が始まつたということで非常に期待をしていましたが、出でてきた案を見ると、正直なところ、ちょっととがつかりをしたとか、正局、配偶者控除自体は残つたまま対象が拡大をしていくって、なくすという方向ではなく、むしろ対象者を拡大しただけで、これで果たして本当に就業調整がなくなつていくのかということに非常に疑問を覚えているんですね。

まずお伺いしたいんですけども、今回、配偶者控除の見直しを図る理由は、就業調整、就業時間の調整をすることを、制度によって今起つて、これをできる限りなくしていくこうということだと思うんですが、今回の改正によつて一体どちらの方が、今までの百三万という壁があつて、これは財務省は百三万の壁というのは制度上なくなつていて、それを主張されていますが、こちらの税制大綱でも書いてあるとおり、心理的な壁等になつていて、やはり百三万で就業調整をしている人が実際にいる、そういう人たちがどのくらいの人数、働く時間をふやしていくといふことを想定しているのか、まずはお答えをいただきたいと思います。

○星野政府参考人　お答え申し上げます。

就業調整の問題につきましては、本日いろいろ議論が既にありますとおり、税制や社会保障制度のみならず、例えば民間企業の配偶者手当の支給基準ですとか、そもそも女性が直面している家庭問題がどれだけ解消されるか、また、その効果を定量的に見積もるということは難しいというふうに考えております。ただ、今回の配偶者控除等の見直しを契機として、民間企業の配偶者手当についても見直しまして、民間企業の配偶者手当についても見直しが検討され始めている等を考えますと、配偶

者控除の見直しには一定の効果があるものと考えております。

○初鹿委員　民間企業で配偶者手当があつて、それで今回の改正によつてその見直しが進む、確かにそういうこともあるとは思いますが、配偶者手当があるような民間企業というのはやはりある程度の規模の会社であつて、多くの日本国民が働いている中小企業は、そもそもそういうものもないだろと思うんですね。そういうことを考えると、やはり効果は非常に限定的であるのではないかというふうに言わざるを得ません。

そして、今答弁の中でもありましたけれども、家事とか育児とか、そういうことも要因だとは思いますが、配偶者控除の見直しにはつながらないのではないかとうふうに思つたんですね。

もともと、民主党政権の最後の方に、自公と一緒に、自民、公明党と一緒に、税と社会保障の一体制改革ということで、税制だけではなくて社会保障制度もあわせてこれは考へていかなければならないというところで、今は至つてはいると思うんです。

が、残念ながら、今回は配偶者控除という税制だけとどまつてしまつて、私は、就業時間の調整を解消することにならない最大の理由ではないかというふうに思つたんです。

つまり、社会保険に加入をするこの金額が、昨

年の十月からですか、百六万円に引き下がつて、るというふうに思います。やはりこの百六万円の新たな壁を越えない限り、取らない限り、私は、就業調整はここどころでとまつてしまふんじやないかといふふうに思つたんです。

では、百六万の壁を解消するためにはどうすればいいかといふふうに思つたんです。

そのため、配偶者控除等の見直しで就業調整問題がどれだけ解消されるか、また、その効果を定量的に見積もるということは難しいというふうに考えております。ただ、今回の配偶者控除等の見直しを契機として、民間企業の配偶者手当についても見直しまして、民間企業の配偶者手当についても見直しが検討され始めている等を考えますと、配偶

は一番のネックじゃないかと思うんですね。ですので、配偶者控除の見直しと三号被保険者はそのまま大事なのではないかと

ておきます。

（略）

の見直し、どちらも私は廃止をした方がいいと思つてゐるんですが、これをあわせてやらないと、恐らく、今働いている女性の方で、これ以上収入をふやすと手取りが減る、世帯収入が減ると、いうことで時間の調整をしている方々が、より働いていることにはつながらないのではないかと

いうふうに思つたんです。

ここで、きょうは橋本副大臣にお越しいただいておりますけれども、そろそろこの三号被保険者の問題もきちんと検討をして、私はなくす方向に進めていく必要があると思いますが、副大臣、いかがでしようか。

○橋本副大臣　お答えをいたします。

まず、大前提といたしまして、先ほど委員からも、ここは賛同と言つていただきましたが、働きたい方が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者の方等について年金などの保障を厚くするという観點から、厚生年金や健康保険などといつた被用者保険の適用拡大を着実に進めていくことが重要だというふうに、それは私たちも考えておりまし、委員もそこは御賛同いただいていると、いうふうに思つております。

その上で、三号被保険者のことについてですけれども、三号被保険者と一概にくらべて、いる方々の中も、今九百万人ほどおられますが、いろいろなタイプの方がまだおられるだらうというふうに私たちは思つています。例えば、短時間で働く方で二号になつてない方、出産や育児のために離職をした方、あるいは、ちょっとイメージされているかと思いますが、配偶者が高所得でみずから働く必要がない方、そんな方もおられると思います。

そういう理由があるのもわかるんですけども、私がこれは廃止をした方がいいという理由の最大の理由は、厚生年金の場合、世帯単位になつて三号被保険者といつものが存在するわけですね。そうですね。国民年金は、一人一人が加入していく個人単位なわけですよ。

制度ができたときに、恐らく最初に働いた働き方がずっと続いていく、また、結婚をして離婚をすることがあります少ないので、それが三回離婚をして三回離婚をしたら、一号になつたり、二号になつたり、三号になつたり、行つたり来たり行つたり来たりするようになつて、一体自分は今は何号なのかなどわからなくなつてしまふような状態で、年金の計算も非常に煩雑になると思うんですよね。

ですので、三号被保険者についてはなくして、専業主婦の人は自分で国民年金に入つて一号にならぬです。それは、専業主婦の中で、第三号被保険者ということで、年金の保険料を払わないでも年金に入れていることになつて、ここが私

んでいくと、いうことがまず大事なのではないかと

いうふうに思つたんです。

（略）

いう意味で、三号被保険者について、廃止をすべきだという御質問をいただきましたが、整理縮小すべきだという方向性については私たちも共有をいたしますが、さらなる適用拡大というのを進めていくのだということも片方でこれあり、そうしたこととあわせて、引き続き議論してまいりたい、こう考えているところでございます。

○初鹿委員　今いろいろ御説明いただいた中で、配偶者が高所得な場合だと、出産とかで一時に離職しているとか、短時間で働いているけれども、対象になつていない、二号になつてない、つまり、今回その人々は、百六万までの方は入ってくるようになるわけですね。二号になつてくるようになるわけですね。

○橋本副大臣　お答えをいたします。

まず、太前提といたしまして、先ほど委員からも、ここは賛同と言つていただきましたが、働きたい方が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者の方等について年金などの保障を厚くするという観點から、厚生年金や健康保険などといつた被用者保険の適用拡大を着実に進めていくことが重要だというふうに、それは私たちも考えておりまし、委員もそこは御賛同いただいていると、いうふうに思つております。

その上で、三号被保険者のことについてですけれども、三号被保険者と一概にくらべて、いる方々の中も、今九百万人ほどおられますが、いろいろなタイプの方がまだおられるだらうというふうに私たちは思つています。例えば、短時間で働くために離職をした方、あるいは、ちょっとイメージされているかと思いますが、配偶者が高所得でみずから働く必要がない方、そんな方もおられると思います。

制度ができたときに、恐らく最初に働いた働き方がずっと続いていく、また、結婚をして離婚をすることがあります少ないので、それが三回離婚をして三回離婚をしたら、一号になつたり、二号になつたり、三号になつたり、行つたり来たり行つたり来たりするようになつて、一体自分は今は何号なのかなどわからなくなつてしまふような状態で、年金の計算も非常に煩雑になると思うんですよね。

ですので、三号被保険者についてはなくして、専業主婦の人は自分で国民年金に入つて一号にならぬです。それは、専業主婦の中で、第三号被保険者といつても払わない場合は免除にするとか、やり方はいろいろあると思うんですが、一人一人がやはり

きちんと年金制度に入るということを進めていく上で、私は三号被保険者というのは見直した方がいいんじゃないかというふうに思いますので、その点も含めて御検討いただきたいというふうに思っています。

今のお話を聞いていても思うんですけれども、今回の改正案によって、百六万円から百五十万ぐらいまで働いている人たちは、今回、厚生年金に入るような形、新たに入るようになるわけですね、百三十万までの間の方ですか、新たに入るようになるわけです。そうするとその方々は、保険料の負担がふえるわけですから可処分所得とい面でいえば減るわけですよ。手取りは減るんです。主にその方々は女性です。

一方で、こちらの新たな控除の見直しになると、今まで配偶者控除の対象じゃなかつた百五十万までの方は満額で、二百一万までが対象になつているわけですが、配偶者がそういう働き方をしている男性側の方の税金が配偶者控除で引き下がつて、減額される。

つまり、女性はこれから保険に入つて手取りが減る、でも男性は減税になる。何か、女性が仕事をやすと収入が減つて、男性は減税になるといふのは、まあ、世帯全体で見ればみんなが減税になると考へられるのかもしれませんけれども、やはり今、共働きの場合、財布は別よと言つているような御家庭もたくさんあると思うので、私は違和感があるんですね。女性は負担がふえて、男性は減る。こういう状況になるというのは、それは事実でいいんですね。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今回の配偶者控除の見直しに関連をして、旦那さんの方の負担が減り、奥様の方の例えれば保険の負担がふえるというのは、先生御指摘のとおりであります。

ただ、今回議論をした就業調整の要因になつていろいろな局面におきましては、奥さんが旦那さんが受ける配偶者控除の金額が変わることなど思案し、ある意味、夫と妻の手取り収入を合算

した収入、これが今の仕組みによつて影響を受けているということが就業調整の背景として考えられるということを受けて見直しを行つてゐるわけですが。○橋本副大臣 少し補足をさせていただきたいと

確かに、適用拡大を進め、百六万円以上の方は入つていただくということにしました。そのとおりに手取りが減るよねと言われれば、保険料負担的にはそうだとということになりますが、ただ、こちらの方は保険の話でございますので、当然、反対給付があるということもそこは御認識をいただいて、ですから、社会保険に入つていただくと、当然、厚生年金加入ですから、将来の年金額がふえるとか、あるいは、健康保険等についても、例えば出産等のときの一時金みたいな給付が、出産手当金だと傷病手当金だとそういうのが充実をするだとか、そういう面もあるわけですから、単に手取りがどうこうというところだけではなくて、私たちとしても、そういうメリットもあつて、きちんと適用拡大をさせていただきたいんだ

といふことはしつかり広報させていただく、それが今回の就業調整につながるかどうかということの議論にも資するのではないかと私たちは思つております。

○初鹿委員 そうなんでしょうかれども、何となく印象としては、余り女性はおもしろく思わないんじゃないかなということだけは指摘をさせていただきたいたいと思います。

次に、もう一つお伺いしたいのは、今この就業調整によつて困つてゐる業種の筆頭はどういう業種だと認識をしていますか。橋本副大臣にお伺いしたいんですが、関係する分野で。

○橋本副大臣 要するに、短期の労働者の方に頼つてゐる方が多い業種ということなんだと思いまます。

確かに、適用拡大を進め、百六万円以上の方は入つていただくことをしたというのを御理解いただけます。○橋本副大臣 少し補足をさせていただきたいと

思つてます。確かに、適用拡大を進め、百六万円以上の方は、もう一つ、やはり一番困つてゐる、そもそも人材不足で困つてゐるだけれども、毎年十一月ぐらいから就業調整をする人が多くなつて困つてゐる業界の筆頭は、介護事業所だと思つてますよ、介護の業界。

ヘルパーの派遣をしているようなところは、多分、先生方も地元の事業者からよく聞いています。私が十一月ぐらいになると、そろそろ働き方を考えないと控除の対象を超てしまつからといって、働き方を調整するようになるんですね。これは、ほかの業種もそうなんでしょうね。これが、ほかの業種もそうなんでしょうね。これは、ほかの業種もそうなんでしょうね。これは、ほかの業種もそうなんでしょうね。これは、ほかの業種もそうなんでしょうね。これは、ほかの業種もそうなんですね。

もちろん、厚生年金加入ですから、将来の年金額がふえるとか、あるいは、健康保険等についても、例えば出産等のときの一時金みたいな給付が、出産手当金だと傷病手当金だとそういうのが充実をするだとか、そういう面もあるわけですから、単に手取りがどうこうというところだけではなくて、私たちとしても、そういうメリットもあつて、きちんと適用拡大をさせていただきたいんだといふことはしつかり広報させていただく、それが今回の就業調整につながるかどうかということの議論にも資するのではないかと私たちは思つております。

○初鹿委員 そうなんでしょうかれども、何となく印象としては、余り女性はおもしろく思わないんじゃないかなということだけは指摘をさせていただきたいたいと思います。

次に、もう一つお伺いしたいのは、今この就業調整によつて困つてゐる業種の筆頭はどういう業種だと認識をしていますか。橋本副大臣にお伺いしたいんですが、関係する分野で。

私は江戸川区ですので川を渡ると千葉県なんですが、千葉県と東京でも大体百円ぐらい違うんですね、千葉県は八百四十二円で、そうすると三時間ぐらい変わるといふように。事業主の立場からすると、配偶者控除で一定の金額で、働いてもらひ時間で差があるというのはちょっと違和感があるんじゃないかなといふふうに思つてます。だからといって、控除の金額を地域によつて差をつけている方も多い業種ということなんだと思います。

その上で、最低賃金は、その決定に当たり、労働者の生計費や賃金、企業の賃金支払い能力を考慮すること、これが最低賃金法によつてなつておるまじで、こうした地域差などの地域の実情を考慮して都道府県ごとに定められているわけですが、いまして、最低賃金額を全国一律にするという御

今正確に持つてゐるわけではございませんが、私の持つてゐる知識の範囲でいえば、例えば飲食業でありますとか小売業でありますとか、そういうところが当たりやすいのではないかなど思つます。

低賃金は全国同じ水準にする必要があるんじやないかと思います。

確かに、土地の値段だとか、さまざま物価で違う面もあるかもしれません。しかし、今、ファストフードやコンビニや、またファミリーレストランとか全国のチーン店は、全國どこに行つても定価は一緒だと思います。先ほど古本議員から車体課税のお話がありましたけれども車体課税も全国どこでも一緒だということを考えると、私は、最低賃金は全國統一をする方向に進めていく必要があると思いますが、御見解を伺います。

○橋本副大臣 委員御案内とのおり、最低賃金といふものは、使用者は労働者に対する最低賃金額以上の賃金を支払わなければならぬものというものがなつておりますが、今の御議論と/orのことで、かかわつてくるのは、実際に支払われている賃金、受け取つてゐる賃金がどうなのかということが直接にかかわつてくるんだろうというふうに思つております。

そういう意味で、配偶者控除の範囲が広がつた場合に、最低賃金が地域で今異なつておりますそのことによつて、延ばすことのできる労働時間が地域で異なるのではないかといふ御指摘について言えれば、必ずしもそう断定できるものではないのだろう。

要するに、実質的に支払われてゐる賃金が地域によつてどうばらつてゐるのかといふことと直接にはリンクをすることなのであつて、もちろん、最低賃金がその下支えになつてゐるという御指摘はありますから、こうした御指摘も当たり得るとは思ひますけれども、直接つながつてゐるのではないといふことは申し上げさせていただきます。

その上で、最低賃金は、その決定に当たり、労働者の生計費や賃金、企業の賃金支払い能力を考慮すること、これが最低賃金法によつてなつておるまじで、こうした地域差などの地域の実情を考慮して都道府県ごとに定められているわけですが、いまして、最低賃金額を全国一律にするという御

指摘については、地域によって経済状況が異なる中、まさに今お話をいただいたように、同じ物価で売っているものもあるけれども、もちろん違う物価のところもあるわけでございまして、そうした地域ごとの賃金や物価水準の差が反映されないことから、適切ではないと考えております。

一方で、これは厚生労働省としての答弁をやや超えるところがあるかと思いますが、もし地方の仕組みをつくるかということも、それは政府全体とすれば考えなければならぬことなんだろうだと思います。

○初鹿委員 恐らく、これは卵が先か鶏が先かみたいな話にもつながっていくと思うんです。それが賃金が低いからその地域の全体の物価も上がらずに全体的に所得も低くて経済的に厳しい状況になつているのか、それとも、賃金が上がりればそれが解消できるのか、どっちが先かみたいな話だと思いますので、そこはちょっと慎重に検討はしていただきたいというふうに思います。

次に、せつかく厚生省と財務省が並んでいるので、私が以前から疑問に思つてることを一つ伺わせていただきます。

それは、税で言う課税所得と社会保障で言うところの所得に一つ大きな差があるんですね。それは何かといつたら、交通費を入れているか入れていなかといふことです。課税所得は交通費が入つておりませんが、なぜ入つていないんでしょうか、理由をお答えください。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

給与所得者に支給される通勤手当についての御質問だと思います。

通勤手当に関しましては、通勤費用の実費弁償的な性格を有していることを勘案いたしまして、一定額、月十五万円を限度として非課税とする措置を講じているところでございます。

○初鹿委員 課税所得だと実費の弁償だから、つ

まり、可処分所得にならないから所得にしませんよということなんですが、社会保険料だと、交通費も含めて総所得として見て、それで保険料を考えているわけですよ。

全く同じ会社で、同じ期間ずっと働いて、そして同じ給料で定年まで迎えた人が、将来、年金をもらうことになると、遠くから通つて交通費をたくさんかけてきた人の方が受け取る年金が多くなるんですよ。何か変だと思いませんか。そして、実費の弁償ですから、所得といつても可処分所得になつてないわけですよ。

確かに、一律、通勤手当何万円と決めている場合は、それは所得と見てもいいかもしません。しかし、定期代として支給しているときは、私は、所得から外して、課税所得と同じように考える必要があるのではないかと思うんですが、橋本大臣、いかがですか。

○橋本副大臣 まず、まだ大臣にはなつておりますが。(初鹿委員「済みません、副大臣」と呼ぶ)

社会保険における、所得という言い方をしません、こちらは報酬という言い方、言葉を使います。が、これは法律上、賃金、給料、俸給、手当、賞与、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのものであるということにされております。

通勤手当についてですけれども、これは、まづ、使用者が支給することについて法律上の義務づけがあるものではございません。また、現実に

も、通勤手当の支給がある事業所もありますが、ない事業所もある。そこは、その事業所と働く方の間の雇用契約による、あるいは、その就業規則等によるということになつてているわけで、現状、いろいろなケースがあるわけでございます。

そうした中で、被保険者間の負担の公平性という観点からすると、通勤手当は、労働者がその雇用契約でいろいろ保障されている労働の対償、対価というものに含まれるというふうに考えられるわけでございまして、それが社会保険における報

酬に含まれるべきものというふうに考えているわけでございます。

先ほどおっしゃったように、社会保険というのは反対給付があるわけでございますから、当然、保険料が多くなる分、年金額もふえるとか、例えばそういう形にはねていくということは御指摘のとおりでございますけれども、要するに、そこも含めて、雇用契約上の労働の対価というものについてどう考えるのかという話にかかわってくると

いうことだというふうに理解しております。

○初鹿委員 これは、事業主によつては、交通費という形で給料と一緒に払わないで、実費弁償みたう形で支払うと、実際には報酬から外せんですよね、営業経費だということにしたりしてね。そう考へると、私は、やはり交通費で実費弁償みたいものは報酬の中に含むべきではないと思うので、一回検討を始めてもらいたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移りますが、今問題となつてゐる森友学園の国有地の売却の問題について御質問させていただきます。

皆さんのお手元に、一番最初に報じられた二月九日の朝日新聞の記事を用意いたしましたが、今回、なぜこの問題が新聞で報道されて、そして、今国会でもこのように取り上げられるようになつたのかという原点がなかなか質問の中では出てきていないんですね。

日曜日に、私は大阪の現地に行ってきました。そこで、この問題を報道がされる前から取り組んできた豊中の市議会議員の木村さんという方にお会いをして、話を聞いてきました。何で木村豊中市議がこの土地に関心を持つて調べるようになつたのかということが余り議論されていないので、ここで取り上げさせていただきます。

○星野政府参考人 お答えさせていただきます。

本御指摘の土地につきましては、大阪国際空港周辺の騒音対策の一環として、法律に基づき、騒音対策区域内の住民の求めに応じまして、大阪航空局が昭和四十九年より順次買い入れを行つてございました。その後、平成元年に、航空機の低騒音化の進展によりまして、当該土地が属する騒音対策区域が解除されたということの中で、平成八年に御指摘の土地区画整理事業の事業決定がなされました。平成十七年に換地処分をされたと承知しております。

も、全体を公園にしたいという計画を持つていたということなんですね。

ところが、あるとき急に、財務局なんか航空局なのか、どちらかわかりませんけれども、国の方が売却をするということで方向転換があり、突然、何月何日までにどうするのかを判断しろといふことで、結局、財政的に豊中市はすぐに買えないという事情もあつたので、なかなか買うと答えられなかつたら、売却をされてしまった。

一体どんなところが買ったんだろうということを調べて、いつから、森友学園という学校法人でアツ、教育勅語を園児に読ませるような幼稚園をやつて、工事が進んでいたところだと。そして、工事が進んでいるので、登記簿をとつてみたら、買ったと思ったら、まだ運輸省が所有者になつていて、売却されていなかつた。

おかしいなと思つて調べて、最終的に情報公開請求をする。それが非開示になつて、そして、訴訟をするということで記事になつた、そういうお詫びだつたんです。

お伺いするんですけども、きょう、国交省航空局、来られていますよね。まず、国交省航空局が保有しているときに換地がされるわけですけれども、その段階で、相当豊中市との間でやりとりがあつて換地をしてついていると思うんですが、この土地も含めて公園にしたいという意向を豊中市が持つてたということは御存じでしたよね。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

本御指摘の土地につきましては、大阪国際空港周辺の騒音対策の一環として、法律に基づき、騒音対策区域内の住民の求めに応じまして、大阪航空局が昭和四十九年より順次買い入れを行つてございました。その後、平成元年に、航空機の低騒音化の進展によりまして、当該土地が属する騒音対策区域が解除されたということの中で、平成八年に御指摘の土地区画整理事業の事業決定がなされました。平成十七年に換地処分をされたと承知しております。

その中で、豊中市さんは、この土地区画整理事業の北側について、公園にされたいという御意向を持つていたというふうにお伺いしております。

○初鹿委員 知っていたんですね、航空局は。

では、財務省は知っていたかどうかということなんですが、財務省、知っていましたよね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

国有財産地方審議会の平成二十一年二月でございまして、この豊中市の公園の話をしていくときの審議会の中で、「豊中市の要望としてはできる限り公園用地としてほしいということでしたが、財政的な問題もありまして、」云々というような説明をしているところでございます。

ただ、いずれにしましても、本件、大阪航空局から平成二十五年に処分依頼を受けたときには、改めて豊中市に確認をしておるところでございます。

○初鹿委員 今、皆さんのところに資料をつけているんですけども、二十一年のときの、豊中市が買った土地に関する財政審の議事録なんですね。

その議事録の中で、ある委員の方が、「この西側の普通財産について、今は議題に上がっていますけれども、今後ここはどのような方針をお持せんけれども、お聞かせください。」という質問をしておりまして、それに対して、「豊中市の要望としてはできる限り公園用地としてほしいということでしたけれども、財政的な問題も」云々と、先ほど答弁されたとおりのお答えを管財部長さんが答えているんです。

それを踏まえてお伺いしていただきたいですけれども、まず、豊中市はどういう意向を持っていたかというと、無償で貸してもらえないかなどいうよう考へてお伺いいたします。ちなみに、自治体等に公園用地などで国有地を無償で貸し付けている、貸ししている件数というのはどれぐらいあるんですか。

○佐川政府参考人 地方公共団体に対しまして公園用地として無償で国有地を貸し付けている例

は、平成二十八年十一月時点でおざいますけれども、約二千四百五十件でござります。

○初鹿委員 まあ二千件ぐらいあるので、決して特約つきの賃貸契約、そういうかなり特殊な契約を結びました。これは、もし同じようなやり方で土地を貸与することも可能ですよということを豊中市が知っていたら、場合によっては判断が変わっていたかもしれませんと思うんですけれども、

わざわざいたかもしないと思うんですけれども、豊中市にお伝えしたことどきは、財務省、ありますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

国有財産の売却の規定につきましては、通達でオーブンになつてございまして、基本的に見るところができることになつてございます。

今委員がおっしゃいました豊中市に個別にこちらから説明したかという点においては、この時点

で説明してございませんが、一般論で申し上げま

すれば、そういう要望が来た場合には個別にきちんと対応しているところでございます。

○初鹿委員 そもそも、公園用地として欲しいと

いう意向があるとわかつて、こういうやり方もあるよとか、丁寧に説明していい

んじゃないかなと思うんですね。ホームページで公表しているからそれを見て考えててくれ、自分で

気がついてくれというのはちょっと冷たいんじやないかというふうに思いますよ。

そして、では、先に借りたいと言つてきた学校

法人に對してはいかがですか。

○佐川政府参考人 先に借りたいと言つた別の法

人の話でござりますけれども、その点につきましても、この売り払い前提の貸し付け及び売買代金の分割払いについては、一般論としては相手方か

の法人に對してはこちらから積極的には説明していないところでござります。

○初鹿委員 だから、財務省もなぜかこの前の二つのところにはそういうやり方があるよというの

は伝えていなくて、今回の森友学園は自分で考えてきたのか、本当は誰か指南する人がいたのでは

ないかと私は推測をするんですけども、こういう非常に特別な例で契約をしている。ここが非常に私は違和感があるんですね。

資料につけていますけれども、豊中市は、これ

は大阪府の都市整備推進センターというところのホームページ、かなり古いホームページですけれども、豊中市庄内再開発課の主幹の方がインターネ

ビューやに答えていて、そのインタビューの中にある資料の中でもこうやつて、もう公園というのを

図にまでして出していただぐらいに、公園にしよう

という意向が強かつたんだと思うんですよ。こう

いうことを知っていたのに、豊中市にいろいろな方法があるよということを言わないで、簡単に森

友学園に、簡単にかどうかわかりませんけれども、森友学園に非常に特別な契約の方式で契約を

したということには私は違和感があります。

そして、予算委員会等でも何度も指摘がされていましたが、最初は貸し付けで借りてい

た、そして、工事をしている段階で埋設物が見つ

かった、埋設物が見つかって、そして、最初の土壤汚染の対策はやりました、さらに対策が必要になつたということがわかつてから、買いたいとなつたといふふうに思つたから買いたいと言つてゐるわけですね。もともと、お金がないから賃貸にしたいと言つていたのに、その間におけ

八億円の撤去費用の根拠というのを一体何なの

かなどということなんですか? では、最後に、ちょっと資料をつけ忘れておりますけれども、この埋設物があつて撤去の対象となる面積を決めたときに、校舎の部分だけなら校舎の部分だけ

わかるし、土地全体だつたら土地全体でわかるん

なつたといふふうに思つたから買いたいと言つてゐるわけですね。もともと、お金がない

から買いたいと思つたから買いたいと言つたとしか思えないのでよ。

この設定自体、森友学園が支払うことのできる金額に合うようにするために設定をしたように思えてならないんですけども、この埋設物が発見をされてから、どの部分を対象とするかというこ

とについて、これは航空局が判断したと思うんで

すけれども、森友学園との間でやりとりをしてお

りますか。

○佐川政府参考人 お答えさせていただきます。

委員御指摘の地下埋設物の撤去、処分費用の見積もりにつきましては、平成二十八年三月三十日に近畿財務局から大阪航空局へ依頼を受けて、同年四月十四日に御報告をしております。

その間に学校法人との間におきます購入価格のやりとりは行つてございません。

○初鹿委員 でも、普通、これは冷静に考えると、今までお金がないから買えなかつたと言つてゐるのだが、急に買いますと言ひ出しました。それ用がどれぐらいになるかわからないと幾ら減額になるかわからんなどから、もともとの九億円に近い範囲のお金で来たら買えないはずだつたわけですから、買える金額になるのかどうかわからないうから、買おうなんて、金額が出る前に言わないような気がするんですよ。それを買うと言つてることは、買える金額になるとと思つたから言つたんじゃないかと思うのが普通だと思いますよ。違いますか。

何か、手を挙げていただけますけれども。では、答えてください。

○佐川政府参考人 三月十一日に新たな埋設物が出てきまして、その時点で一年後に迫つた開校といふことで、工事を急がなくちやいけない、埋設物を早く撤去しなければいけないということで、この処理について一生懸命やるうというが学校法人の判断でございまして、ただ、その点で、この契約そのものも分割払いになつてゐるというのは先ほど委員の御指摘のとおりでございますが、その時点では、国有財産特別措置法に基づきまして、売り払い代金を一括して納付することは困難であるということから、分割払いを認めるということになつたわけでございます。

○初鹿委員 手を挙げて答えるような答えじゃなかつたような気がするんですけれども。私の質問には全然関係ないことだったと思うんですが。

いたずれにしても、やはり不透明なことが多いと思ひますよ。何でこみが見つかつてから急に買つて言ひ出したのか。その時点で法人の財務状況が

積もりにつきましては、平成二十八年三月三十日に近畿財務局から大阪航空局へ依頼を受けて、同年四月十四日に御報告をしております。

その間に学校法人との間におきます購入価格のやりとりは行つてございません。

○初鹿委員 でも、普通、これは冷静に考えると、今までお金がないから買えなかつたと言つてゐるのだが、急に買いますと言ひ出しました。それ用がどれぐらいになるかわからないと幾ら減額になるかわからんなどから、もともとの九億円に近い範囲のお金で来たら買えないはずだつたわけですから、買える金額になるのかどうかわからないうから、買おうなんて、金額が出る前に言わないような気がするんですよ。それを買うと言つてことは、買える金額になるとと思つたから言つたんじゃないかと思うのが普通だと思いますよ。違いますか。

何か、手を挙げていただけますけれども。では、答えてください。

○佐川政府参考人 三月十一日に新たな埋設物が出てきまして、その時点で一年後に迫つた開校といふことで、工事を急がなくちやいけない、埋設物を早く撤去しなければいけないということで、この処理について一生懸命やるうというが学校法人の判断でございまして、ただ、その点で、この契約そのものも分割払いになつてゐるというのは先ほど委員の御指摘のとおりでございますが、その時点では、国有財産特別措置法に基づきまして、売り払い代金を一括して納付することは困難であるということから、分割払いを認めるということになつたわけでございます。

○初鹿委員 手を挙げて答えるような答えじゃなかつたような気がするんですけれども。私の質問には全然関係ないことだったと思うんですが。

いたずれにしても、やはり不透明なことが多いと思ひますよ。何でこみが見つかつてから急に買つて言ひ出したのか。その時点で法人の財務状況が

急に変わるものではないじやないですか、学校も、経営も始まつていなかつて、新たに事業を始めたわけでもないし、ただ総理の名前を使って寄附を集め、その寄附がたくさん集まつたのかも知れないけれども、それ以外に財務状況が変わる理由はないわけで、そこで買うという判断をして、買えるような金額が出てきているというところには誰もが違和感を持つと思いますので。

もう時間になりましたのでこの辺で終わらせていただきますが、まだまだ実態の解明が必要だということを指摘させていただいて、質問を終わらせさせていただきます。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

先日にして質問いたします。

前回、二月十五日の当委員会で、私は、今問題になつてゐる豊中市の国有地の森友学園への貸付けや売却をめぐつて、二〇一五年二月十日の第二百二十三回国有財産近畿地方審議会の審議よりも友学園は、二〇一五年五月二十九日に、まさにこの国有財産有償貸し付け合意書、国有財産売買予約契約書が取り結ばれる七ヵ月も前に、既に十年契約で土地を借り、十年以内に買取るという、この契約を前提に設置の認可申請を行つたということがありますけれども、間違いないですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたとおり、設置認可申請が出ておりますけれども、その点につきましては、大阪府に確認をしたところ、先ほど申し上げたよう隨意契約であり、かつ、他との競争性がない状況であること、それから、借地が国有地であること等を確認するとともに、関係の必要な情報の収集を行つて、その結果を踏まえて申請を出しましたということで伺つております。

○宮本(岳)委員 安定した校地が確保されているという点では、これは十年間の借地契約がほぼ確実である、そしてそのうち、それを買取るということがなければ考えられないと思うんですね。

前回の質疑での理財局長の答弁、私に対して、十年貸し付け、十年以内に売買ということを、第一回の審議を行つた時点では、借地の上に校舎を建設する計画だったと思ひますけれども、なぜ審査基準に反する申請が認められたんだですか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまの件でござりますけれども、大阪府に確認をいたしましたところ、本件校地の取り扱いにつきましては、森友学園から国に対して公的取扱いを提出していること、森友学園以外のその他者から取得要望は提出されておらず競争性がない状態にあること、及び、森友学園より今後購入することを念頭に置いて定期借地による国有地の借用を目指していると聞いていたこと等から、これ都有自己所有と同等とみなして認可適当の答申を行つたということをございます。

○宮本(岳)委員 十年間の借地、十年以内に買取る、こういうことが想定されていた。たとえ十分年内に買取るとしても問題であります。買取るまでは該借地の上に校舎がないことという審査基準には明確に反しております。

森友学園は、二〇一四年十月三十一日にこの設置認可申請を提出いたしました。そうすると、森友学園は、二〇一五年五月二十九日に、まさにこの国有財産有償貸し付け合意書、国有財産売買予約契約書が取り結ばれる七ヵ月も前に、既に十年契約で土地を借り、十年以内に買取るという、この契約を前提に設置の認可申請を行つたということがありますけれども、間違いないですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたとおり、設置認可申請が出ておりますけれども、その点につきましては、大阪府に確認をしたところ、先ほど申し上げたよう隨意契約であり、かつ、他との競争性がない状況であること、それから、借地が国有地であること等を確認するとともに、関係の必要な情報の収集を行つて、その結果を踏まえて申請を出しましたということで伺つております。

○宮本(岳)委員 実は、昨夜のTBSラジオに森友学園の籠池さんに答えた、その全文がここにございます。

籠池さんは、確かに、近畿財務局の方に、その国有地の件で話を持つていつた。誰がそれを進めたかというと、不動産会社の方が、国有地がありますけれども、これは国の土地なので、財務局の方に行かれたらどうですかといふアドバイスがあつて行つた、こう述べております。

一体幾らぐらいかという見積もりが向こうから示されたかと聞いたら、それに対して、全然聞いていない、こう答えてるんですね。何ぼですよ」ということは言つてくれませんでした。

でも、借地だつたらどうでしようというようなことで私がお聞きをしたんだと。先方の財務局はどうでした、反応はどうでしたと聞いたら、借りたいというなら借りたいでその土地の金額から借り料を換算してこられるんでしようね、で、金額

ない状態にあること、及び、森友学園より今後購入することを念頭に置いて定期借地による国有地の借用を目指していると聞いていたこと等から、これ都有自己所有と同等とみなして認可適当の答申を行つたということをございます。

○佐川政府参考人 今御指摘のありましたような理由は、ただ、それで買うという判断をして、買えるような金額が出てきているというところには誰もが違和感を持つと思いますので。

もう時間になりましたのでこの辺で終わらせていただきますが、まだまだ実態の解明が必要だということを指摘させていただいて、質問を終わらせさせていただきます。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

先日にして質問いたします。

前回、二月十五日の当委員会で、私は、今問題になつてゐる豊中市の国有地の森友学園への貸付けや売却をめぐつて、二〇一五年二月十日の第二百二十三回国有財産近畿地方審議会の審議よりも友学園は、二〇一五年五月二十九日に、まさにこの国有財産有償貸し付け合意書、国有財産売買予約契約書が取り結ばれる七ヵ月も前に、既に十年契約で土地を借り、十年以内に買取るという、この契約を前提に設置の認可申請を行つたということがありますけれども、間違いないですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたとおり、設置認可申請が出ておりますけれども、その点につきましては、大阪府に確認をしたところ、先ほど申し上げたよう隨意契約であり、かつ、他との競争性がない状況であること、それから、借地が国有地であること等を確認するとともに、関係の必要な情報の収集を行つて、その結果を踏まえて申請を出しましたということで伺つております。

○宮本(岳)委員 実は、昨夜のTBSラジオに森友学園の籠池さんに答えた、その全文がここにございます。

籠池さんは、確かに、近畿財務局の方に、その国有地の件で話を持つていつた。誰がそれを進めたかというと、不動産会社の方が、国有地がありますけれども、これは国の土地なので、財務局の方に行かれたらどうですかといふアドバイスがあつて行つた、こう述べております。

一体幾らぐらいかという見積もりが向こうから示されたかと聞いたら、それに対して、全然聞いていない、こう答えてるんですね。何ぼですよ」ということは言つてくれませんでした。

でも、借地だつたらどうでしようというようなことで私がお聞きをしたんだと。先方の財務局はどうでした、反応はどうでしたと聞いたら、借りたいというなら借りたいでその土地の金額から借り料を換算してこられるんでしようね、で、金額

ではありませんか、それから、年二千七百三十万円という貸付料まで既に取り決めていたのではありませんか。

○佐川政府参考人 今御指摘のありましたような理由は、ただ、それで買うという判断をして、買えるような金額が出てきているというところには誰もが違和感を持つと思いますので。

もう時間になりましたのでこの辺で終わらせていただきますが、まだまだ実態の解明が必要だということを指摘させていただいて、質問を終わらせさせていただきます。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

先日にして質問いたします。

前回、二月十五日の当委員会で、私は、今問題になつてゐる豊中市の国有地の森友学園への貸付けや売却をめぐつて、二〇一五年二月十日の第二百二十三回国有財産近畿地方審議会の審議よりも友学園は、二〇一五年五月二十九日に、まさにこの国有財産有償貸し付け合意書、国有財産売買予約契約書が取り結ばれる七ヵ月も前に、既に十年契約で土地を借り、十年以内に買取るという、この契約を前提に設置の認可申請を行つたということがありますけれども、間違いないですね。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたとおり、設置認可申請が出ておりますけれども、その点につきましては、大阪府に確認をしたところ、先ほど申し上げたよう隨意契約であり、かつ、他との競争性がない状況であること、それから、借地が国有地であること等を確認するとともに、関係の必要な情報の収集を行つて、その結果を踏まえて申請を出しましたということで伺つております。

○宮本(岳)委員 実は、昨夜のTBSラジオに森友学園の籠池さんに答えた、その全文がここにございます。

籠池さんは、確かに、近畿財務局の方に、その国有地の件で話を持つていつた。誰がそれを進めたかというと、不動産会社の方が、国有地がありますけれども、これは国の土地なので、財務局の方に行かれたらどうですかといふアドバイスがあつて行つた、こう述べております。

一体幾らぐらいかという見積もりが向こうから示されたかと聞いたら、それに対して、全然聞いていない、こう答えてるんですね。何ぼですよ」ということは言つてくれませんでした。

でも、借地だつたらどうでしようというようなことで私がお聞きをしたんだと。先方の財務局はどうでした、反応はどうでしたと聞いたら、借りたいというなら借りたいでその土地の金額から借り料を換算してこられるんでしようね、で、金額

的なところからいいますと、やはり高いと思います。した、これは高いなど、こう出ているんですよ。額を示したんじゃないですか。

○佐川政府参考人 近畿財務局に確認しても、額を示した事実はございません。

○宮本(岳)委員 では、これは事実でないとおっしゃるんですか。この籠池さんのお話は事実でないと否定されるんですね。

○佐川政府参考人 大変恐縮ですが、そのラジオのお話は私は存じませんけれども、いずれにしても、近畿財務局の方から額について申し上げたことはございません。

○宮本(岳)委員 これは完全に食い違います。この方はラジオでこうして語つておられるわけでありますから、ここに来ていただいて、この問題について事実を語つていただく、あるいは、理財局長とさまざま交えていただく必要があると思っています。

委員長 私はこの森友学園理事長の籠池氏の当委員会への参考人招致を求めるべきです。

○御法川委員長 後ほど理事会で協議いたします。

○宮本(岳)委員 では、私はその次のことを指摘したいと思うんです。

○御法川委員長 後ほど理事会で協議いたします。

資料を見ていただきたいと思うんですね。これは、我が党大阪府会議員団に対して、大阪府の私学課が開示した大阪府私学審議会の議事録であります。全部はこれだけありますが、そのうちの二ページだけをつけておきました。

私学審議会でも、委員から、この学校の経営は本当に大丈夫かとの危惧や懸念が続出しております。資料一は、二〇一四年十二月十八日、森友学園が継続審議とされた審議会のものであります。資金の収支計画等の関係書類が不十分だと指摘する委員に対して、事務局である大阪府私学課はこう発言しております。下線部。資金の收支の計画としては、向こう十年先のと

ころまで家賃がどのくらいかかる予定である、そして何年先に土地を購入するのにこの時点で幾らかかるということについて、平成三十七年、二〇二五年までの収支計画が提出されていると述べていますね。

○佐川政府参考人 今委員が御提出いただいたおりますこの下線部分につきまして、どういう方からどうやって十年先までの収支計画が提出されるのか、事前に貸付料の目安は示していたんですね。

○佐川政府参考人 今委員が御提出いただいたおりますこの下線部分につきまして、どういう中身の計画なのかよくわかりませんが、いずれにしても、當方から示したこととはございません。

○宮本(岳)委員 これは大阪府私学審議会の議事録でありますから、別に籠池氏の証言等々ではな

いわけですね。

ならば、もう一つ、動かぬ証拠を示したい。

資料二を見ていただきたい。これは二〇一五年一月二十七日の臨時審議会、附帯条件つきで認可相手先を出した大阪府私学審議会の議事録であります。これも、下線部、事務局である大阪府私学課はこう述べております。

国有地の方は、国が優先的に売却する相手先としては公益法人となつており、今回、森友学園が学校教育法の一条校である小学校をつくるという府私学課はこう述べております。

審議会での認可の条件は土地が所有できるということであり、國の土地売却に関する審議会では、一條校ができるということが条件になつていま

す。双方で認可がおりるということを前提で話を進めてまいりましたので、一月七日に國の審議会がござりますので、これは二月十日の間違いあ

りますけれども、審議会がござりますので、例えば十二月の審議会でオーケーとなつておりますけれども、審議会がござりますので、例え

るということでしたら、その契約条件の細部の詰めに入つて契約に移ります。

○宮本(岳)委員 いやいや、そんな手順じやなくて、その前に手はずは整つてあるわけですよ。その先を見ていたいんです。十年間の定期借地契約を行つた上で、その契約期間内に購入予約をするという内容で締結するといいます。

○宮本(岳)委員 いや、だから、そこに矛盾があると言つてゐるんですよ。私学審議は、國がしっかりとやつてあるから大丈夫だという議論をして、その上で土地の処分方法について決定をしたといふことでございます。

ういう私学審での議論があつたということを踏まえた上で、我々、国有審として議論しているということでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、私学審の判断は、それは大阪府私学審でしよう。国有財産地方審議会は、あなた方が直接行つている行政でしよう。だから、ここで問題にしているんぢやないですか。

では、今議論になつた、計画が頓挫した場合は土地は国に戻るのか、このやりとりについてもう少し聞きたい。

第百二十三回近畿地方審議会でも、近畿財務局の立川管財部次長は、まず入り口できちんと期日までに小学校ができなければ、事業予定者とはいへ、その時点でできないならもう打ち切れますよ、土地を更地にして返してくださいよということを義務づけていると述べております。

前回、その期日は、二〇一六年、昨年の三月三十日であることが確認をされました。しかし、御承知のとおり、昨年三月末に学校などでき上がりではありません。なぜかと聞いたら、理財局長は、北部の川から土砂物が流れれた、あるいは資材が高騰しているということで、一年間延ばしてほしいという申し込みがあり、昨年三月十日に変更合意書を締結したと答弁をいたしました。

別に北部の川から土砂物が流れようが流れまいが、資材価格が高からうが安からうが、立川次長が三月末までに学校ができ上がらなければ土地を更地にして返してもらうことを義務づけているとまで説明したその学校が、三月末までにできるかどうか。三月十日まで待たなくとも、秋までに建設工事が始まらなければ、もうとても無理なことは一目瞭然であります。

大体、一昨年の十二月十五日まで土壤改良やコンクリート殻などの撤去工事をやっていたんですから、一昨年の年末になつても校舎など影も形もなかつたはずであります。なぜ近畿財務局は、第二百二十三回近畿地方審議会での説明どおり、秋遅くとも年末までには、これはもう無理だと判断して、まさに説明どおり、更地にして返しなさい

と森友学園に義務づけた義務を果たさせなかつた

んですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員おつしやられました、その指定期日の話は、まさにそこまでにできればということで、秋の段階で何か近畿財務局として判断ができるといふことではないだろうといふに思つてございました。

それで、本件の土地の処分については、そもそも国有財産法で用途指定の場合については、運用上、契約締結から二年間という基準で定めてございまして、そういう意味では、二十七年五月の貸付契約から二十九年五月まで、この二年間の間で定めるわけでございますが、当初、先方の事業計画が何かがありました、二十八年三月としたわけですが、先ほど申し上げたよな雨水の話や資材高騰の話で、なかなか、その二十八年三月までに用途指定ができないというような事情がありまして、これは法令上ですが、やむを得ない事情がある場合には、一年を超えない範囲においてその延期を認めることができるというふうにルール上しております。

したがいまして、森友学園からの理由が、そうしたやむを得ない事由というふうに判断しまして、三月十日に一年間の期日延長を行つたところでござります。

○宮本(岳)委員 では、入り口で義務づけていたやむを得ない事由というふうに判断しまして、三月十日に一年間の期日延長を行つたところでございます。

別に北部の川から土砂物が流れようが流れまいが、資材価格が高からうが安からうが、立川次長が三月末までに学校ができ上がらなければ土地を更地にして返してもらうことを義務づけているとまで説明したその学校が、三月末までにできるかどうか。三月十日まで待たなくとも、秋までに建設工事が始まらなければ、もうとても無理なことは一目瞭然であります。

大体、一昨年の十二月十五日まで土壤改良やコンクリート殻などの撤去工事をやっていたんですから、一昨年の年末になつても校舎など影も形もなかつたはずであります。なぜ近畿財務局は、第二百二十三回近畿地方審議会での説明どおり、秋遅くとも年末までには、これはもう無理だと判断して、まさに説明どおり、更地にして返しなさい

ば事実は明らかにならないと思うんですね。この

立川敏章管財部次長は、この第百二十三回近畿地方審議会の直後、三月三十日付で本省に異動になりました。現在も財務省理財局国有財産調整課の国有財

事前に私は説明を求めました。そうしたら、理

財局総務課長から、現在の職務以外のことは答えさせられないと断る電話が私にありました。これ

だけ大問題になつていてるのに、真相を解明しようという気もない態度だと言わなければなりません。

○宮本(岳)委員 いやいや、あなたが森友学園に

なりかわつて私に食つてかかつたものだから、それは、その額ぐらいは御存じでそういう答弁をさ

れるんだろうと思つて聞いてるんですよ。

○佐川政府参考人 金額については承知しております。

○宮本(岳)委員 いやいや、あなたが森友学園に

なりかわつて私に食つてかかつたものだから、それは、その額ぐらいは御存じでそういう答弁をさ

れるるのは当然ではありませんか。

○佐川政府参考人 本件国有地処分につきましては、財務省あるいは財務局、組織として行つてい

るものでございます。当時、次長であつた者が既

にその担当を離れておりますので、現在本件とは

関係のない部署に在籍しておりますので、責任を

持つて答弁を行うことはできません。

したがいまして、もし百二十三回のその国有財

産近畿地方審議会の議事について説明をとこう

とであれば、現在の担当者のところから説明をさ

せていただきたいといふうに思ひます。

○宮本(岳)委員 いや、理財局長の説明ではつじつまが合わないから言つてはいるんぢやないです。

○宮本(岳)委員 では、入り口で義務づけていたやむを得ない事由といふうに語つた立川管財部次長の説明は、これは誤りだつたということですか。

○佐川政府参考人 当時のその管財の説明は、法令に従つて、当時の資料で法令上の説明をして、用途指定の日までにできない場合はと云ふな

御説明をしたんだというふうに思います。

○宮本(岳)委員 まず入り口で語つたと、その

日付を確認したじゃないですか、この前の委員会

財局財産調整課の立川敏章国有財産監査室長の当

委員会への参考人招致を求めていたと思います。

○御法川委員長 理事会で協議いたします。

○宮本(岳)委員 では、実際に森友学園は八億二

千万を使って工事を行つたのか、こういう問題で

あります。

前回の質疑で理財局長は私に、森友学園が朝日

の「ごみ撤去一億円」という記事に抗議し、記事の訂正を求めたと答弁いたしました。ならば、森友

学園は間違いなく八億一千九百万円を使つたと

言つておりますか。

○佐川政府参考人 埋設物につきましては、学校

建設に必要な適切な除去を行つたと近畿財務局の方で聞いております。

○宮本(岳)委員 いやいや、一億円でないなら、八億二千万かかったと言つておりますか。

○佐川政府参考人 金額については承知しております。

○宮本(岳)委員 いやいや、あなたが森友学園に

なりかわつて私に食つてかかつたものだから、それは、その額ぐらいは御存じでそういう答弁をさ

れるんだろうと思つて聞いてるんですよ。

○佐川政府参考人 金額については承知しております。

○宮本(岳)委員 いやいや、あなたが森友学園に

なりかわつて私に食つてかかつたものだから、それは、その額ぐらいは御存じでそういう答弁をさ

れるのは当然ではありませんか。

○佐川政府参考人 本件国有地処分につきましては、財務省あるいは財務局、組織として行つてい

るものでございます。当時、次長であつた者が既

にその担当を離れておりますので、現在本件とは

関係のない部署に在籍しておりますので、責任を

持つて答弁を行うことはできません。

したがいまして、もし百二十三回のその国有財

産近畿地方審議会の議事について説明をとこう

とであれば、現在の担当者のところから説明をさ

せていただきたいといふうに思ひます。

○宮本(岳)委員 先ほどから出ているように、確

認していいんですね。

では、この八億一千九百万円の値引きという根拠になつているこの大阪航空局の見積もりが妥当かどうかという問題であります。

先ほど国交省は、小学校建設を前提として環彌のないような積算を行つたと答弁をいたしました。

そこで、文部科学省に来ていただいておりま

す。

大阪航空局が見積もつたように、廃材や靴、タ

イヤといった生活ごみが地下に埋まつてゐる場所

では、基礎いい部分は九・九メートル、その他の

ところは三・八メートル、全部土を取つて、それ

の埋設物を取り除かなければ、学校の校地として

第一類第五号	財務金融委員会議録第四号	平成二十九年二月二十一日

認められないんですか、文科省。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省におきましては、小学校を設置するのに必要な最低の基準として小学校設置基準を定めてございますが、この省令の中で学校予定地の土壤汚染や地下埋設物についての具体的な定めは設けてございません。

なお、法的な拘束力はございませんが、文部科学省としては、学校施設の計画、設計上の留意事項を示したガイドラインである小学校施設整備指針を定め、建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質、地盤であるとともに、危険な埋設物や汚染のない土壤であることが重要である旨記載し、学校設置者等に周知しておりますが、いずれにしても、法的な拘束力はないというものでございます。

○宮本(岳)委員 法的な拘束力はないんですね。ガイドラインがあるけれども、そういう状況になつていています。

この土地にあつた鉛や砒素等の土壤汚染は、前回取り上げた、昨年四月六日に既に大阪航空局から森友学園に支払われた一億三千二百万円で処理済みであります。この費用は八億一千九百万円には一切入っておりません。そして、別に大阪航空局が見積もつたよくな一万九千五百トンもの埋設物を処理などしなくとも、学校は十分建てられるわけであります。

資料三を見ていただきたい。  
去る二月十五日、まさにこの前の委員会をちらで、ここで当委員会が開かれていた日、地元の喜久山弁護士がみずから現地で撮影してきた画像であります。まだ土壤にはごみがいっぱい埋まつてあります。一万九千五百トンもの埋設物の処理など、全然終わつております。

それどころか、昨夜のTBラジオの単独インタビューで、籠池理事長は、運動場の下は取り出さなくていいんですから、さわつていらないんだから、そこにお金がかかることはありません、はつきりそう語つております。

理財局、つまり、これは国民の財産である国有地を、多大に控除額を見積もつて、まさにただただ八億二千万円の値引きで売つてやつた、こういふことじやありませんか。

○佐川政府参考人 その運動場の地下が国交省が対象面積としたところに入つているかどうか、ちょっと今あれですが……(宮本(岳)委員)入つてますよ」と呼ぶはい。一部入つているかどうかわかりませんが、いずれにしましても、売却後、本件土地に小学校が建設されるということをごぞいますので、まさにその学校建設に瑕疵がないようについて、地下埋設物の撤去を行うといふことでござります。

○宮本(岳)委員 大阪航空局、来てますね。運動場部分、埋設物の撤去、入つてているんじやないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきまます。見積もりに当たりまして対象とした面積は、全体の約五九%の五千百九十八平米でございます。校舎の部分は全て入つておりますけれども、敷地のうちちは一部入つております。どの部分が運動場に該当するかは詳細を承知しておりませんが、先ほど申しましたように、全体の敷地の六〇%でござりますので、全ての部分が入つてゐることは多分なからうかと思ひます。

○宮本(岳)委員 全ての部分が入つてゐることはなからうかと思うが、運動場の部分は入つてゐるでしよう。

○平垣内政府参考人 お答えいたします。

私が持つてある図面は、先ほど申しましたように、対象の範囲であります五千百九十八平米の位置はわかるのでござりますが、どこまで運動場があるのかというのがわからないので、申しわけございませんが、今お答えはしかねます。

○宮本(岳)委員 こんな話では議論になりませんよ。

かるでしよう。運動場が入つてゐることは明瞭なことです。

そもそも、物が建つてゐるところ以外は取つてないと本人が言つてゐるわけですから、この点も承知していると答弁をいたしました。

しかし、審議したのは、十年間の貸し付けと十年以内の買取りという方針を審議した二〇一五年二月十日の第百二十三回近畿地方審議会一回りで、このとき想定されていた金額などよりはるかに安い一億三千四百万円で売却を行つた昨年六月前後には、審議はおろか、報告すらされていないんですね。

もう答弁は、まずは要りません、する必要がないと理財局は答弁するんですから。しかし、そんな答弁を、大臣、させたらだめですよ。法的に問題がないからと言うんだけれども、法的に問題があればえらいことですよ。地方審議会で議論するどころか、警察や検察の出番です。法的に問題がなければ、どんなに国民から不信の目で見られてゐる売却でも審議会に報告すらしなくていいのか。別に、法的に問題がない限り報告してはならない、そんなことは決まっていないんですね。そんなことを言つていたら、ますます国民からこれは疑惑の目で見られることになります。

地方審議会の委員の方々だつて、これだけ大問題になつたら、決して心懶やかではないでしょう。ましてや、この六月二十日の売買契約は、一昨年二月十日、第百二十三回地方審議会で議論したもので、金額も内容もさまで變わりしたものになつてゐるわけです。

今からでも直ちに臨時地方審議会を開いて委員の皆さんに正しい情報を伝えし、議論すること

○麻生國務大臣 答弁を先にしていただきましたので、ありがとうございました。

その点につきましては過日のときに申し上げたとおりなので、定期借地契約を結ぶ等の処分方法については御了承いただいておりますので、その後、森友学園からの買い受け要望に基づいて本件土地を売却しておりますが、森友学園に対しても、審議会から御了承いただいている範囲内のものと申しますが、ただ、本件土地については御了承いただいておりませんので、その後の地方審議会において報告はさせたいと思います。

○宮本(岳)委員 引き続き徹底追及するごとを申し上げて、私の質問を終わります。

○御法川委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党的宮本徹です。

税制改正法案について質問いたします。

まず、今回の法案がなぜ税収中立での改正なのかというものが大変疑問であります。一月に発表された二〇一六年度のプライマリーバランスは二兆円の赤字と、昨年七月のときよりもさらに大きく悪化するということになりました。未来世代にツケ回しをしていかないといふことを考えた場合、やはりしつかり税収を確保していく必要があると思います。消費税増税をやらないといふのは当然のことなわけでありますけれども、だつたら、やはりそれにかかる税収確保策を考えるというのを、未来に対する政府の責任だというふうに思います。

なぜ税収中立の改正になつてゐるんですか、大臣。

○麻生国務大臣 平成二十九年度の税制改正では、いわゆる一億総活躍社会の実現を目指して、日本の成長力を底上げするための見直しを行つて、このを大前提にいたしております。

こうした中で、例えば配偶者控除の見直しについては、就業調整問題を解決するという観点から、配偶者の収入制限を引き上げる一方、所得再分配機能の回復などの観点から、納税者本人に所

得制限を設けるということにいたしたところでもあります。

また、法人税制に関しては、研究開発税制や所得拡大税制につきましては、大企業は、投資や賃上げに積極的な企業への支援を重点化しますけれども、中小企業につきましては、これらの税制による支援を充実させるとともに、設備投資促進税制等々の拡充を行うことといたしております。

このように、今般の改正では、就業調整問題、投資や賃上げの促進といった政策課題に答えを出しつつ、財政への影響も考えながら、めり張りのついた手直しを行う。配偶者控除の見直しや法人税の見直しは、おむね税収中立となつておりますが、負担を求めるべきところには負担を求めつつ、中小企業などに対しても配慮を行つてはいるところだと考えております。

○宮本(徹)委員 ですから、なぜ全体として税収中立なのか。負担を求めるところにもっと求めるといふことが本来やらないければいけないことだったのではないかというふうに思ひます。

本法案では、私が何度も取り上げてきました研究開発減税、この問題で、今年度で適用期限を迎える租税特別措置の延長が盛り込まれております。なぜ、本来ならば、このままやめてしまえば一千億円の財源が生まれるところ、これを、高水准型はそのまま延長、増加型はそのまま総額型に組み込んでしまうということになつてしまつたのか。研究開発減税の減税規模六千億円はほぼ維持されるということになつております。

それで、改めて租税特別措置の考え方について聞いていきたいと思いますが、租税特別措置の見直しについては、二〇一四年の政府税調で基準が確認されております。その基準三について紹介していただけますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。ただいま委員が御指摘されましたのは、政府税制調査会における平成二十六年度の法人税の改革に係る取りまとめにおける記述をおつしやつておられるんだと思います。

この中で、租税特別措置について、「利用実態

なんですね。

が特定の企業に集中している政策税制や、適用者が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的見直しを行う」[例えは、不特定多数の適用を想定しながら、上位十社の適用が八割超の場合や適用が十件未満の場合は、必要性や効果の検証を徹底する。]とされているところでございます。

○宮本(徹)委員 今紹介がありましたように、利用実態が特定の企業に集中している政策税制、上位十社の適用が八割超の場合、これは廃止を含めた抜本的な見直しを行つていうふうにされているわけであります。

そこでお伺いしますが、研究開発減税の今度延長されることが法案に書かれています高水準型、これは、減税額のうち上位十社が占める比率について、この五年間はどうなつていて、紹介してください。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。研究開発税制の高水準型につきまして適用額上位十社の占める割合、これは、直近租特の適用実態調査によりますと、平成二十三年度から二十七年度までの五年間の比率を申し上げますと、九四・五%が二十三年度、以下、九四・六%、九六%、九三・二%、そして二十七年度が九三・六%となつております。

ただ、研究開発税制の高水準型、これは、先生も御案内のおおり、企業の研究開発投資を後押しするための研究開発税制の一つのメニューでございまして、研究開発税制全体として見ますと、適用額上位の十社で占める割合は、平成二十七年度、直近におきましては三一・九%になつていています。

○宮本(徹)委員 私が今、きょう聞いているのは、高水準型についてなんですね。今お話をつたとおり、八割どころか、上位十社で九十数%、この五年間、毎年毎年占めているというのがこの高水准型ということになつております。ですから、政府税調の基準からいけば、廃止を含めた抜本的な見直しを行つていうことが求められていたはず

昨年の臨時国会でも指摘しましたが、総務省の行政評価局がこの研究開発減税の高水準型の延長を求めた税制改正要望に対し、想定外に特定の者に偏つてないことについて十分な説明がされていないというふうに指摘していただわけですね。その前年は、会計検査院も、適用額から見た業種や企業の偏り状況等について国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれるというふうに指摘もされていました。政府部門の役所からも国民に対する説明責任が果たせていない、こう批判されていたものを、政府税調の基準も無視して延長するというのは、私はもつてのほかの話だというふうに思います。一体いかなる力が働いてこんなことになつたのかというのが問題だと思ふんですね。

この高水準型の恒久化を求める要望を政府や与党に出してきた業界団体がありますね。どこですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。研究開発税制の高水準型に係る要望を行つた業界団体といたしましては、財務省で把握しているものについて申し上げますと、まず、恒久化を要望したのは、日本化学繊維協会、中部、関西、中國地方の経済連合会、日本製薬工業協会、日本医療機器産業連合会、日本製薬団体連合会でございました。

このほか、延長等を要望したのは、日本経済団体連合会、日本産業機械工業会、日本工作機械工業会、日本ロボット工業会、石油連盟、日本自動車部品工業会でございます。

○宮本(徹)委員 この税制を利用しているのは、二〇一五年で百四十社ですよね。ということになつております。

○星野政府参考人 租特の適用実態調査の報告書

で分類されている分類で見られる範囲で申し上げますと、租税特別措置の適用実態調査において公表されている情報を踏まえれば、平成二十七年度において高水準型の適用上位十社のうち多いのは、化学工業に属する企業と考えられます。

○宮本(徹)委員 化学工業の中には製薬業は当然入りますよね。

○宮本(徹)委員 過去の報道を振り返つてみますと、いろいろ出ています。日刊薬業という業界紙があります。昨年十月六日の報道では、自民党の製薬産業政策に関する勉強会で、製薬企業側は年末の税制改正に向け、今年度までの时限措置となる研究開発税制の上乗せ措置のうち、製薬業界の利用率が高い高水準型の恒久化を求めたというふうに報じられております。

いろいろな団体、先ほど述べましたけれども、その中でもとりわけ、日本製薬工業協会、製薬協、ここは、日薬連と、日本製薬工業協会、製薬協、ここは、繰り返し繰り返し、歴史的にも、政府や自民党に対して、この研究開発減税の高水準型の維持、恒久化というのを求めてきております。そして、今、日薬連の会長は大日本住友製薬の社長さん、製薬協の会長はアステラス製薬の社長さんなどが、この二社はいずれも、高水準型にておりますが、この二社はいずれも、高水準型による減税額上位十社の中に入っていますよね。

○星野政府参考人 租税特別措置適用実態調査の中身として個別の企業名が入っているかどうかということについては、お答えを差し控えさせていただいております。

○宮本(徹)委員 いつも企業名を聞いたら答えるんですけど、これは普通に有価証券報告書にありますけれども、これは普通に有価証券報告書に答えて、日薬連の会長さんは、上乗せ措置が二〇一六年度に期限を迎える、総額型とオプションノベーション型上乗せ措置を合わせた計四〇%の控除上限は何とか守つていただきたい、日

薬連としても、引き続き製薬協とともに国會議員や行政に働きかけていきたいというふうに述べられております。

○星野政府参考人 お伺いしますが、今度の法案で、研究開発税制の控除の上限、これは税額の何%になりますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

本年度の税制改正案におましましては、研究開発税制税額控除額の上限を維持及び引き上げをしているわけでござりますけれども、増加型の廃止に伴いまして、高水準型が適用できない、当期を含めた四年間の平均売上高に対する試験研究費の割合が一〇%未満の企業につきましては、特別試験研究費に係るものを持め、法人税額の三〇%となります。

また、高水準型が適用できる企業につきましては、高水準型の一〇%と総額型の三〇%を合わせて、引き続き法人税額の四〇%となります。

○宮本(徹)委員 つまり、これまでと違い、これまで研究開発費をふやすと、増加型を利用すれば、あらゆる企業に対して四〇%税額控除の上限という選択肢があつたわけですが、今度は増加型を総額型に組み込みましたので、この高水準型を使つている百数十社、この百数十社だけが最大法人税の四割引き、こういう制度が今度の法案の改正では続いていくことになります。私たち、研究開発減税全体が大企業を優遇する制度だと批判してきましたが、その中でも、この高水準型を利用する企業、業界でいえば製薬業界等を極めて大きく優遇する税制という形に今度の法案ではなるわけですね。

先ほど、研究開発費用が多いところを応援するんだとお話をありましたけれども、製薬業界の利益率というのは他の製造業と比べて高いというのが国民的な常識だと思いますが、そうじゃないんですか。

○星野政府参考人 利益率を何で見るかという議論はあると思いますけれども、仮に、例えば、政策投資銀行が出している調査がござりますけれども、それによりますと、売上高に占める税引き後

利益の割合は、平成二十七年度におましまして、医薬品等の主要企業におましましては一〇・一%と九%より高くなっています。

○宮本(徹)委員 今紹介がありましたように、製造業全体の主要企業三・

なつております。つまりまして、製造業全体の主要企業三・

薬業界の利益率が高いというのは、これはもう国民誰もが知つてゐるような話なわけでありますよね。そこに対して、なぜ減税額を最大税引き四割という優遇税制を残していくのか、大変疑問であります。

製薬メーカーの売上高上位二十社の内部留保、利益剰余金と資本剰余金、この三年間を見てみましたが、二十二社合計で三千百七十億円もふえたけれども、二十社合計で三千百七十億円もふえたといふに私は思うんですね。

お金を製薬メーカーは持つています。逆に、こうした減税分というのは、全部内部留保に回つてしまっているというのが算数上の説明ということになる

こういう、利益も高く、そして内部留保も積み増している製薬業界等のために、一体なぜ、政府

税調で確認された見直しの基準も無視して、そして

総務省行政評価局の指摘も無視して、この高水準型の延長を行つたんですか、大臣。おかしいで

しょう。

○麻生国務大臣 御指摘になつてるのは、高水

準型を延長しても、企業が研究開発投資をやさ

ないで、内部留保をため込むだけじゃないかとい

う話を言っておられるんだと思いますけれども、

平成二十九年度の税制改正において、研究開発税額控除する仕組みになつていて、この点

を見直して、試験研究費の増減に応じていわゆる

ましては、これはもう単純に試験研究費の一定の割合を税額控除する仕組みになつていて、この点

を見直して、試験研究費の増減に応じていわゆる

一定の税額あるいは比率を、今までのものでいくと、一定の税額で八から一〇だったものを、今

回、幅を広めて、六から一四というような形、パーセントへということで、変動するような制度へと見直しております。一方で、売上高に比して、既に高い水準で研究開発投資を行つてゐる企業もあります。そうでない企業に比べて、試験研究費を増加させることが難しいという点にも一定の配慮が必要であると考えられます。

こうした企業が引き続き高い水準で研究開発投資を行つていくことを促すために、高水準型を二年間延長することとしておりますが、この

ように、研究開発税制の改正案を全体として見れば、研究開発投資の増加を強く促す仕組みへとある程度なつております。それで、内部留保といふものも、これをしっかりと活用してもらうべく工夫を講じたところだと思っておるんです。

いずれにしても、取り組みの効果を見きわめてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 取り組みの効果を見きわめたいというふうにおっしゃいますけれども、これまでの取り組みの効果が結局どうだったのか。内部留保をどんどんどんどん製薬メーカーもふやしてきて

いたというものが実態だったということだと思いますよ。

先ほど、この措置を続けることによって研究開発投資の増加を促すんだというお話をありましたけれども、こんなことをやらなくても、製薬メー

カーは世界各地で競争していますから、必死で研究開発の投資はやると思いますよ。内部留保をどんどんどん積み増す、そんなお金があったら、そのための減税をするようなお金があつたら、私は、よほど暮らしのために使うべきだとうふうに思います。

なぜ、こんな、政府部内でも説明がつかないと

総務省からも会計検査院からも指摘されている租税特別措置が延長されていくのか。

私、調べてみましたら、自民党への製薬メー

カーさんからの献金というのは非常に多いんですね。直近の政治資金収支報告書を見ましても、年

間約九千万円ぐらい自民党に渡つております。そ

れだけじゃありません。製薬業界の政治団体である製薬産業政治連盟は、毎年政治家のパーティー券を買つております。二〇一五年、約百二十人の国会議員の方のパーティ券を買つております。

結局、こういう製薬業界から流れでてきているお金に応えて、こういう租税特別措置の延長をしたということなんじやないですか、大臣。

○麻生国務大臣 いろいろ御意見はあるんだと思いますが、基本的に、薬というものの開発というのは、今、世界で新薬を開発している国は既に、世界百九十三カ国で四カ国か五カ国だけになつておりますので、日本としては、そのうちの一角を占めるという地位をきちんと維持していくことは大切なことだと思っております。

その上で、平成二十六年度の政府税制調査会の取りまとめとか総務省の政策評価の点検の結果において、上位十社の適用割合が八割を超える租税措置については、しっかりと必要性等の検証を行つたところです。

取りまとめとか総務省の政策評価の点検の結果において、上位十社の適用割合が八割を超える租税措置については、しっかりと必要性等の検証を行つたところです。

他方、高水準型の対象となります企業は、将来の発展に向けてリスクをとつて多額の研究開発投資を行う企業であつて、日本の経済成長の礎となり得る新薬、こうしたものに對して、企業の研究開発を支援していくことは極めて重要なことです。

我々はそう思つております。

加えて、高水準型は、高い水準で研究開発投資を行う企業に限定して支援を行ふものであります

ので、結果として適用企業数が限られることがあります。

また、平成二十九年度の改正において、研究開発制について、研究開発投資を積極的に増加させる企業に支援を重点化するという見直しを行つておりますが、高水準型の対象というものは既に多額の研究開発投資を行つておりますので、さらに研究開発投資を増加させることが難しい面

こうした状況を総合的に勘案して、日本の民間企業の研究開発投資を全体として増加させつつ、加えて、高い水準で研究開発投資を行う企業における研究開発の維持、充実を図るために、今回の税制改正において、高水準型の期限を延長することとしたところでもあります。

いずれにしても、この研究開発税制のあり方につけは、政府税制調査会の御指摘もしつかりと受けとめ、研究開発をめぐる企業を取り巻く環境や今般の改正の効果などをさらに踏まえながら、引き続き不斷の見直しを行っていく必要があります。先ほど申し上げたとおりであります。  
○宮本(徹)委員 製薬業界は支援が必要だというお話をされますけれども、先ほど数字も出して説明しましたが、内部留保をふやすだけに、結果としては高水準型もつながっているのではないかということであります。

そして、製薬産業政治連盟の政治資金収支報告書を私、見ていましたら、麻生大臣のパートナーエンタープライズも購入していただいているんですね。麻生太郎政経セミナー、二〇一五年二月三日二十万円、二月二十六日二十万円ということで書かれておりました。

報道では、製薬メーカー献金額二位のアステラス製薬の担当者は、なぜ献金するのかということをこう言っています。産業界全体の動向を踏まえ、製薬業界の要望を伝える意味においても献金している。一般的な社会貢献で献金すると言つているわけじゃないんですよ。業界の要望を実現してもらうために献金している、パートナーエンタープライズも買つていて、こういう話なわけですよね。文字どおり、企業がお金の力で税制をゆがめているということになるんじゃないですか。なぜ、総務省の行政評価局や会計検査院が説明責任を果たせていないと批判したのか、ここをやはりしっかりと受けとめなければいけないと思います。政界と製薬業界のお金を通じた関係があるのでないかといふうに、国民が疑念を持つのは当然といふことを言わざるを得ないと思います。研究開発

減税の高水準型の延長は撤回すべきだと強く申し上げておきたいと思います。

それからあと、研究開発減税、もう一点だけお伺いしますが、増加型も形を変えて総額型に組み入れられることになりました。二〇一五年度の租税特別措置の実態調査を見ますと、研究開発減税の一位はトヨタ、会社名は書いていないですけれども、九百三十九億円ということになつていま

す。トヨタは、二〇一三年度も一千二百億円、二〇一四年度も一千八十億円、多額の研究開発減税を三年連続受けているということになります。

一方で、トヨタの内部留保を見ましたら、二〇一四年度十七兆九百九十三億円、二〇一五年度は十八兆二千四百七十三億円と、この一年間の間に一兆二千二百八十万円もふやしているわけですよ。トヨタを見ても、減税をしなくても研究開発する体力はおよそ十分あるということははつきりしていると思います。

やはり大企業向けの部分に関しては、内部留保の積み増しだけにつながっているという面をしつかり見て、研究開発減税そのものを抜本的に見直して、縮小、廃止に向けてしつかり検討していく必要があると思いますが、大臣、いかがでしようか。

○麻生国務大臣 研究開発税制というのは、これは大企業を優遇するというためのものではなくて、経済成長の礎となる、いわゆる企業の研究開発投資を後押しするための制度であるのが基本的なところです。

減税額を見ますと大企業の数字が大きくなつてますが、適用件数を見れば、大体全体で一万二千件ぐらいだと思いますけれども、中小法人の利用が三分の二ぐらいあつたように思います。八千件を超えると思いますので、幅広い企業に適用されていると思っております。

今般の平成二十九年度の税制改正において、この制度について、特に大企業については、研究開発投資を増加させる場合には高い税額控除率を適用する等々の一方、減少させる場合には従来より

も低い税額を適用する制度など、これは研究開発投資の増加という政策目標にかなった制度とする

ように、めり張りをつけた見直しを行つたところでもあります。

いずれにしても、研究開発税制を含みますこの租税特別措置というものにつきましては、これは不斷の見直しを行つていくべきものだとは思つておりますけれども、今後とも、こうした改正の成果、結果というものを見詰めてまいりたい

と思っております。

○宮本(徹)委員 私は、中小企業向けのものを見直せと言つたわけじゃないんですね。大企業向けの部分については見直して、縮小、廃止に向かう兆二千二百八十万円もふやしているわけですよ。トヨタを見ても、減税をしなくても研究開発する体力はおよそ十分あるということははつきりしていると思います。

やはり大企業向けの部分に関しては、内部留保の積み増しだけにつながっているという面をしつかり見て、研究開発減税そのものを抜本的に見直して、縮小、廃止に向けてしつかり検討していく必要があると思いますが、大臣、いかがでしようか。

この研究開発減税、十年ぐらい前は税額控除の上限は二〇%だったわけですよ。それがどんどんどんどん引き上げられてくるということになつているわけであります。この研究開発減税に回っている六千億円のお金があれば、給付制奨学金、どうやらいくつくれるのか。今度の給付制奨学金の財源規模、二百二十億円ですからね、三十倍でさるということですよ。やはり、どちらに投資する方が日本の未来の力になつっていくのかということを真剣に考える必要があると思います。

続いて、法人税引き下げ競争の問題について伺います。

トランプ大統領は、選挙中から、法人税を一五%に引き下げるんだということを言つてまいりました。新たな法人税引き下げ競争が始まるのではないかということが大変懸念されているわけですが、麻生大臣にお伺いしますが、日米首脳会談では、この法人税引き下げ競争の問題点、これは指摘されたんでしょうか。

○宮本(徹)委員 先般の日米首脳会談では、この法人税改革については議論は行つていないと記憶します。

この間、OECDでも議論になつてきましたよね。アメリカが法人税の大幅な引き下げに走るということになれば、世界への影響は大変大きなものがあるというふうに思います。

日本は、この法人税引き下げ競争を食いとめるための役割を率先して果たしていかなければならぬと思いますが、今後の日米の対話の中で、麻生大臣はこの問題についてどう臨まれるでしょうか。

○麻生国務大臣 御存じのように、トランプ政権というのはまだ発足したばかりで、私は誰と交渉するか相手もよくわからぬようなんぐらいの相手はまだ決まっていませんですよ。それは御存じの人なりじやないでしょうか。ミニユーションというべきではないかというふうに申し上げたわけですか。

この研究開発減税、十年ぐらい前は税額控除の上限は二〇%だったわけですよ。それがどんどん引き上げられてくることになつていて、御存じなんですか。まだ、下の人、我々が直接交渉するアンダーデピュティー、デピュティー、全く決まりませんが、いかがでしよう。

したがいまして、そういう意味で、今の段階で具体的なコメントをするということはとてもでききる段階にありませんが、いずれにしても、私どもとしては、エコノミックダイアログというのを立ち上げておりますので、今から日米間でいろいろ交渉を調整していくことになろうかと存じます。

○宮本(徹)委員 ですから、これから話すテーマとか、いろいろなことはそういうことになつていくんでしようけれども、問題は、日本の政府の姿勢として、法人税引き下げ競争の問題点というのをアメリカに提起するかということですよ。それは麻生大臣も、この委員会で、法人税引き下げ競争は問題だという発言を繰り返されてきたと思うんですね。そして、その危険が今迫つてきてるわけですから、麻生大臣の姿勢として、今後どういう構えで臨まれるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 これは今までずっとやりたてた話で、この四年間アメリカと同じ話をやつてき

ておりますので、今回そういうことを申し上げるこにならうと存じます。

○宮本(徹)委員 同じような話というのは、法人税引き下げ競争はよくないということでおろしいですね。

○麻生国務大臣 今そう言つたように思つていたんですけれども、そう聞こえませんでしたか。済みません。

○宮本(徹)委員 ゃんと確認をしておきたかつたわけであります。

次に、国際課税について伺います。

まず、外国子会合算税制、いわゆるタックスヘイブン税制についてです。

現行の税制では、税率二〇%未満の国に対しても子会社の所得も合算する、だけれども、二〇%以上の国の子会社は合算をしない、経済実体を伴わない所得であつても合算されないと、この穴になつていて、税逃れの大穴があつたわけであります。

この穴を塞ごうということで、今回の法案では、ペーパーカンパニーなどについても所得の額を合算するようにした。一方で、能動的所得と受動的所得を分ける事務作業が大変だ、こういう理由で、税負担率二〇%以上の会社は制度の適用が免除されるということになつております。これでは、全部の穴を塞いだということにはならないのではないかと思います。

お伺いしますけれども、他の国を見れば、制度の適用が免除される税負担率が日本の二〇%よりも高い税率を設定している国というのがあるんじゃないですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

外国子会合算税制につきましては、諸外国におきましても、今般の日本の改正と同様、外国子会社の内容に応じて合算対象を決定した上で、外國子会社の税負担率が一定の水準を下回る場合に限り合算するアプローチをとつてあるところ

ろが主要なところであると認識をしております。

具体的なその際の税負担率でござりますけれども、これはまちまちでございまして、先生御指摘のように、日本よりも高い国といたしましては、例えばアメリカ三一・五%以下、これはドイツが二五%未満ということでござりますけれども、逆に低い国としては、イギリス一五%未満、フランス一六・七%未満ということで、さまざままでございまして、また、本国の法人税率の水準によって変動し得るものと認識をしております。

なお、今般の改正におきましては、一見して明らかに受動的所得しか得ていないと考えられるペーパーカンパニー等につきましては、その税負担率が二〇%以上であつても合算の対象とすることとしております。

○宮本(徹)委員 つまり、日本より高い税率で設定している国もあるわけですね。制度の適用が免除される税負担率を、例えば二五%だと、今回の法案にある二〇%より高く引き上げることになれば、より効果的に租税回避に対応できるし、税収としてもさらに確保できるということになるんじやないでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今般の外国子会合算税制の見直しに当たりましては、国際的な租税回避への効果的な対応と企業の事務負担への配慮のバランスをとる観点から、所要の措置を講じたものでございます。

二〇%，これは制度適用免除基準というものを設けたわけでござりますけれども、制度見直しによって過度な事務負担が企業に発生しないよう現行制度との継続性等を踏まえて設定をしたものでござります。

一方、租税回避にこれまで以上に有効に対応する観点からは、一見して明らかに受動的所得しか得ていないと考えられるペーパーカンパニー等が得る所得につきましては、その税負担率が二〇%以上であつても合算対象とすることとしておりまして、そういう意味では、両者のバランスをとつ

た合理的な改正内容だと考えております。

○宮本(徹)委員 バランスをとつたという説明なんですが、私が聞いたのは、例え二五%に引き確保できるんじやないですかということを聞いたんです。どうですか、その点は。

○星野政府参考人 繰り返しになりますけれども、今般の改正は、国際的な租税回避への効果的な対応が一方の要請にあり、他方、企業の事務負担への配慮、これも考える必要がありまして、そのバランスをとつたということござります。

○宮本(徹)委員 日本の財政状況というのは、ほかの国と比べても深刻なわけですね。ですから、租税回避を許さず、租税をしつかり確保するという点でいえば、他国でできているようなことは日本でもしつかりやつていくべきだというふうに私は思います。

さらに言えば、今回、先ほど今までの制度との継続性というお話を言いましたけれども、現行の適用免除基準のトリガーア率の二〇%，これは、歴史的に言えれば、法人税引き下げ競争の中どんどんどんどん下がってきたわけですよね。ですから、私としては、これを引き上げていくといふことで、法人税引き下げ競争は許さない、こういうメッセージを日本が世界に発信していくことにもつながるというふうに思いますので、この点はさらに検討していくいただきたいというふうに思っています。

次に、CRSについてお伺いします。

各国の税務当局間で口座情報を自動交換する仕組みが二〇一八年に始まります。タックスヘイブンとなるケイマン諸島なども参加するということがなきやいかぬところだと思いますが、これは、なかなか意識が変わらないので、政府は賛成しても議会が通らないというのが一番面倒くさいところですね、民主主義国家の場合は。

○宮本(徹)委員 引き続き頑張つていていただきたいというふうに思います。アメリカのFATCAというのは、一方的に情報は寄せろという話でありまして、自分のところの口座情報は提供しない、こういうのでは全くだめだと思いますので、麻生大臣の頑張りに私も期待したいというふうに思います。

麻生大臣、やはりアメリカに対しても、CRSに対して参加を強力に呼びかける必要があるのでないでしようか。

○麻生国務大臣 これは、BEPISのスタートからやり始めさせていただいて、OECDが正式にタンドードでしたつけ、いわゆる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換というものをするという制度なんですねけれども、海外の資産隠しといつたような道を、脱税とかそういう回避に極めて有効な手段であるのだ、私どもはそう認識しているんですが、日本としても、二〇一八年でしたかに、国際的な情報交換が実施できるようにということで、平成二十七年度の改正でこの制度を創設させていただいたところです。

この制度を我々はスタートさせておりますので、可能な限り多くの国々の足並みをそろえて実施するということでの効果が發揮されるというものは当然のことなんですが、アメリカを初め本制度の実施にコミットしていい国、アジアでは例えばタイなんというのはそうですが、そういったところを初め、本制度の実施にコミットしていい国々に対して、これはG20や多国間の場とか、ビジネスダイアログ等々、多国間の協議の場等々で積極的に働きかけを続けていかないかぬところだと思つております。

拡大に向けて、さらにいろいろ取り組んでいかなきやいかぬところだと思いますが、これは、なかなか意識が変わらないので、政府は賛成しても議会が通らないというのが一番面倒くさいところですね、民主主義国家の場合は。

○宮本(徹)委員 引き続き頑張つていていただきたいというふうに思います。アメリカのFATCAというのは、一方的に情報は寄せろという話でありまして、自分のところの口座情報は提供しない、こういうのでは全くだめだと思いますので、麻生大臣の頑張りに私も期待したいというふうに思います。

この間、超有名大企業の、多国籍企業の税逃れのスキームがたくさんあることが国民の前に明らかになっておりました。国民がこうした外資も含めた多国籍企業の税逃れの実態を知ることが国民の納税意識にどのような影響を与えているのか、これはどう政府として認識しているのか。また、国際課税でこういう税逃れのスキームはまだどういう事例集を政府が積極的に示していく、こうしたことになれば、私は税逃れを牽制する上でも非常に大きな力になつていくと思いますが、その必要性について政府はどうお考えでしょう。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

いわゆるパナマ文書の公表ですかBEPSプロジェクトの進展などを契機としまして、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避行為等に対しまして、国民の関心が大きくなっています。国税当局としては、こうした国際的な動きも十分視野に入れながら適正、公平な課税を実現していくことが、国民からの税に対する信頼の確保につながるものと考えております。

こうした国税当局の取り組みにつきましては、定期的な記者発表により調査事績を公表しておりますが、さらに、昨年の十月でござりますけれども、国際的な租税回避行為に対する取り組みの現状と今後の方向を取りまとめました、国際戦略トータルプランというものを公表しております。

その中で、いわゆるタックスヘイブンにおけるペーパーカンパニーを介して行つた租税回避の事例でございますとか、あるいは富裕層や海外取引を行う法人の国際的な租税回避といった事例などについて公表しております。

今後とも、国税当局といたしましては、調査等により把握した一般的な租税回避事例などにつきまして、守秘義務との関係も十分考慮しながら、必要に応じて公表してまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 ネットでそのプランを探す人も

少ないと思いますので、いろいろな形で、 국민に広く知らせていくべきだと思います。

二〇一三年にアメリカの上院常設調査委員会

からアップル社の税逃れを例にして聞いてい

きたいと思います。

二〇一〇年にアンドラードを使つたアップルの税逃れが指

摘されました。きょう資料も配つておりますが、アッ

ルのアメリカ以外の税引き前利益というの

イフオンの販売開始以来急増しているわけです

ね。その一方で、税負担率は極めて低い状況に

なつております。二〇一〇年度でいえば一・

二%。その後、批判が高まる中、税負担率は若干

高まりましたが、それでも六・一%。

アップルの税逃れの仕組みには幾つかのポイントがあります。

一つは、アイルランドに海外の利益を集めてい

く。アップル本社と、あとアイルランドにつくつ

た子会社との間で知的財産の研究開発コストを分

担する、そのことによって、アイルランドの子会

社がより多く知的財産についての経済的な権利を

持つようになります。このことによって、アメリカ以

外の海外での売り上げの利益がアイルランドの子

会社に計上されるようにしております。

それで、二つ目に、このアップルのアイルラン

ドの子会社が元卸業者になつて、この子会社から

ヨーロッパやアジアなどの他の子会社に製品を

売つていくわけですが、その際に、グループ内の

取引価格を高く設定して、アイルランドの子会社

に利益をため込む、ほかの海外の子会社はほとん

ど利益がなくなるという仕掛けになつております。

そして、三つ目に、このアイルランドの子会社

は税制上の居住地を持たないようになつております。

そこで、三つ目に、このアイルランドの子会社

は税制上の居住地を持たないようになつております。

近年、多国籍企業による、各国の税制や租税条約

の違いを利用した国際的な租税回避が世界

的な問題になつております。BEPSプロジェクトによつて、その対策がさまざま講じられている

少ないと思いますので、いろいろな形で、国民に広く知らせていくべきだと思います。

少ないと思いますので、いろいろな形で、國税局としまして、國税局としまして、國税局と国際課税を専門に担当する部

署を設置するなど体制整備を図った上で、申告書

などを行つている國も税収を失つているといつ

うになります。アメリカの上院報告書でも、アッ

ルの日本での納税が僅少であるといつふうに指

摘しております。國税局も、当然、このアメリカ

の上院報告書は認識しているといつふうに思

います。

我が党のしんぶん赤旗が、アップルの年次報告

書とこのアメリカの上院調査委員会の調査結果を

突き合わせたら、二〇一一年度で見ると、アメリ

カ以外の諸外国が二百億ドル前後の税源を失つた

という試算になります。それで、日本はどうか。

二〇一一年度でいえば、アップル社の営業利益の

うち二十一億ドルが日本での販売で発生しており

ます。ところが、日本の子会社が得た税引き前利

益は一億五千万ドル。九割以上の利益がアイルラ

ンドに流出しているという計算になります。

確認しますけれども、BEPS対策の基本原則

からいえば、企業は、販売活動という実質的な経

済活動を行つた、利益を上げた国でもきちんと課

稅をされなければならない、そうなつてゐると思

います。

そしてまた、一般論として聞きますけれども、

トータルプランというものを公表しております。

その中で、いわゆるタックスヘイブンにおける

ペーパーカンパニーを介して行つた租税回避の事

例でございますとか、あるいは富裕層や海外取引

を行う法人の国際的な租税回避といった事例など

について公表しております。

今後とも、国税当局といたしましては、調査等

により把握した一般的な租税回避事例などにつき

まして、守秘義務との関係も十分考慮しながら、

必要に応じて公表してまいりたいと考えております。

○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

個別の事例に関するお答えは差し控えさせていただきますが、いすれにしましても、これまで、多国籍企業による、各國の税制や租税条約の違いを利用した国際的な租税回避が世界

的に問題になつております。BEPSプロジェクトによつて、その対策がさまざま講じられている

ところでございます。

こうした問題に対しまして、國税局としまして、國税局と国際課税を専門に担当する部

署を設置するなど体制整備を図った上で、申告書

などを行つている國も税収を失つているといつ

うになります。アメリカの上院報告書でも、アッ

ルの日本での納税が僅少であるといつふうに指

摘しております。國税局も、当然、このアメリカ

の上院報告書は認識しているといつふうに思

います。

アップルの子会社は非居住法人として扱われ、ア

メリカでも非居住法人とされ、どちらでも課税権

を持たないという状態になつていただけですね。

このアップルの税逃れによって、アメリカが税

収を失つただけではなくて、アップルが販売活動

などを行つている國も税収を失つているといつ

うになります。アメリカの上院報告書でも、アッ

ルの日本での納税が僅少であるといつふうに指

摘しております。國税局も、当然、このアメリカ

の上院報告書は認識しているといつふうに思

います。

○宮本(徹)委員 ネットでそのプランを探す人も

ありました。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございま

私からも、所得税法の改正につきまして、税法を質疑させていただきたいと思いますが、あと五十五分、私の持ち時間がありますので、おつき合いなどあるので、非常に丸山穂高タイムがきょう、あすと長うございますけれども、おつき合いのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

毎年、私は所得税の質疑に立たせていただいておるんですが、きょうは、今まで一度も触れたことのないたばこ税とたばこの話を中心にさせていただこうというふうに考えております。

なぜこの話題をしたいかというと、最近、町中、もしくは御同僚の議員の皆様方、秘書さん等を含めて、アイコスとかブルームといつた形の電子たばこがすごく普及し始めて、爆発的に普及しているのを皆さんもお感じになっていると思うんですが、この電子たばこについての税法上の扱い、もしくは、財務省としてこのたばこをどう整理しているのか。非常にまだまだ新しい技術ですから、確立されている途中だと思いつつ、そういう点も踏まえて、きちんとこの議論もこの委員会でやっていく必要があると思いますので、そうした流れで聞いていきたいんです。

大臣、まず初めに、たばこといえば大臣かなと。葉巻をお吸いになるということで、葉巻をのまれるということですけれども、電子たばこ、もちろん存在は御存じだと思うんですけども、電子たばこを利用されたことはござりますでしょうか。もしられたことがあるのなら、どんな御感想か、もしくは電子たばこに対する印象がありますから、お伺いできたらと思います。

○麻生国務大臣 福岡限定で売っているのがブルーム・テックかな。たしかそうですね、よく買ってきてくれと頼りますから。福岡でしか売っていないんですよ。よくもあんなことをやれることはないでしようが。何だか福岡なんですよ、あれは。福岡限定、しかも、結構高い。

私の正直な実感です。  
○丸山委員 今、意外なお言葉が返ってきて、びっくりしております。

私も実は葉巻もたしなむんですけれども、葉巻を吸ったときのあのがつんとした感じに比べたら、どうしても電子たばこはちょっとインパクトが弱いかなと。ただ、紙巻きに比べると、似たようないい感じは、近いのは出ているなとは思います。ただ、ふだん葉巻をお吸いになる方はそういった感想をお持ちになるのかなというふうに思つたんですけども、意外な大臣のお話がありまして、びっくりしました。

今お話があつたように、ブルームという方は福岡だけで、限定で売られています。これは、工場が近くにあるからとかいう話も聞いたことがあります。ただし、ふだん葉巻をお吸いになる方にはそういった感想をお持ちになるのかなというふうに思つたんですけども、意外な大臣のお話がありまして、びっくりしました。

一部報道で、厚労大臣が記者会見で、これは対象外だみたいなことを述べたという記事が出ているんですけども、これは対象外ということで、その方向性でいいのかどうかというのを厚労省にお伺いしたいんです。ただ、聞いていると、どうもそういうんじゃないんじゃないかなと。

そして、今、厚労省の受動喫煙防止の対策、法案、予算も含めてやつていらっしゃると思うんですけども、これに今申し上げたような二種類の電子たばこというものが入つていてるのかどうか。このあたり、厚労省の見解を伺えますでしょうか。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

受動喫煙は他人の健康に影響を及ぼす煙を生じるたばこによって起りますので、受動喫煙防止対策を強化するために現在検討を進めております健康増進法の改正法案につきましては、これを防ぐために規制を課そうというものです。

厚生労働省といたしましては、先ほどおっしゃつていただきましたアイコス、ブルーム・テック等の電気加熱式たばこも含めまして、受動喫煙の健康影響がある場合には規制しなければならないというふうに考えております。

実は、ややこしいのは、電子たばこは、もう一つカテーテル・ライズ、種類がありまして、そうしたた

液を差し込んで、具体例を挙げるとわかりやすいんですけれども、ベイパーという、イギリスの会社だそうですが、そうした製品は、ニコチン溶液をカートリッジで入れることで電子たばことしてその溶液を吸うというものが、少し、加熱式の電子たばこと、ニコチン溶液をつけるような、いわゆる別の意味の電子たばこは違うんですけど、これはどうしても電子たばこはちょっとインパクトが弱いかなと。ただ、紙巻きに比べると、似たようないい感じは、近いのは出ているなとは思います。ただし、ふだん葉巻をお吸いになる方にはそういった感想をお持ちになるのかなというふうに思つたんですけども、意外な大臣のお話がありまして、びっくりしました。

同時に、今、日本で普及しているもののもう一つ大きいのはアイコスというものでございまして、多少違うんですけども、ブルームの方は、カートリッジと呼ばれるものの中にはたばこ葉が入つて、これもたばこ葉が入つていてるんですね。もう一つ、このアイコスの方も、実はたばこ葉を利用して、それを加熱できる機械に差し込んで吸うんですが、ただ、煙は出ない、水蒸気が出る。それによってニコチンも含めた内容物を吸収するというものです。

そういう意味で、こうした、今申し上げたのは、実は加熱式の電子たばこといふものでございまして。それは、ややこしいのは、電子たばこは、もう一つカテーテル・ライズ、種類がありまして、そうしたたばこ葉を直接使うものじゃなくて、ニコチンの溶

製造たばこ、これが一般的なたばこでござりますけれども、これは明らかに健康影響がございますので、規制対象にしていただきたいというふうに考えております。

お尋ねの電気加熱式たばこ等の燃焼以外の方法により使用する製造たばこにつきましては、現時点では受動喫煙による健康影響についての知見が十分ではございませんので、対象にする、しないの判断は現時点では行つておりませんし、電気加熱式たばこについて法案の対象外というふうに思つたんですけども、どうぞ。

○丸山委員 つまり、今明確に厚労省は答弁しましてけれども、今検討されている法案の対象外とは言ってへんでということで、今からこの法案が出てくるんですけども、この施行までの間にこれが入るのか入らないのか、非常に判断をしつかりしていかなきゃいけない重要な局面に今来つたんだというふうに思つたんです。

では、どのようにしてこれが入るのか、入らなければ、どのようにしてこれが入るのか、入らなければ、これが入るのか入らないのか、非常に判断をしつかりしていかなきゃいけない重要な局面に今来つたんだというふうに思つたんです。

委員会質疑で、電子たばこの規制やルールについて関係省庁と検討すると大臣がおっしゃつています。そして、同じ六月二十四日、主意書の答弁を行ふとともに、関係省庁、もちろん財務省も入りますが、これと連携して今後の規制のあり方について検討してまいりたいと明確に答弁されているんですが、これはもう既に二年たっていますし、そのあたりの検討状況はどうなっているのかということ。

そして、電子たばこを二種類挙げましたけれども、つまり、こうしたものが対象に入るのか入らないのかを判断しなきゃ、法施行のために必要だと思うんですけれども、この辺の判断のスケジュール感も含めて、どのように厚労省は考えているのか、お答えいただけますでしょうか。

○橋本政府参考人　お答えいたします。

まず、電気加熱式たばこの方についてでござりますが、これまでに国立保健医療科学院が行いましたアイコス等の電気加熱式たばこの主流煙あるいは副流煙の成分分析では、従来の紙巻きたばこに比べて低減は見られるもののタール等の発がん性物質等の有害物質が検出され、それから、発がん性はないけれども依存性のあるニコチンの含有量は、電気加熱式たばこと従来のたばこと同程度であるということが判明いたしております。

一方で、その煙を浴びることによるいわゆる受動喫煙の健康影響については、現時点では科学的な知見が明らかではございませんので、私どもとしては、速やかに研究を進めて、改正法が成立した暁には、施行の時点までに規制の対象とするかどうかということを判断させていただきたいとうふうに考えております。

それからもう一つ、先生がおっしゃいました、ペイパー等の電子たばこの方でございますが、こちらにつきましては、平成二十六年に実施されました厚生労働科学研究委託費での研究成果、それから有識者による調査や検証による知見、そしてWHO等における現在の科学的知見では、ニコチ

ンを含有しているか否かにかかわらず、紙巻きたばこの喫煙に比べて疾患リスクは低いものの、無害である可能性は低く、長期の使用により喫煙どうぶうにされております。

一方で、電子たばこの使用が他人の健康に影響を及ぼすか否かについては明らかになつております。

こうしたことから、現時点では、法案の中でベイパー等の電子たばこを制度の対象とする、しないの判断を行つておりますんで、厚生労働省としては電子たばこの使用が他人の健康に影響を及ぼすことが今後明らかになれば、その段階で何らかの対応を検討すべきというふうに考えておりま

して、今後とも科学的知見の収集に努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員　丁寧に答えていただきた上に長かつたので整理したいんですけども、つまり、アイコスとか加熱式電子たばこの対応と、もう一つのベイパー等のいわゆるニコチン溶液を使った電子たばこの対応は、ちょっと異なつてくるという認識でいいんですね。

前半の加熱式電子たばこについては、法の通つた暁には、その施行までにしつかりと、これがどういった健康被害があるのかどうかを判断する。しかし、後者のベイパー等の溶液を使った方

に關しては、今のところまだわからぬので、施行には間に合わないけれども、何かそれが明らかになつた段階で規制を考えるという理解でよろしくは、速やかに研究を進めて、改正法が成立した暁には、施行の時点までに規制の対象とするかどうかということを判断させていただきたいといふふうに考えております。

一方で、私は、どちらかというと愛煙家の方でござりますが、いざれもたばこ事業法による規制しなきやいけないともちろん思つておりますので、そのあたりも含めてしつかりと、厚労省さん、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

次に、財務省の見解を重ねて聞いていきたいんですね。

今申し上げたアイコスやブルームといった加熱式の電子たばこの方ですけれども、これはいわゆるたばこ事業法による製造たばこに入るという認識でいいんですね。そして、これはもちろんたばこ税もかかるという認識でいいんですね。

一方で、私は、どちらかといふと愛煙家の方でござりますが、いざれもたばこ事業法による規制しなきやいけないともちろん思つておりますので、そのあたりも含めてしつかりと、厚労省さん、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○佐川政府参考人　お答えします。

今のお指摘は、国内で販売されております三種類の加熱式たばこは、アイコス、ブルーム・テック、グローとありますですが、いざれもたばこ事業法上の製造たばことして販売の認可を行つているところでございます。

しかし、通常考えたら、葉巻とか、もしくはパイプ、シャーロック・ホールズのパイプなんかもそうなんですかけれども、あれは自分で詰めるのでも、どれぐらいの量がそこにあるか測定しづらいというの非常にわかりやすいので、それに対して書けといふのはやらないという現状の整理はわかりやすいんですね。

○丸山委員　つまり、たばこ税もかかるといふことでいいですね。

○星野政府参考人　お答えいたします。

つまり、たばこ税もかかるといふことでいいですね。

おっしゃるとおり、たばこ税法では、たばこ税の課税物件をたばこ事業法に定める製造たばこと規定しておりますので、これに当たるといふこと

で、たばこ税が課税されるといふことでございま

す。

いうのが非常に大事なところだというふうに思つてあります。

たばこは体に悪いと言われていますけれども、しかし、たばこを吸つているときと、あとは居合をしているときぐらいは、死に対する意識みたいに、自分はなぜ生きているのかみたいなものを及ぼすか否かについては明らかになつております。

一方で、電子たばこの使用が他人の健康に影響を及ぼすか否かについては明らかになつております。

たばこ葉巻を使つてゐるものは、しっかりと規則で、財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙に含まれるタール量とニコチン量を表示しなければならないと書いてあるんですが、ただしこれは外國のたばことか、麻生大臣が御愛飲だという葉巻ももちろん書かれていません。それはルールがありまして、省令で、たばこ事業法施行規則で、財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙に含まれるタール量とニコチン量を表示しなければならないと書いてあるんですが、ただしこれは外國のたばことか、麻生大臣が御愛飲だという葉巻ももちろん書かれていません。それは

たばこ税法上は、まず、加熱式電子たばこの方、ブルームやアイコスといつた方は、たばこ葉巻を使つてゐるものは、しっかりと規則で、財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙に含まれるタール量とニコチン量を表示しなければならないと書いてあるんですが、ただしこれは外國のたばことか、麻生大臣が御愛飲だという葉巻ももちろん書かれていません。それは

だけですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員おっしゃいましたとおり、国内で販売される製造たばこにつきましては、たばこ事業法に基づきまして、ニコチン、タールの表示義務が課せられております。今施行規則を言つていただきましたので、そこは省かせていただきますが、この表示義務の除外につきましては、品質のばらつきが大きい場合、あるいはその標準的な測定方法が確立していない場合などを想定してございます。

それで、今、紙巻きたばこについては大臣告示がありますとおっしゃいましたが、紙巻きたばこにつきましては、国際標準化機構、いわゆるISOでございますが、ISOにおいて標準的な測定方法が定められておりまして、実は我が国はそれを事実上そのまま採用して測定してございます。それは国際的に流通するということをございまして、おっしゃいましたが、紙巻きたばこがありますとおっしゃいましたが、紙巻きたばこにつきましては、国際標準化機構、いわゆるISOでございますが、ISOにおいて標準的な測定方法が定められておりまして、実は我が国はそれを事実上そのまま採用して測定してございます。

しかしながら、この加熱式たばこ、まだ新しい製品でもございまして、いまだその標準的な測定方法が確立していないということでございますので、現在、表示義務から除外をされているということです。

○丸山委員 事前のレクチャーでお話を聞いた形では、パイプたばこの一種に一応分類しているといふうに聞いていたんですけども、それは正しいんでしようか。

○佐川政府参考人 お答えします。

加熱式たばこにつきましては、製品特性として中に詰めて吸うということで、現在、パイプたばこというふうに分類してございます。

○丸山委員 非常に明確な御答弁でございましたて、やはりこういう答えやすい質問を重ねていくことが整理につながると今思つたところでございます。やはり答えていく質問をすると答える返つてこないので、できれば建設的な議論を進めたいといふうに考えております。

話が横に飛びましたが、何がパイプに当たつて

という意味で、今の御説明だと、要は加熱する方がパイプの吸い口の方になつて、差し込む方がパイプで言う葉っぱになるからパイプの認識で、そ

してそれは技術的に測定方法がまだ確立されていませんで、ISOの基準があるんですけども、確立されていないがゆえに、それによつてタールやニコチン量を書けないというのが現状の財務省の認識だというふうに今お聞きしました。

一方で、このタールやニコチン量を書いている趣旨というのは、財務省ももちろん重要な考え方でいらっしゃると思います。それは、一つはたばこを見て、健康上の懸念とか、どういったものを見て、一方でこの電子たばこ、現実にこの技術がまだ定まつていませんが、残念ながら書かれていないわけですね。でも、今すごく爆発的に普及していく、その急激に爆発的に普及していくものが、一番、多分、今後主流になつていくといふうに思つたんです。

それは、たばこ葉由来のニコチンを使って、ニ

二種類あるんです。

それは、たばこ葉由来のニコチンを吸つて、お

いて伺つていただきたいんですけども、これも実は

なりますが、先ほど来、加熱式電子たばこ、つ

まりアイコスやブルーブームといったものについてお

伺いをしてきましたが、次は、二つあるといつた

後者の、ニコチン溶液を利用した電子たばこにつ

いて伺つていただきたいんですけども、これも実は

二種類あるんです。

それは、たばこ葉由来のニコチンを吸つて、ニ

コチンをたばこ葉由来のニコチンを使つて、ニ

すように検討してまいりたいというふうに思いますが、

○丸山委員 しっかりとやつていただきたいと思いま

す。

○佐川政府参考人 表示義務の趣旨については、

けれども、基本的には禁止されていないんです

つまり、ちょっとこの後につながつていくんで

すけれども、未成年ですら普通に、赤坂にも実は

ペイパーを売つて、機械を売つてるので、

そこで買うことができる。ただ、ニコチンのもの

は海外のを個人輸入すれば買える。それはお店

で、私も行つてみて、調査で確認したんですけれ

ども、ニコチン入りのは売つていないんですかと

言つたら、それはもちろん違反なので売つていま

せん、でも、何か個人輸入をされている方もいる

ようですが、たまたま、たばこと同じ店か

らは言えませんというのが、違法行為はしていな

いということなんですかと、何かパンチコの

三店方式を思わせるような、非常にううんとい

うな状況かなというのは正直思いました。

現に今、未成年でも、個人輸入して、ニコチン

の液を、たばこ葉由来だろうが由来じゃなかろう

が買つてきて、それにやれば、実はたばこと同じ

ニコチン摂取ができるというのが今の法の状態な

いんです。これがまず前提としての、現状のお話

を、ちょっと特殊なので先にお話しさせていただ

きました。

そして、財務省にお聞きしたいのは、これがた

ばこ事業法における製造たばこに当たるのかどう

かですね。もう一つ、たばこ事業法は、実は同三

十八条で製造たばこ代用品というのを書いていま

す。これは、製造たばこ以外のものであつて、喫

煙用に供されるものというふうな書き方をしてい

るんです。製造たばこは、非常に明確に、葉たば

こを原料に云々とか明確なきちんとした定義をし

ているんですけれども、一方で代用品はふわっと

しているので、こちらに入れてしまえば規制もし

やすいし、今後の普及ぐあいを考えたら、これも

しっかりと法の適用と課税を考えていくんだけど

いうふうに理解しているんですけども、ちょっと

と財務省の見解は違うみたいで、そのあたり、財

務省、伺えますでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の、ニコチン溶液が含まれる液体を吸収する、いわゆる電子たばこでござりますが、実は委員が御指摘のとおりでございまして、流通実態が事実上個人輸入だけということでおざいまして、その流通数量の総量につきましても、厚労省においても全体としては把握されていないというふうに承知しております。

また、その使用実態についても私ども十分に把握していないということございますので、こうした状況から、現時点におきましては、喫煙用等に供し得ると判断できるような段階でないというふうに我々は思つておりますし、現段階では、たゞこ事業法の製造たばこあるいは製造たばこ代用品、いずれにも該当しないこととしてござります。

○丸山委員 最近、把握していないという答弁をいただくのが多くて心苦しいんですけれども、この間も、パチンコの話を予算委員会でしたら、第三国を経由しているのを把握しているかとお聞きしたら、把握していないというお答えがあつて、把握していないなら把握してほしいんですけども、これは財務省、把握していくという考え方もあるのかどうか、どうでしようか。

○佐川政府参考人 今後この製品の我が国における流通実態あるいは使用実態等が明らかになつていく段階で、これらを勘案しまして、たばこ事業法の製造たばこ、あるいは先ほどの代用品の該当性について、検討していきたいというふうに思ひます。

○丸山委員 しっかりと把握はいただきたいですけれども。

ちょっと整理したいんですねけれども、一般的に言つて、今申し上げたような、液体を詰める、ニコチンの溶液を詰めるたばこのことは製造たばこにも製造たばこ代用品にも当たらない、一般的に言つて、当たらないという認識でいらっしゃるということでおいんですよね。確認したいんですけども。

○佐川政府参考人 いわゆる電子たばこは、両方

に該当しないということでおざいます。

○丸山委員 今、具体的な製品が出てきているんです。今お話をしたようなハイリック製品のNTN、ノンたばこニコチンというリキッドが、具体的なものがあるんですねけれども、一般的ではなくてこの具体的なものも、例えば、輸入品なので輸入してくるわけですよ。輸入してくると、関税の現場で、税關で、これが税がかかるのかどうかといふ話になるというふうに思うんですよ。

事前に関税の担当局にも聞いたら、実は、今のかートリッジのタイプについては三・四%の関税が一律にかかるという話なんですねけれども、一方で、たばこ税はかかるないんだということをおっしゃっていました。

ただ、一方で、ちょっとと答えを先に言つちやうと、たばこの関税というのはすごく分けていらっしゃって、紙巻きたばことさつき言つたパイプの税率が実は違つんです。

紙巻きの方は、今、暫定税率でゼロに、ほぼないんですけども、一方でパイプの方は二〇%台から三〇%台の税金をかけているんですけども、今の財務省の理財局の見解では、これはパイプの一種なんです。たばこ事業法のカテゴライズはパイプの一種なんですけれども、一方で、関税上のデマケーションは、実はパイプの一種ではなくて、その他の、別のカテゴリーで三・四%の税率がかかるているんですよ。

非常にこれは財務省の方も、これは私は不作為だとは言いません。というのは、新しくできたものなので、ないのはしようがないんですけども、しかし、そろそろ整理を始めないと、恐らく現場でもどうなつてているんだみたいな混乱も起きるし、なおかつ、今、厚労省の受動喫煙防止の話も出てきている中で、しっかりとこの点はやつていれども。

○丸山委員 そして、厚労省として把握をしているところでおざいます。

そして、厚労省はこれをどう考えているのかと

いうのを伺いたいんですけれども、これは、ニコ

チンを含有するものであれば、コーヒーのフレバーとかバニラとかはもちろんかからないんですね。個人輸入はあるんじゃないかというのが現状だとと思うんですけども、この現状認識を財務省はしていないという話を、しっかりとほしいということで、検討するというお話をされましたが、厚労省は現状を認識されているのかどうか、そして、輸入によってどれぐらいの量が入ってきているのか把握しているのかどうか、お伺いできますでしょうか。

○森政府参考人 お答えいたします。今委員御指摘の個人輸入での状況でござりますが、輸入される方御自身が個人的に使用されるために輸入する電子たばこにつきましては、一ヶ月分を超える数量の場合におきましては、医師の方々または指示書というのを示していただき、厚生労働省の確認を受けるよう求めしております。

また、医師の方が、ニコチン依存症の患者さんに禁煙をさせる補助ということなど疾病の治療に使用する目的で輸入される場合におきましては、数量にかかわらず厚生労働省の確認を求めているところでおざいます。

このようないかの記録がございまして、厚生労働省として把握をしているニコチンを含有する電子たばこ、これが平成二十七年度に輸入をされた件数でございますが、個人が二件、それから医師が一件、合計三件ということで把握をしてござります。

○丸山委員 これは、業としてやるものというカテゴリでいいのか、今個人というお話をあつたんですけども、個人の業ではない使用もそれに入っているということでおいんですか。

○森政府参考人 はい。これは業としてというこ

とではなく、個人がお使いになる、あるいは患者さんによる都度お使いになるということに関しても

の輸入の確認をしているという、その件数でございます。

○丸山委員 つまり、インターネット上に、今この書いてあるNTNみたいなものを、ノンたばこN、ノンたばこニコチンというリキッドが、具体的なものがあるんですねけれども、一般的ではなくてこの具体的なものも、例えれば、輸入品なので輸入してくるわけですよ。輸入してくると、関税の現場で、税關で、これが税がかかるのかどうかといふ話になるというふうに思うんですよ。

事前に関税の担当局にも聞いたら、実は、今のかートリッジのタイプについては三・四%の関税が一律にかかるという話なんですねけれども、一方で、たばこ税はかかるないんだということをおっしゃっていました。

ただ、一方で、ちょっとと答えを先に言つちやうと、たばこの関税というのはすごく分けていらっしゃって、紙巻きたばことさつき言つたパイプの税率が実は違つんです。

紙巻きの方は、今、暫定税率でゼロに、ほぼないんですけども、一方でパイプの方は二〇%台から三〇%台の税金をかけているんですけども、今の財務省の理財局の見解では、これはパイプの一種なんです。たばこ事業法のカテゴライズはパイプの一種なんですけれども、一方で、関税上のデマケーションは、実はパイプの一種ではなくて、その他の、別のカテゴリーで三・四%の税率がかかるているんですよ。

非常にこれは財務省の方も、これは私は不作為だとは言いません。というのは、新しくできたものなので、ないのはしようがないんですけども、しかし、そろそろ整理を始めないと、恐らく一方で、実際の紙巻きたばこ等は未成年は未成年使用者の範囲で自分の健康に対するリスクをとりながら吸うという分には、今の法律上問題ないと私は思っています。それがそういうことだと思います。

一方で、実際の紙巻きたばこ等は未成年は未成年使用者の範囲で自分の健康に対するリスクをとりながら吸うという分には、今の法律上問題ないと私は思っています。それがそういうことだと思います。

さて、未成年がこれを使って吸引しているような事例が生じるというのは非常に抜け穴として問題だというふうに考えていました。

そういうふうに考えていました。

法、これを改めて調べてみたんですねけれども、実際最初にできたのは帝国議会なんですね。明治三十二年に出てきた法律で、それが最初の幼い喫煙禁止法案という、幼い人が喫煙するのを禁止するという法案を議員立法で出しておきました。そこからの流れで今の未成年者喫煙禁止法があるんですけども、そのときの法目的がすごく興味深く、なぜこの法案を出したのかという答弁が、幼い年の子供が喫しますれば、日本帝国人民の元気を

消滅するに至るとか、読んでいくと、中国や印度におけるアヘンの普及に対する懸念とか、非常に戦争の時代を感じるようなものなんですね。また、国力増強上の問題とか、非常に帝国議會らしい、こういう提案理由が並んでいますけれども、そいつたものをそのまま引き継いでいるわけではもちろんなくて、今の趣旨を進化させた上で今の未成年者喫煙禁止法につながっていることですね。

そういった意味で、さらに調べると、一応、厚労省の見解では、なぜこの未成年者喫煙禁止法があるのかというと、少年の健全育成を図り、その福祉を守ることを目的とするものというふうに答えておりました。

そう考えると、この未成年者喫煙禁止法の趣旨にのつとれば、このニコチンを有しない電子たばこのカートリッジとその吸う装置は、容易に日本でも、さつき言つたような繁華街で買える状況で、一方で、このカートリッジが輸入できるような状況というのは、未成年者喫煙禁止法の趣旨から考へても問題だというふうに考えるところなんですが、それでも、この未成年者喫煙禁止法のたばこの定義が非常に曖昧なんです、これもまた。

なので、では、これが入るのかどうかというと、非常にややこしい。入るのかどうかと聞くと、また非常にややこしいんですけども、厚労省は、「これは言つたら怒られるかもしれないせんけれども、定義を逃げていまして、何か」というと、今申し上げた財務省のたばこ事業法の定義を適用しているわけです。  
つまり、「私が今申し上げたのは、ちょっとややこしく言つてしまひましたけれども、ニコチンを含有する、輸入できるこのカートリッジは、財務省の見解では製造たばこにもたばこ代用品にも当たらないので、つまり未成年者喫煙禁止法でも、これはたばこに当たらないから、禁止されていないんですよ。  
だから、個人輸入したニコチンだろうが、これ未満者が路上で吸つていてるというときに、で

は補導できるんですかといつたら、指導はできるけれども、いや、これは別に法律で禁止されないよと言われたときには、もうそれ以上何も言えないというような、非常にちよつとずれて、ある問題が生じかねないような、ねじれの状態が起きているのが実はこの電子たばこの問題なんですね。

その辺について、見解、どのように考へているのか、警察に来てもらつて、その辺をお伺いしたいのと、これは法改正が必要と思うんですけれども、実は役所もつらくて、これ自体が議員立法の趣旨だということ、かなり前にあります、しかも条文が数条しかないんですよ。すごくいじりにくい条文だというふうには理解しているんですが、しかし、明治以降、もうすぐ時間がたつていて、今の技術力に合わせた電子たばこののが新しく出てきている中で、この問題、未成年者喫煙禁止法をこのまま置いておくと非常に問題が生じるんじゃないかというふうに強く思うんですけれども、警察、どう考へていらっしゃるのか、お答えいただけますでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。  
御指摘のございましたように、未成年者喫煙禁止法のたばことは、たばこ事業法第二条三号に規定する製造たばこと同義でござります。「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいふ。」と解しておるところをごぞいます。

したがいまして、いわゆる電子たばこ等がたばこ事業法に規定する製造たばこに該当する場合には未成年者喫煙禁止法の禁止対象となりますが、該当しない場合には対象とならないという状況でございます。

御質問の、未成年者喫煙禁止法の禁止対象となる、いわゆる電子たばこ等でございまして未成年者が喫煙することの規制につきましては、関係省とも連携して、その実態や未成年者の健康に与える影響の有無等を踏まえつつ、その必要性等について検討していくべきものと考えております。

なお、未成年者喫煙禁止法におけるたばこに該当しない、いわゆる電子たばこ等でございましてものと考へるところでございまして未成年者の健全育成を図る観点から好ましくないという場合には、指導等の必要な措置をとつてあるところです。

○丸山委員 今できる範囲でやつてくださつてるのは非常にわかります。

ただ、今申し上げたように、個人輸入は薬機法上からなくて、非常に誰でも手に入る、未成年者もオーケーな状況で、それに対して、言うことはできるけれども、強くそれが法令違反だと言えないし、違法ではないと言われてしまつたらそこでストップだと。

そして、今いみじくもお話しされたように、さらには、財務省の中の縦割り、関税とたばこの理財の縦割りだけじゃなくて、警察と厚労の、それぞれの定義の押しつけ合いとまでは言いませんけれども、今の警察の答弁だつたら、財務省がたばこの定義をしてくれたらそこに入るので、未成年者の喫煙禁止法できちんとこれはカットできますよという答弁もあるというふうに思ふんですけども、そういう縦割りも非常に出てきやすい、この新しい電子たばこという分野かなというふうに強く思ふんですが、この定義の変更みたいなことに對して、少し戻りますけれども、これは検討していただくということはないんですね。

財務省の方がこれはたばこの代用品に入れてしまえば、逆にこの問題も一発でクリアするんですけども、そうした新しく出てきたこの電子たばこのあり方、どういう定義をするかというのをもう一度政府全体、特に財務省が私は首頭をとるべきだというふうに思つてますけれども、その辺の改正についてどう思われますか。

○佐川政府参考人 お答え申します。

先ほど申しましたとおり、まだまだちょっとと、その使用実態、流通実態が明らかでございませんので、それを見定めて、先生がおつしやったよう

に、各省と連携をとりながら検討してまいりたいと思います。

○丸山委員 よろしくお願ひします。

麻生大臣も意外においしかつたという電子たばこですから、しっかりとこれは把握していく、そして、必要な規制をきちりかけていく、楽しんでもらう分には楽しんでもらうというのが、非常にこの国の未来にとつて大事なことだと思います。

最後の時間、少しあたばこから離れるんですが、未成年者の購入とかいう点でもう一つ気になる点があつたので、きょうは総務省さんに来ていただき、お伺いしたいたいというふうに思います。やんちゃといえば、たばこを未成年が吸つてどうしたことやというのよくありますけれども、もう一つは、さつき話がありましたが、パチンコとか競馬とか、あとは競艇もそうですし、そういうたがいの関係というのよく不良い代名詞のような話ですけれども、一方で、これはきちんと未成年者が買えないよう規制をしていくんです。競馬も、競馬法もそうですし、モーターボートもそうですし、パチンコなんかも一応十八歳未満は入れないと風呂法でなつていてますね。そういう意味で法規制をしているんですね。が、一つだけ法規制がないものがあるんです。それは何かというと、宝くじなんです。びっくりませんよ。

何でこれは宝くじはないんだというふうに聞いていきたいんですけども、宝くじの法律は当せん金付証票法ですね、による宝くじは、どうして未成年者の購入を禁止していないんでしょうが。お答えいただけますでしょうか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

宝くじは、法律上、くじ引きにより当せん金品を支払う証票と定義されておりまして、完全に偶然性に基づき当せんが決定されるものであることから、未成年者の購入について、法律上は年齢制限が設けられていないものでございます。

都市並びに宝くじの発売等の委託を受けた金融機関におきましては、未成年者への販売の自肅を行つてゐるところでございます。

○丸山委員 聞いていただきた皆さん、一律首をかしげると思いますけれども、完全に偶然性であるから宝くじは未成年は買えるという見解なんですか。

すけれども、もうちょっと逆に解説をつけ加えると、競馬とかは選べるじゃないですか、どの馬が勝つか選べるけれども、宝くじは選べないから未成年者でも買えるんだ、偶然性だからということなんですかとも、逆に言えば、最近、BIGというのがありますて、試合の予想が自動的に出るようなものがあるわけですよ。これは、実はたゞ法で未成年者の禁止をしているんです、完全偶然性なのに。では、なぜ宝くじだけ未成年者が買えるんだというのが一つ。

もう一つ、今お話をあつたように、ただ、現場

では未成年者が買えないようにしているんですよ。実は、都道府県が委託したみずほ銀行の宝くじ部ですけれども、それが、現場の販売店において、明らかに未成年者だという場合には一応宝くじは売れませんと自肅をしているんですけれども、でも、これは結局、さつきの未成年者喫煙禁止法と一緒に、いやいや、法律で禁止されてしませんよ、何で売つてくれないんですかと言われたときに、答えて窮するわけですよ。では、逆に返せば、何で法律で認められていくのを売つてくれないんだ、おかしいじゃないかと未成年者に言われかねない事例だと思うんです。

ちょっと意地悪な質問かもしませんが、このみずほ銀行宝くじ部のやり方というのは、法の趣旨を逸脱しているのではないですか。ほかの法律では、明確に、未成年者は買つてはならない、売つてはならないと書いてあるわけですよ。しかし、これだけ書いていないということは、法の目的、趣旨に照らせば、未成年者も買つていいと言つているんですよ。そういうことですよね、法のたてつけの並びを考えたら。

しかし、現場では売つていいないということは、法の趣旨に逸脱する行為じゃないか。そして、未成年者の購入はそもそも禁止されていないということでいいんですね。逆説的に聞いていますけれども、総務省、どうですか。

○池田政府参考人 宝くじの未成年者の購入につきましては、法律上は年齢制限が設けられています。未成年者の購入はそもそも禁止されていないことどころでございますが、先ほど申しましたように、発売団体並びに受託金融機関では、未成年者に販売することを自肅しているところでございます。

この自肅でござりますけれども、これは、未成年者が親の了解を得ずに多額の宝くじを購入すること等によるトラブルの発生を未然に防止するという観点から行つてあるものというふうに承知しておりますて、総務省いたしましても、こうして対応というものは基本的に適切だというふうに考えております。

○丸山委員 もう一回伺いますけれども、未成年者の購入は禁止されていないということでいいんですね。そして、その未成年者を現場で規制している理由について、多額な量を買ふからといふように言いましたが、もう一回ちょっと。禁止さ

れております。

○丸山委員 もう一回伺いますけれども、未成年者の購入は禁止されていないということでいいんですね。そして、その未成年者を現場で規制している理由について、多額な量を買ふからといふように言いましたが、もう一回ちょっと。禁止さ

れております。

○池田政府参考人 未成年者による宝くじの購入については、法律上は年齢制限というものは設けられていないところでございます。

○池田政府参考人 未成年者による宝くじの購入については、法律上は年齢制限といふものは設けられていないところでございます。

こうしたことにつきましては、発売団体であります都道府県及び指定都市、そして受託金融機関におきまして、当せん金付証票法に基づいて事務を執行しているわけですけれども、適切に事務を執行するためにさまざまな事情を考慮して自主的に行はれています。

○丸山委員 問題だということは、今の話だと、総務省も認識されているということでいいですね。未成年者が買ふことは問題だから、では、現場でやつてることはそれは是なんですね。それ

では、未成年が買ふことが、今お話ししたように、多額の当せん金を得たときの使用の問題だと

か幾つか挙げられていましただけれども、それによつて未成年によくない影響があるから現場では売らないという判断をしていることは是、正しに、けれども、法律では違反していないんだつた

ら、普通の考え方だと、法律を変えましょうよといふのが普通の話だと思うんです。どう考えて、

宝くじだけ未成年者が買える状況を放置している

ということ自体が不健全で、逆に、今総務省も未成年が買うことは問題だという認識は持つてい

らうのが普通の話だと思うんです。どう考えて、

宝くじだけ未成年者が買える状況を放置している

ということ自体が不健全で、逆に、今総務省も未成年が買うことは問題だという認識は持つてい

らうが普通の話だと思うんです。どう考えて、

宝くじだけ未成年者が買える状況を放置している

ということ自体が不健全で、逆に、今総務省も未成年が買うことは問題だという認識は持つてい

らうが普通の話だと思うんです。どう考えて、

宝くじだけ未成年者が買える状況を放置している

ということ自体が不健全で、逆に、今総務省も未成年が買うことは問題だという認識は持つてい

らうが普通の話だと思うんです。どう考えて、

宝くじだけ未成年者が買える状況を放置している

ということ自体が不健全で、逆に、今総務省も未成年が買うことは問題だという認識は持つてい

とこれは、おかしい、売れないんだ、売ると問題があるんだと総務省も言つてゐるんですから、法律を改正して未成年者については禁止すべきじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしようか。

○富樫大臣政務官 先ほど審議官が答弁したとおり、宝くじは、法律上、くじ引きにより当せん金品を支払う証票と定義され、完全に偶然性に基づき当せんが決定される性格であることから、未成年者の購入について法律上の規制までは行つていませんが、発売団体及び受託金融機関では、未成年者への販売の自肅を行つてゐるところであります。

○丸山委員 成年者への販売の自肅が行われている実情を踏まえると、未成年者に対する宝くじの購入を改めて法律で規制する必要まではないものと考えております。

ですから、このような宝くじの性格及び現に未成年者への販売の自肅が行われている実情を踏まえると、未成年者に対する宝くじの購入を改めて法律で規制する必要まではないものと考えております。

○丸山委員 富樫先生、先ほどは廊下でありましたがどうぞお入りください。

今読んでいただいて、ここからが私は本番だと

いうふうに思つていています。

富樫政務官、お聞きになつて、矛盾しているな

といふふうにはお感じになりませんか。いや、変えてしまえばいいと思うんですけれども、確かに

以上でござります。

○丸山委員 富樫先生、先ほどは廊下でありましたがどうぞお入りください。

今読んでいただいて、ここからが私は本番だと

いうふうに思つていています。

富樫政務官、お聞きになつて、矛盾しているな

といふふうにはお感じになりませんか。いや、変えてしまえばいいと思うんですけれども、確かに

以上でござります。

○丸山委員 富樫先生、先ほどは廊下でありましたがどうぞお入りください。

今読んでいただいて、ここからが私は本番だと

任だというふうに私は思うんです。重ねて、お読みにならないと思りますけれども、政治家として、富樺政務官、どういうふうにお感じになつたかで構いません、今の議論を聞いてどういうふうにお感じになつたのか、その辺をお伺いできますでしょうか。

○富樺大臣政務官 繰り返しになりますけれども、性格と実情を踏まえると、やはり法律で規制する必要ではないということで、御理解をお願いしたいと思います。

○丸山委員 政務官を何かここで追い詰めるということは考えていませんが、私のこの趣旨は、おかしいなというのを皆さんにまずは共有していただくことから始まるなというふうに思いましたので、大いにあの議論のときは意味があつたかなというふうに感じました。

麻生大臣、済みません、時間がなくてこの残りの部分を聞けなかつたので、残りの部分は、次の委員会、またあした六十分お時間をいただいていますので、やらせていただきたいと思いますが、きょうのたばこの話、電子たばこを聞かれてどのようにお感じになつたか、最後、お話を聞いて終わりたいというふうに思います。

○麻生国務大臣 私どもが当選したとき、成人男子の七八%がたばこを吸い、三千億本だつたんだと思うんですねけれども、その後、税収として、今、地方税で一兆七百億ぐらいだったかな、国税を足して二兆一千何百億になつていると思うんですけど、これだけ減つても余り税収は減らないんですね。がんは間違ひなく三倍ふえましたからね、肺がんは。たばこってそんな関係あるのとつて、証明できる人というのを、俺はぜひ聞いてみたいと思って、いろいろな人に聞くんです。

日本人なんか、全然こういうのは、みんな誰かが言つた論文を読んでいるに違ひないと思つて、これをやつてゐるアメリカのメイヨーとかあつたところが絶対正しいと思つて聞いたんですが、おもしろいことを教えてもらつたんです。アルツハイマー、九五%が非喫煙者という数字

で、女房に、俺がアルツハイマーになつてほしいか、肺がんがいいか選べといふのが今アメリカで最もはやるジョークなんですって。すごい話を聞いていたら、ミスター麻生、間違いないと言うから、その話を聞いて大分使いましたけれども。いずれにしても、電子たばこというものは新しい分野なんですね。私は、まだたばこと決められないといふんだつたら、ここで吸わせてくられますか、国会でいう話を議員案として提案されでみたらどうかね、そうすると、いろいろが随分おさまって、激論もちつとは減るんじゃないかなと、それぐらい、ちょっと一瞬思いながら今話を聞いていたんですけども。

いずれにしても、こういった新しいものに対しても、どう対応するかというのを漬しちゃうんじゃなくて、間違ひなくふえていきますよ、これは間違ひなく。それはいろいろなところで顕著ですから、いろいろな人、吸つている人は随分ふえてきていますから、何となくバイオとは違つて、金然違つた意味で、ストレスがおさまっているというのは間違ひなく効果があることは確かだと思いますので、ちょっとこれは、ただただ漬しちゃうとか何とかじやなくて、ちょっと建設的に検討する必要があるんじやないかなと思つて聞いていました。

○丸山委員 時間が来ましたので終わります。大変すばらしい麻生節、ありがとうございました。

○御法川委員長 次回は、明二十二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会するごとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会



平成二十九年三月三十一日印刷

平成二十九年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F